

付録



那須烏山市 国土強靱化地域計画

令和3年3月
栃木県 那須烏山市



目 次

第1章 本計画の基本的事項

1	策定の趣旨	1
2	本計画の位置づけ	2
3	地域防災計画との関係	3
4	計画期間	3

第2章 本計画の基本的な考え方

1	基本理念	4
2	基本目標	4
3	基本方針	5

第3章 脆弱性評価

1	脆弱性評価の考え方	6
2	想定するリスク	6
3	リスクシナリオの設定	6
4	リスクシナリオを回避するために必要な施策分野	8
5	脆弱性の分析結果	8

第4章 強靱化の推進方針

1	施策分野ごとの推進方針	11
2	個別施策の推進方針	12
3	重要業績評価指標	23

第5章 本計画の推進と進捗管理

1	優先的に取り組む施策	24
2	各種施策の推進と進捗管理	25

別 紙 国土強靱化を推進するために実施する個別事業一覧

第1章 本計画の基本的事項

1 策定の趣旨

我が国では、近年、気候変動の影響等により全国的に豪雨災害が頻発化、激甚化しているほか、近い将来、首都直下地震や南海トラフ巨大地震が想定されるなど、大規模自然災害への備えが大きな課題となっています。

こうした中、国では、平成23年に発生した東日本大震災等の教訓を踏まえ、大規模自然災害に備えた強靱な国づくりを推進するため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を平成25年に制定するとともに、基本法に基づき「国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）」を平成26年（平成30年改訂）に策定したところです。さらに、国基本計画に基づき、特に緊急に実施すべきハード・ソフト対策をとりまとめた「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を平成30年12月に閣議決定するとともに、令和4年度頃からは、国土強靱化に関連する各府省庁の補助金や交付金事業について、各自治体の地域計画に位置づけされていることを採択要件とするなど、国土強靱化を一層、加速させることとしています。

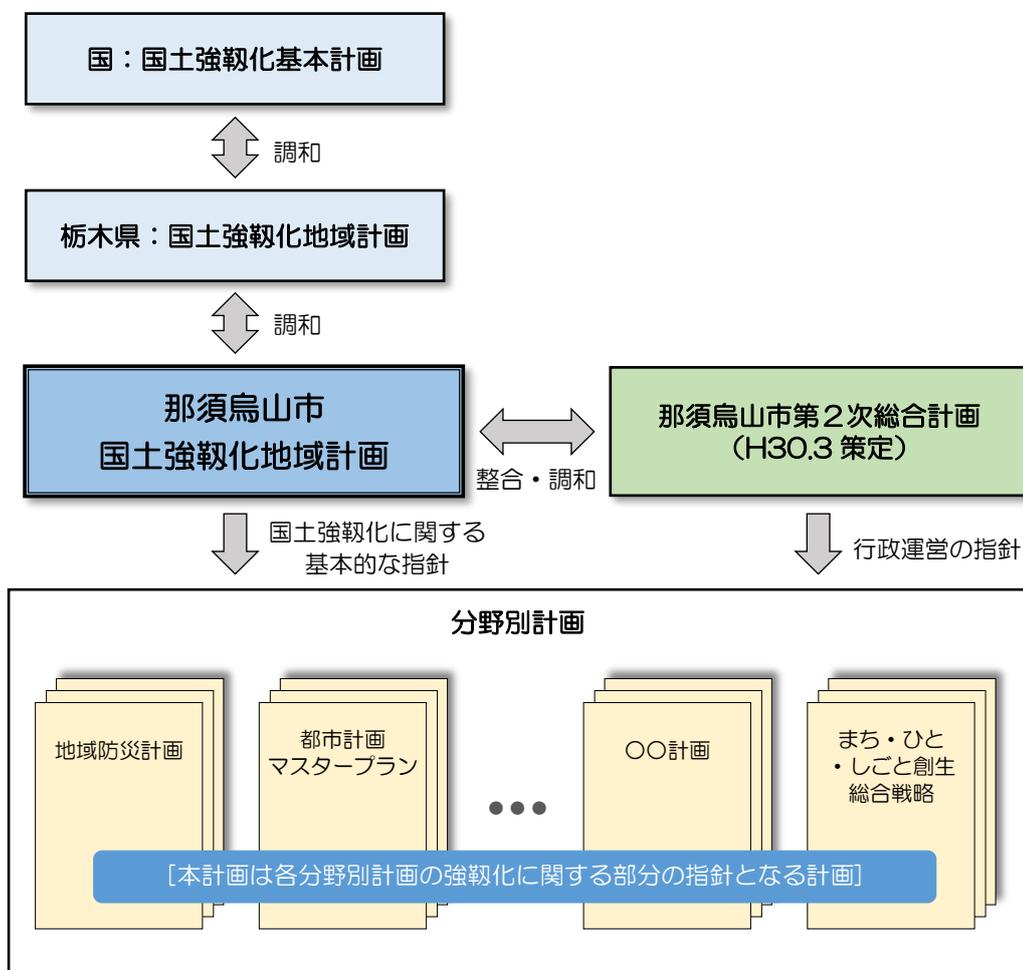
本市においては、東日本大震災をはじめ、令和元年東日本台風など、これまでも、幾度となく大規模自然災害が発生し、市民生活や地域経済に大きな影響をもたらしてきたところです。そこで、これまでの自然災害から得た教訓や基本法の趣旨を踏まえ、国基本計画や「栃木県国土強靱化地域計画（以下「県地域計画」という。）」との調和を図りながら、「強さ」と「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを推進するため、「那須烏山市国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定することとします。

2 本計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく、国土強靱化地域計画であり、国基本計画及び県地域計画との調和を保ちながら、本市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な指針となる計画として策定します。

なお、本市の最上位計画である第2次総合計画や地域防災計画と整合性を図るものとします。

《 本計画の位置づけ 》



3 地域防災計画との関係

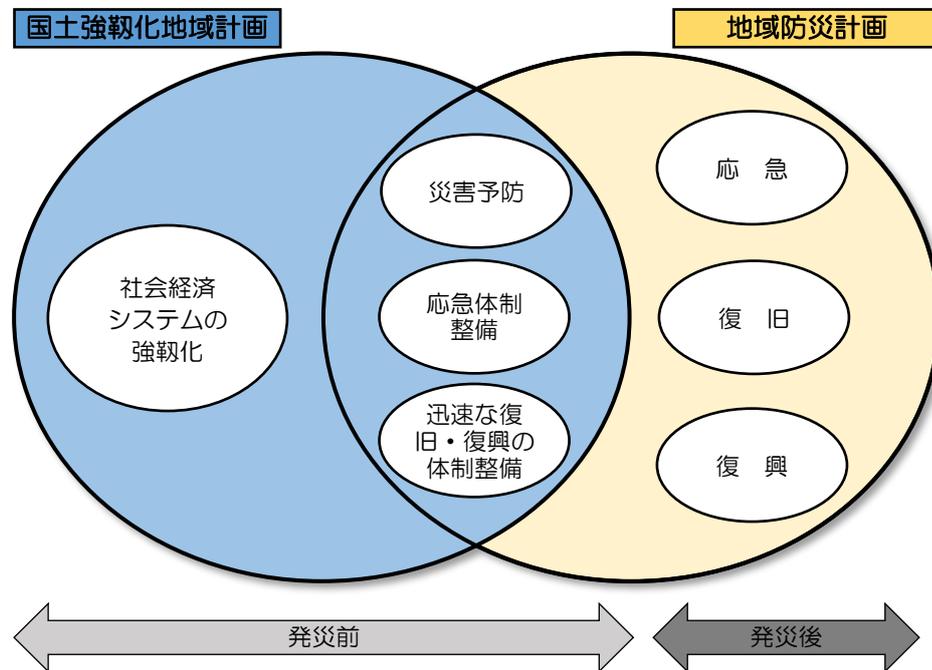
本計画は、本市の国土強靱化に関する基本的な方針を示した計画であることから、災害対策基本法に基づく「地域防災計画」においても指針となります。

本計画の策定後は、その指針に基づき、必要に応じて「地域防災計画」の見直しを行います。

《 地域防災計画との比較 》

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
根拠法令	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法	災害対策基本法
計画の目的	自然災害全般を想定し、地域社会の強靱化を目指す	災害の種別ごとに、発生時及び発生後の対応力の強化を目指す
施策内容	人命保護や被害の最小化などを行うため、最悪の事態を回避する施策	予防、応急、復旧、復興などの具体的な施策
対象となる局面	災害発生前	災害発生時・発生後

《 国土強靱化地域計画と地域防災計画との関係性 》



4 計画期間

本計画は、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 本計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の基本理念は、防災・減災と地域の発展を両立させる国土強靱化の趣旨を踏まえつつ、第2次総合計画の基本理念である「みんなの知恵と協働による‘ひかり輝く’まちづくり」の実現に向けて、次のとおり設定します。

いかなる自然災害が発生しようとも、

- ①市民の生命の保護が最大限図れること
- ②市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④迅速な復旧・復興に取り組むこと

を目指して、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全安心なまちづくりを進めます。

2 基本目標

本市の強靱化を推進するために必要な事項として、国基本計画や県地域計画を踏まえ、次の8つの基本目標を設定します。

- ①直接死を最大限防ぐこと
- ②救助・救急活動や医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること
- ③必要不可欠な行政機能は確保すること
- ④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること
- ⑤経済活動（サプライチェーン※を含む）を機能不全に陥らせないこと
- ⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること
- ⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと
- ⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

※ サプライチェーン…製品の原材料の調達から製造、配送、販売、消費までの一連の流れのこと。

3 基本方針

国土強靱化に向けた基本目標の実現に向け、国基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」及び県地域計画を踏まえ、次のとおり推進します。

(1) 基本姿勢

- 人口減少や高齢化の更なる進展、各種社会資本の老朽化など、本市を取り巻く社会情勢を踏まえた施策を推進します。
- 災害時にすべての市民等が円滑かつ迅速な避難が可能となるよう、女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人に十分に配慮して対策を講じます。
- 自助、共助、公助を基本として、国、県、市民、民間事業者等と適切な連携と役割分担の下、施策に取り組みます。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- 防災拠点施設の整備や建築物の耐震化等のハード対策と、防災訓練や防災教育の実施等のソフト施策を適切に組み合わせ推進します。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平常時における市民生活の安全・安心や生活の豊かさの向上等にも資する対策となるよう留意します。

(3) 効果的な施策の推進

- 限りある資源（人、モノ、予算）の中で、効率的、効果的に国土強靱化を進めるためには、「人命保護」を第一に優先的に取り組む施策を明確にし、選択と集中による施策の重点化を図り推進します。

第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

強靱化を進めるためには、本市において想定される「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し、それらに対する弱点を洗い出し、分析・評価を行う必要があります。

国基本計画及び県地域計画では、基本法第17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」という。）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針を定めています。

本計画においても、国や県が実施した手法を参考に脆弱性評価を行うこととします。

2 想定するリスク

国基本計画及び県地域計画では、大規模自然災害全般によるリスクを想定しており、本市においても、近年の自然災害状況を踏まえながら、今後発生が懸念される「大規模地震」や年々発生頻度が高まっている「大雨による浸水」、さらに、大型化・強化化している「台風による風水害」などの「大規模自然災害全般」によるリスクを想定します。

なお、本市は、茨城県にある日本原子力発電東海第二発電所と比較的近距离に位置することから、平成23年に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、「原子力災害（放射性物質の放出等）」を想定するリスクに含めることとします。

3 リスクシナリオの設定

想定するリスクを基に、国基本計画及び県地域計画との調和に留意しつつ、本市の地理的環境や地域特性を踏まえて、次のとおり「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定します。

《 本計画におけるリスクシナリオ 》

基本目標		No.	リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)
1	直接死を最大限防ぐこと	1-1	建物等の複合的・大規模倒壊や密集市街地・不特定多数の方が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-2	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急活動や医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギーの供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生、劣悪な避難生活環境及び不十分な健康管理による多数の被害者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保すること	3-1	地方行政機関の職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること	4-1	防災・災害対応に必要な情報通信機能の停止や情報伝達の不備
5	経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の経済活動の停滞
		5-2	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること	6-1	電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能停止
		6-2	上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと	7-1	ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模拡散・流出による荒廃
		7-3	農地・森林等の被害による荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材(専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等)の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興ができなくなる事態
		8-3	貴重な自然環境や文化遺産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 リスクシナリオを回避するために必要な施策分野

本計画では、国基本計画及び県地域計画において設定された施策分野を参考にしながら、一体的かつ効果的な取り組みとするため、次のとおり4つの施策分野を設定します。

《 リスクシナリオ回避のための4つ施策分野 》

施策分野	主な内容
A. 行政機能・防災	<ul style="list-style-type: none">・防災拠点の機能確保・消防、救助・救急活動の確保
B. 都市・インフラ・環境	<ul style="list-style-type: none">・住宅・建築物の耐震化・都市基盤の整備、適正な土地利用・環境の保全
C. 市民生活	<ul style="list-style-type: none">・保健医療、福祉の確保・地域活動、地域防犯活動の維持・教育環境の確保
D. 経済・産業	<ul style="list-style-type: none">・経済活動の維持・農林業の保全・エネルギーの確保・情報通信機能の確保・交通、物流機能の維持

5 脆弱性の分析結果

各リスクシナリオに関連する本市の取り組み状況や課題等の有無について、分析、評価を行いました。評価結果については、次頁のとおりです。



令和元年東日本台風による冠水被害 ▶

《 リスクシナリオに基づく脆弱性の分析結果 》

1. 直接死を最大限防ぐこと

- 建物の大規模倒壊や不特定多数の方が集まる施設における火災への備えとして、平時から市民をはじめ、学校の児童・生徒や各種施設の施設管理責任者等に対する防災意識の啓発が必要。
- 災害時における空き家や電柱の倒壊は、迅速な避難、消火、救助・救急活動や物資輸送等の妨げとなることから、倒壊の危険がある空き家の除却や幹線道路における無電柱化等の対策が必要。
- 地域における迅速かつ的確な避難、消火、救助・救急活動等のため、消防団員の確保と資質向上、自主的な地域防災組織の体制づくりの推進が必要。
- 那珂川をはじめとする各河川流域の水害を最小限に抑えるためには、国・県と連携した治水対策や適正な河川管理、市による河川管理施設の維持管理が必要。
- 土砂災害に対しては、「洪水・土砂災害ハザードマップ」による危険区域の周知や防災意識の醸成のほか、国・県と連携した対策強化が必要。

2. 救助・救急活動や医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保すること

- 乳幼児から高齢者まで被災時の生活に必要な物資を確保するため、平時からの備蓄とともに、関係機関・団体との協定に基づく円滑な物資供給や緊急輸送の体制強化が必要。
- 被災者の生活確保及び緊急輸送道路等のネットワーク維持のため、土砂災害警戒区域が指定されている那珂川左岸側地域をはじめとした孤立想定地区の把握と対策が必要。
- 災害時の迅速かつ的確な救助・救急活動等のため、近隣市町、警察署、広域行政事務組合との相互応援や医療関係機関との連携の強化が必要。
- 避難生活における市民の健康を維持するため、避難所等での新型インフルエンザ等感染症の拡大予防や避難生活の長期化による健康状態の相談体制の強化が必要。

3. 必要不可欠な行政機能は確保すること

- 被災後における円滑な行政業務を継続するため「市業務継続計画」の策定が必要。
- 災害時の迅速かつ的確な対策を実施するため、防災拠点となる市役所烏山庁舎や南那須庁舎、多数の方が利用する公共施設の更なる耐震化の対応が必要。
- 地域の主要な避難所である学校等の公共施設の長寿命化や子育て支援施設の長寿命化・耐震化が必要。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保すること

- 迅速かつ的確な防災・行政情報の発信のため、「防災 Info なすからすやま」を推進するとともに、より多くの市民へ正確な情報を伝達するために多様な伝達手段の検討が必要。
- 災害発生時に避難行動で支援が必要な対象者や冠水等の災害リスクの高い地域における健康弱者の把握と社会福祉協議会や地域住民との連携による支援体制の強化が必要。

5. 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせないこと

- 地域の経済活動の停滞を回避するため、民間事業者の事業継続計画の策定や平時からの防災訓練の実施等による市内事業者の災害対応力の向上が必要。
- 災害発生後の物流や人の移動に必要な道路ネットワークを確保するため、橋梁やトンネルの長寿命化の実施、迂回路としての農林道の把握と整備が必要。
- 被災後の食料等安定供給のため、地域と連携した農林業に係る生産基盤施設の日常的な点検・修繕が必要。

6. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期復旧を図ること

- ライフラインの被害抑制と早期復旧のため、防災上重要な市役所行政庁舎の非常用電源の設置や電気・ガス・電話等関係事業者との相互協定による災害対応力強化が必要。
- 上水道の安定供給と汚水処理施設の被災による公衆衛生問題を回避するため、上下水道施設や農業集落排水施設の長寿命化・浸水対策の推進が必要。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させないこと

- ため池の損壊等による被害防止や農地・森林の荒廃による二次被害を防止するため、田園地域や山林地域での総合的な生産管理体制等を含めた災害対策の強化が必要。
- 倒壊建屋等からの有害物質等の拡散・流出対策や近隣県での原子力災害対策など、健康被害や環境への悪影響を防止するための対策が必要。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備すること

- 国・県や関係機関等と連携して、災害廃棄物の円滑・迅速な処理体制や現地復元性のある地図を整備するための地籍調査の推進が必要。
- 災害ボランティアの活動体制の強化に向けた受け入れ側の事前準備の推進が必要。
- 貴重な自然環境や「烏山の山あげ行事」をはじめとした歴史・文化的遺産の後世継承のため、災害による損失防止のための対策が必要。

第4章 強靱化の推進方針

1 施策分野ごとの推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、今後必要となる施策を検討し、次のとおり施策分野ごとに推進方針を定めました。

各分野における施策の推進にあたっては、適切な役割分担の下、庁内関係各課はもとより、各関係機関と連携を図りながら推進することにします。

《 各分野における施策 》

施策分野		施策（39項目）
A. 行政機能・防災	(1) 行政機能	①防災拠点機能の確保
		②市業務継続計画の策定
		③学校施設の長寿命化
		④子育て支援施設の長寿命化・耐震化
		⑤非常用電源の確保
	(2) 防災	⑥火災予防啓発活動
		⑦物資、資機材等の備蓄
		⑧近隣市町との相互応援体制の整備
		⑨災害情報の収集及び市民等への伝達
		⑩原子力災害対策の推進
B. 都市・インフラ・環境	(1) 都市	①住宅・建築物の耐震化
		②老朽空き家対策
		③緊急輸送体制の整備
		④土地境界等の復元を図るための地籍調査の推進
	(2) インフラ	⑤幹線道路の無電柱化
		⑥道路、橋梁の防災・減災対策
		⑦上下水道施設の浸水対策と長寿命化
		⑧農業集落排水施設の長寿命化
		⑨治水対策
		⑩河川管理施設の維持管理、点検
	(3) 環境	⑪土砂災害対策
		⑫孤立想定地区の把握及び対策
		⑬自然環境や文化遺産の保全、資料の保管
C. 市民生活	(1) 市民生活	①地域消防力の向上
		②防災意識の啓発、防災教育の実施
		③医療関係機関との連携強化
		④避難所等における感染症予防対策
		⑤被災者の健康管理
		⑥避難行動要支援者名簿の作成、活用
		⑦健康弱者の把握
		⑧有害物質等の拡散、流出対策
		⑨災害廃棄物の処理方針の策定
		⑩災害ボランティアの活動体制の強化
D. 経済・産業	(1) 経済	①市内事業者の災害対応力の向上対策
		②ライフライン関係機関との連携・協力体制の整備
	(2) 産業	③迂回路となり得る農林道の整備
		④農林業に係る生産基盤施設の災害対応能力の強化
		⑤ため池の点検、整備等
		⑥農地、森林の保全

2 個別施策の推進方針

A 行政機能・防災

施策1	防災拠点機能の確保
リスクシナリオ	3-1
概要	災害発生時における迅速かつ的確な対策を実施するため、消火、救助・救急活動や物資輸送活動等において重要な役割を担う防災拠点（災害対策本部、避難所、消防施設）の機能確保を推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部として機能する新庁舎整備の推進【総合政策課】 ・災害発生時のサブ拠点である保健福祉センターの維持管理【健康福祉課】

施策2	市業務継続計画の策定
リスクシナリオ	3-1
概要	被災後の円滑な行政業務を行うため、「市業務継続計画」を策定し、行政としての災害対応力の向上と業務継続体制を強化します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市業務継続計画の策定【総務課】 ・住民情報等の重要情報を取り扱うシステム（住民基本台帳システム等）のデータ保全や業務継続性の確保【市民課】 ・災害時における速やかな庁内協力体制を構築するため、訓練等の実施【全庁各課】

施策3	学校施設の長寿命化
リスクシナリオ	3-1
概要	児童生徒の安全確保を第一に考え、施設の耐用性の確保に必要な工事を計画的に行うとともに、避難所としての役割を担う学校施設については、長寿命化と併せ、高齢者や要配慮者にも対応できるバリアフリー化について検討します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・学校施設等長寿命化計画（令和2年度策定）に基づく、学校施設の計画的な改修・修繕【学校教育課】

施策4	子育て支援施設の長寿命化・耐震化
リスクシナリオ	3-1
概要	利用者が安心して使用できる子育て施設の整備や維持管理を行います。特に浸水想定区域内にあるにこにこ保育園については、早期につくし幼稚園と統合した認定こども園の整備を進めます。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園の整備【こども課】 ・未耐震であるこども館の存続・複合施設化の検討【こども課】

施策5	非常用電源の確保
リスクシナリオ	6-1
概要	災害発生後の迅速かつ的確な情報収集・伝達及び関係機関等との情報の相互共有、対策本部機能の維持のため、市役所行政庁舎に安定した電源を確保します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 市役所行政庁舎への非常用電源設備の設置【総務課】 災害時における相互協力に関する基本協定に基づいた電力会社との連携強化【総務課】

施策6	火災予防啓発活動
リスクシナリオ	1-1
概要	火災の事前予防と、火災発生時における迅速かつ的確な消火活動等の体制を整備します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対する火災予防啓発活動の継続的な実施【総務課】 消防団員の確保や資質の向上などによる消防組織力の充実・強化【総務課】

施策7	物資、資機材等の備蓄
リスクシナリオ	2-1
概要	災害発生直後の被災住民等の生活を維持するため、必要な物資の備蓄と緊急輸送・受入体制を強化します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 本市における備蓄物資の増加【総務課】

施策8	近隣市町との相互応援体制の整備
リスクシナリオ	2-3
概要	本市の対応能力を超える大規模な災害発生に備え、近隣市町との相互応援体制や関係機関・団体等との協力体制を強化します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 近隣市町や関係機関・団体等と締結している災害時の相互応援に関する協定の適正な運用【総務課】 近隣市町等からの相互応援を迅速かつ効果的に受け入れるための本市における受援体制の整備【総務課】

施策9	災害情報の収集及び市民等への伝達
リスクシナリオ	4-1
概要	災害発生時において、国・県や関係機関との迅速かつ確かな情報の収集と市民等へ伝達できる体制を強化します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 防災情報伝達ツール（防災 info なすからすやま、防災行政ネットワーク、市ホームページ等）の適正な運用【総務課、総合政策課】 南那須地区におけるサイレン吹鳴システムの構築【総務課】

施策10	原子力災害対策の推進
リスクシナリオ	7-2
概要	近隣県の原子力発電所等における原子力災害が発生した場合において、市民の生命を迅速に保護するための対策を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 国、県、原子力事業者等との連携による原子力発電所等における異常事態等に関する情報収集・連絡体制の整備・充実【総務課】



スマートフォンの「防災情報伝達システム」▶
アプリ画面（左）と戸別受信機（右）

B 都市・インフラ・環境

施策1	住宅・建築物の耐震化
リスクシナリオ	1-1
概要	那須烏山市建築物耐震改修促進計画に基づき、市民への普及啓発や国支援制度等の有効活用により耐震化を促進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の耐震診断や建替えの促進【都市建設課】 ・不特定多数の方が利用する公共施設の耐震化、長寿命化の促進【総合政策課ほか】 ・避難路沿道等におけるブロック塀等倒壊防止のための施策の検討【都市建設課】

施策2	老朽空き家対策
リスクシナリオ	1-1
概要	災害発生時における倒壊等による危害を防ぐため、関係機関と連携しながら、危険な老朽空き家対策を促進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・危険空き家の所有者等に対する適正管理の啓発や指導【都市建設課】 ・危険空き家に関する迅速な情報共有と対応のための庁内体制の強化【まちづくり課・総務課・都市建設課】 ・空き家等対策協議会の設置と空き家等対策計画の策定【まちづくり課】

施策3	緊急輸送体制の整備
リスクシナリオ	2-1
概要	災害発生時において、被災地域への救援物資等を迅速かつ確実に輸送するため、県や関係団体等と連携しながら、緊急輸送体制を整備します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・関係団体等との災害時における輸送協力に関する協定の適正な運用【総務課】 ・国・県や民間企業等との連携による輸送物資等の保管場所の確保【総務課】

施策4	土地境界等の復元を図るための地籍調査の推進
リスクシナリオ	8-4
概要	被災後の迅速な復旧・復興のため、土地境界等の現地復元性のある地図を整備します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査の推進【都市建設課】

施策5	幹線道路の無電柱化
リスクシナリオ	1-1
概要	災害発生時の円滑な避難や物資輸送、速やかな復旧・復興のため、主要な幹線道路の無電柱化を推進します。
主な取組	・県との連携による電線類地中化事業の実施【県・都市建設課】

施策6	道路、橋梁の防災・減災対策
リスクシナリオ	5-2
概要	災害発生時において、安全性の高い道路ネットワークを確保するため、道路、橋梁等の防災・減災対策を実施します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設長寿命化修繕計画に基づいた橋梁・トンネル等危険箇所の修繕【都市建設課】 ・緊急輸送道路指定路線等の整備と維持管理【都市建設課】

施策7	上下水道施設の浸水対策と長寿命化
リスクシナリオ	6-2
概要	災害発生時における安定した飲料水供給と汚水処理機能の長期停止による公衆衛生問題を防止するため、運営計画と防災対策を推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・水道施設の浸水対策（防水扉・パネル等の設置）の実施【上下水道課】 ・下水道施設の浸水対策（土のう等の配置）の実施【上下水道課】 ・水道事業アセットマネジメント^{※1} や下水道ストックマネジメント^{※2} 計画の策定、見直しの実施【上下水道課】 ・水道事業における水安全計画の策定・見直しの実施【上下水道課】 ・下水道業務継続計画の定期的な見直しと適正管理の推進【上下水道課】

※1 水道事業アセットマネジメント…持続可能な水道事業を実現するため、長期的な視点に立ち事業運営や計画的な施設の更新を行うなど効率的かつ効果的に管理運営するための計画。

※2 下水道ストックマネジメント…持続可能な下水道事業を実現するため、下水道施設全体を対象に状態を点検・調査等により客観的に評価し、下水道施設を計画的かつ効率的に管理するための計画。

施策8	農業集落排水施設の長寿命化
リスクシナリオ	6-2
概要	災害発生時において、農業集落排水機能の停止による公衆衛生問題を防止するため、機能診断を踏まえた老朽化対策と防災対策を推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能診断調査を踏まえた「農業集落排水事業最適整備構想」の策定【上下水道課】 ・下水道業務継続計画と一体的な計画の策定【上下水道課】

施策9	治水対策
リスクシナリオ	1-2
概要	那珂川をはじめとする各河川流域における市民の生命・財産を守るため、国・県と連携した河川の整備・管理による防災・減災対策を推進します。
主な取組	・国や県との連携の基での「那珂川緊急治水対策プロジェクト」に基づく霞堤整備と防災集団移転の実施【国・県・都市建設課】

施策10	河川管理施設の維持管理、点検
リスクシナリオ	1-2
概要	豪雨等の災害発生時の被害を最小化するため、河川管理施設の適正な維持管理や長寿命化対策を図ります。
主な取組	・市が管理する樋管などの河川管理施設の維持管理、施設の長寿命化対策の実施【都市建設課】

施策11	土砂災害対策
リスクシナリオ	1-3
概要	豪雨等による土砂災害からの被害を最小化するため、土砂災害警戒区域内における市民等に対して、防災意識の醸成と適切な対策を図ります。
主な取組	・迅速な住民避難行動のための洪水・土砂災害ハザードマップの活用【総務課】 ・県と連携した急傾斜地崩壊対策の推進【県・都市建設課】

施策12	孤立想定地区の把握及び対策
リスクシナリオ	2-2
概要	災害発生時に交通や情報通信の手段の途絶等により孤立する可能性のある地区を把握し、孤立防止のための道路の維持管理と整備を図ります。
主な取組	・那珂川左岸側を中心とした孤立する可能性のある地区の把握【総務課】 ・孤立する可能性のある地区までの主要道路のパトロールと代替道路の検討【総務課・都市建設課】

施策13	自然環境や文化遺産の保全、資料の保管
リスクシナリオ	8-3
概要	災害による自然環境や文化遺産等の衰退・損失を防止するため、関係団体等との連携による保存管理や文化財の防災対策を推進します。
主な取組	・文化財保護事業、文化財調査事業の推進【生涯学習課】 ・自然環境保護等に取り組む関係団体への活動支援【生涯学習課】

C 市民生活

施策1	地域消防力の向上
リスクシナリオ	1-1
概要	地域における迅速かつ的確な避難、消火、救助・救急活動等のため、各地域の消防団組織の充実・強化、自主的な地域防災組織の運営体制強化を推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の定数見直しや分団部統合等の組織の強化、再構築【総務課】 消防車両や消防施設の更新・新設、装備品等の配備【総務課】 自主防災組織が開催する防災訓練への支援【総務課】 自主防災組織への支援として、防災倉庫の設置や防災資機材の配備【総務課】

施策2	防災意識の啓発、防災教育の実施
リスクシナリオ	1-1
概要	災害発生時に円滑かつ効果的な災害対策ができるよう、県や関係機関・民間団体等と連携して、防災意識の啓発と防災教育を実施します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 洪水・土砂災害ハザードマップを活用した防災意識の啓発【総務課】 園児、児童、生徒及び教職員、防災上重要な施設の管理責任者及び職員に対する防災教育の実施【総務課・こども課・学校教育課】

施策3	医療関係機関との連携強化
リスクシナリオ	2-4
概要	災害時の医療体制を確保するため、医療関係団体との協力応援体制の構築と強化を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係団体との協定締結と訓練の実施【健康福祉課】 広域災害救急医療情報システム（EMIS）の活用【健康福祉課】 民間輸送団体との連携による迅速な医療関係物資の輸送体制の構築【健康福祉課】

施策4	避難所等における感染症予防対策
リスクシナリオ	2-5
概要	避難場所、被災地区での新型インフルエンザ等感染症の発生予防、まん延防止のため、平時から対策の強化を図ります。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等感染症対策を含めた避難所設置訓練の実施【総務課・市民課】 新型インフルエンザ等感染症に対応した物資や資機材の備蓄【総務課】 新型インフルエンザ等感染症予防に係る啓発活動の推進【健康福祉課】

施策5	被災者の健康管理
リスクシナリオ	2-5
概要	避難所生活の長期化や要配慮者の二次被害の発生を防止するため、的確な健康相談や要配慮者の健康維持対策を推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて栃木県災害福祉支援チーム（DWA T）への要請を依頼するなど、「災害福祉広域支援ネットワーク」の整備推進【健康福祉課】 ・交通事業者や民間事業所等の連携による帰宅困難者の受入体制の検討【総務課】

施策6	避難行動要支援者名簿の作成、活用
リスクシナリオ	4-1
概要	災害発生時における要援護者の安全を確保するため、「避難行動要支援者名簿」を作成、活用し、社会福祉協議会等関係機関と連携しながら地域の支援体制づくりを強化します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・平時から避難支援等関係者へ必要な情報を提供するため、名簿登録者の情報提供に対する同意の促進を図る【健康福祉課】 ・平時の見守り活動を含めた対応マニュアルの作成と災害発生の危険性の高い地域から優先した個別計画の作成【健康福祉課】

施策7	健康弱者の把握
リスクシナリオ	4-1
概要	災害リスクの高い地域における妊婦や乳幼児など健康弱者の迅速かつ的確な避難支援を推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水・土砂災害ハザードマップを活用した災害リスクの高い地域や健康弱者の把握【こども課】 ・乳幼児健診等の機会を利用した災害リスクへの意識啓発【こども課】

施策8	有害物質等の拡散、流出対策
リスクシナリオ	7-2
概要	被災による有害物質等の拡散・流出による悪影響を防止するための対策を推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・県との連携による市内工場等での有害物質の使用実態と保管状態等の把握【まちづくり課】 ・異常事態等に関する情報収集と連絡体制の充実、緊急時のモニタリング体制の強化【まちづくり課】

施策9	災害廃棄物の処理方針の策定
リスクシナリオ	8-1
概要	災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため、関係機関との連携強化、分別方法や運搬処理体制を確立します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物等の分別方法と処理見込み量の把握、仮置場の確保【まちづくり課】 ・有害物質を含む廃棄物の処理方法の検討【まちづくり課】

施策10	災害ボランティアの活動体制の強化
リスクシナリオ	8-2
概要	災害ボランティアの円滑な活動を支援するため、関係機関等と連携しながら体制づくりを強化します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会の災害ボランティアセンターとの連携による研修、訓練等の活動支援や情報共有化の促進【健康福祉課】



自主防災組織の救助・救急訓練 ▶

D 経済・産業

施策1	市内事業者の災害対応力の向上対策
リスクシナリオ	5-1
概要	災害発生による経済活動の停滞を抑制するため、関係機関等と連携しながら市内事業者の災害対応力の向上に向けた支援を推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・国・県や関係機関との連携による事業所の防災意識の啓発、防災マニュアルや事業継続計画の策定等の促進【商工観光課】

施策2	ライフライン関係機関との連携・協力体制の整備
リスクシナリオ	6-1
概要	災害発生時におけるライフライン機能の維持・確保や早期復旧を図るため、ライフライン関係機関との連携による災害対応能力を強化します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道、電話等通信機器などのライフライン関係機関との災害時相互協力協定に基づく連携体制の強化【総務課】 ・栃木県石油商業組合など新たな関係機関との協定締結の促進【総務課】

施策3	迂回路となり得る農林道の整備
リスクシナリオ	5-2
概要	災害発生時に、迂回路として活用可能な農道や林道を把握し、避難路や代替輸送路線に活用できる農林道ネットワークづくりを推進します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・平時からの路線の安全管理の実施【農政課】 ・損傷箇所の迅速な補修工事の実施【農政課】

施策4	農林業に係る生産基盤施設の災害対応能力の強化
リスクシナリオ	5-3
概要	災害発生による農林業の生産基盤施設等への被害を最小限に抑えるため、関係機関と連携しながら施設の災害対応力を強化します。
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関との連携による生産基盤施設（揚水機、水路など）の老朽化の状況把握と長寿命化対策の推進【農政課】

施策5	ため池の点検、整備等
リスクシナリオ	7-1
概要	決壊した場合に人的被害を与える恐れのある「防災重点ため池」の損壊等による被害を防止するため、地域住民の避難体制とため池の防災対策を推進します。
主な取組	・ため池の定期的な点検とハザードマップの作成、ため池ごとの施設長寿命化計画の策定、整備の推進【農政課】

施策6	農地、森林の保全
リスクシナリオ	7-3
概要	農地・林地が有する災害への多面的機能が発揮されるように、農地・森林の保全と生産体制の強化を推進します。
主な取組	・地域の共同活動による農地、農業用施設の保全活動促進【農政課】 ・荒廃した森林の整備【農政課】



林道の損傷箇所 ▶

3 重要業績評価指標

計画の進捗管理の観点から、優先的に取り組む施策等を勘案し、施策分野ごとに重要業績評価指標（KPI）を設定しました。

A 行政機能・防災

成果指標	現状値（R2）	目標値（R7）	担当課
防災情報伝達ツールの登録件数※	6,368 件	10,000 件	総務課
市業務継続計画の策定	未策定	策定	総務課
食料備蓄品の確保数	652 人 (3 日分)	6,000 人 (3 日分)	総務課

※防災情報伝達ツールの登録件数は、①「Info Canalの防災アプリ登録件数（現状値：1,963 件、目標値：4,000 件）」
②「戸別受信機貸与数（現状値：883 件、目標値：2,000 件）」③「防災行政情報メール登録件数（現状値：3,522 件、目標値：4,000 件）」の合計。

B 都市・インフラ・環境

成果指標	現状値（R2）	目標値（R7）	担当課
住宅の耐震化率	75%	95%	都市建設課
道路整備の進捗率 (社会資本整備総合交付金事業)	37%	54%	都市建設課
下水道ストックマネジメント 計画の策定	未策定	策定	上下水道課

C 市民生活

成果指標	現状値（R2）	目標値（R7）	担当課
自主防災組織における防災訓練 実施数	4 回 19 回（R1）※	25 回	総務課
自主防災組織における防災倉庫 の設置箇所数	12 箇所	17 箇所	総務課

※ 令和2年度の自主防災組織における防災訓練実施数については、新型コロナウイルス感染症の影響により例年より少ない状況となっています。

D 経済・産業

成果指標	現状値（R2）	目標値（R7）	担当課
交付対象面積 (中山間地域等直接支払制度)	11ha	11ha	農政課
交付対象面積 (多面的機能支払交付金事業)	549ha	800ha	農政課

第5章 本計画の推進と進捗管理

1 優先的に取り組む施策

限りある資源（人、モノ、予算）中で、効率的、効果的に国土強靱化を推進するためには、優先的に取り組む施策を明確にした上で、取り組みを進める必要があります。

本計画では、人命の保護を最優先と考えつつ、「第4章 強靱化の推進方針」において整理した施策の中で優先的に取り組む施策を次のとおり設定します。

《 優先的な施策 》

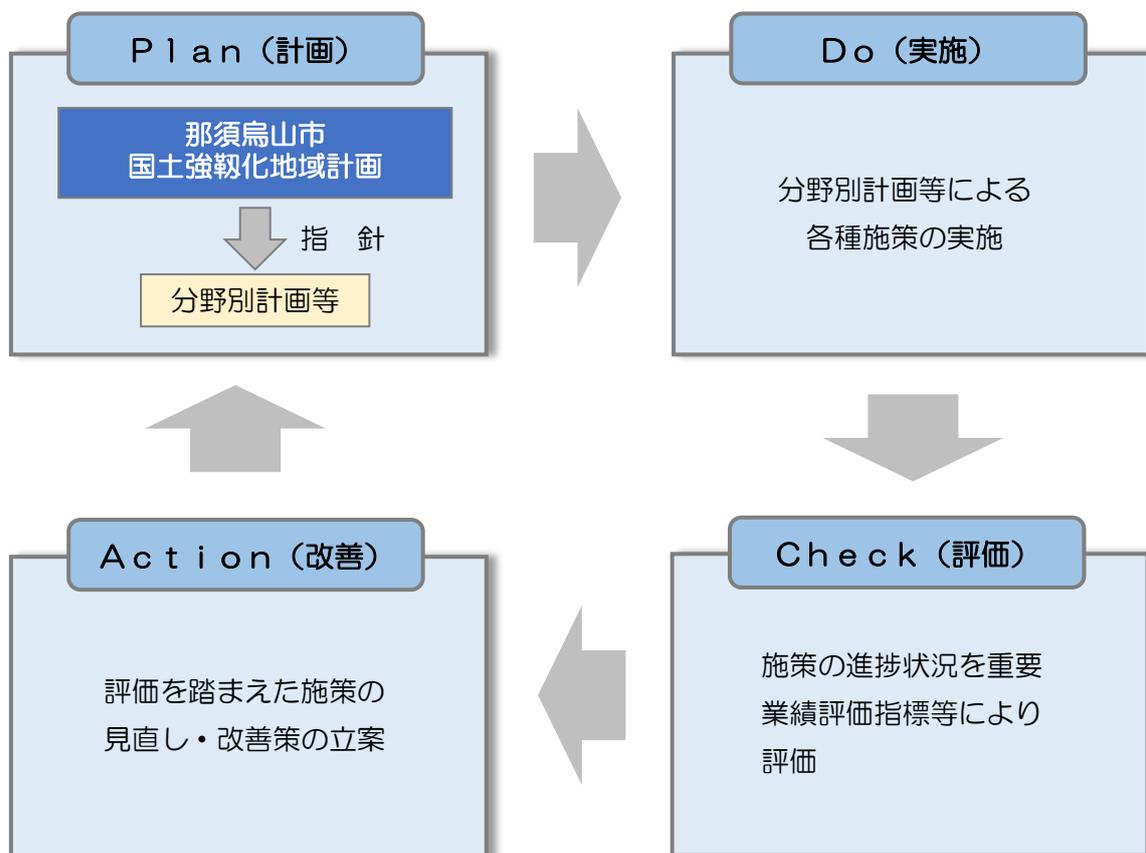
施策分野	施策
A 行政機能・防災	施策1 防災拠点機能の確保 施策2 市業務継続計画の策定 施策7 物資、資機材等の備蓄 施策9 災害情報の収集及び市民等への伝達
B 都市・インフラ・環境	施策2 老朽空き家対策 施策7 上下水道施設の浸水対策と長寿命化 施策9 治水対策
C 市民生活	施策1 地域消防力の向上 施策4 避難所等における感染症予防対策 施策6 避難行動要支援者名簿の作成、活用
D 経済・産業	施策6 農地、森林の保全

2 各種施策の推進と進捗管理

本計画は、本市における国土強靱化に関する施策の方針を定めたものであり、具体的な各種施策については、各分野別計画において計画的に推進することとします。

なお、本計画については、PDCAサイクルにより取り組みの効果を検証し、必要に応じて見直しを図りながら進めていきます。

《 本計画に基づく各種施策の進捗管理 》



《 別 紙 》

国土強靱化を推進するために実施する個別事業一覧

(国の交付金・補助金の活用が見込まれる事業)

施策分野	主な取り組み (事業名称等)	事業概要 (箇所等)	国の交付金・補 助金の名称	担当課
A 行政機能 ・ 防災	学校施設の老朽化及び 長寿命化対策、防災機能 強化	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の安全確保や施設の耐用性の確保に必要な工事 防災機能強化のための改修工事 	学校施設環境改善交付金	学校教育課
B 都市・インフラ・環境	水道施設の老朽化、防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 水道施設（管路を含む）の耐震診断、補強など 	防災・安全交付金	上下水道課
	下水道施設の老朽化、防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 下水道ストックマネジメント計画の策定、管渠の老朽化対策 	防災・安全交付金	上下水道課
	農業集落排水施設の老朽化、防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 施設の機能診断を踏まえた最適整備構想の策定、老朽化、防災対策 	農山漁村地域整備交付金	上下水道課
	浄化槽設置整備補助金事業	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽設置整備等に対する補助 	循環型社会形成推進交付金	上下水道課
	民間保育園の防災対策	<ul style="list-style-type: none"> 民間保育園における耐震化等の防災対策に対する補助 	保育所等整備交付金	こども課
	住宅・建築物安全ストック形成事業	<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅の耐震診断、耐震改修に対する補助 	防災・安全交付金	都市建設課
	空き家対策総合支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 空き家等対策計画の策定等 	空き家対策総合支援事業補助金	まちづくり課 他
	地籍調査	<ul style="list-style-type: none"> 土地境界等の復元を図るための地籍調査の推進（中央、大里ほか） 	地籍調査費負担金ほか	都市建設課
	治水対策	<ul style="list-style-type: none"> 那珂川緊急治水対策プロジェクト（霞堤の整備：下境地区、防災集団移転促進事業：下境地区・宮原地区） 	防災集団移転促進事業補助金ほか	都市建設課 ※国事業
	道路整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 市道関下精神場線 (箇所：神長、全体事業費：500百万円、完成時期：R5（部分供用予定）) 市道大桶白久線 (箇所：白久、全体事業費：150百万円、完成時期：R5（部分供用予定）) 市道西野三箇線 (箇所：三箇、全体事業費：340百万円) 市道富士見台工業団地線 (箇所：藤田、全体事業費：500百万円) 	防災・安全交付金	都市建設課

施策分野	主な取り組み (事業名称等)	事業概要 (箇所等)	国の交付金・補 助金の名称	担当課
B都市・イ ンフラ・環 境	道路整備事業	市道三ツ木松ノ木線 (箇所：上境、全体事業費：780百万円)	防災・安全交付金	都市建設課
		市道谷浅見平野線 (箇所：谷浅見、全体事業費：380百万円)	防災・安全交付金	都市建設課
	道路施設長寿命化事業	・橋りょう、トンネルの点検、修繕 (青雲橋ほか)	道路メンテナンス事 業補助金	都市建設課
	大桶運動公園施設整備	・駐車場更新 ・管理棟修繕	社会資本整備総合 交付金	都市建設課
C市民生活	消防施設の計画的な整備	・防火水槽の新設及び更新	消防防災施設整備費 補助金	総務課
D経済・産 業	森林整備	・里山林の整備	・治山事業 ・林業・木材産業成 長産業化促進対策 ・森林・山村多面的 機能発揮対策交付 金 ・農山漁村地域整備 交付金	農政課
	農業用水利施設の整備	・農業用ため池や用水路等の機能保 全	・農業地域防災減災 事業 ・農業水路等長寿命 化・防災減災事業	農政課
	農地の保全	・農地維持活動や農道等の資源維持 活動	・多面的機能支払交 付金 ・中山間地域等直接 支払交付金 ・強い農業・担い手 づくり総合支援交 付金 ・鳥獣被害防止総合 対策交付金	農政課

※掲載している事業については、適宜、見直しを図り、必要に応じて変更するものとする。

那須烏山市国土強靱化地域計画

発 行

栃木県 那須烏山市

〒321-0692 栃木県那須烏山市中央1丁目1番1号

TEL ◆ 0287 - 83 - 1112 (総合政策課)

市ホームページ ◆ <https://www.city.nasukarasuyama.lg.jp>

E-mail ◆ sohguhseisaku@city.nasukarasuyama.lg.jp



那須烏山市

那須烏山市業務継続計画

【震災編】

令和4年3月

那須烏山市

目 次

第1章 総 則

1	業務継続計画（BCP）とは	1
2	計画の必要性	2
3	計画の位置付け	3
4	計画の基本方針	4

第2章 被害状況の想定

1	想定する地震	5
2	想定される被害	5
	(1) 地震発生時刻と被害	5
	(2) 地震発生後に変化が想定される状況	6
3	本庁舎及びその他の公共施設の被害状況	7
	(1) 烏山庁舎・南那須庁舎・水道庁舎・保健福祉センター	7
	(2) その他市有施設	7
4	本庁舎等の代替拠点確保の考え方	8

第3章 地震発生時の職員体制と執務環境

1	職員の参集体制	8
	(1) 災害対策本部における職員配備体制	8
	(2) 避難所対策要員の職員配備体制	9
	(3) 参集可能人員の算定	9
	(4) 職員の家族の安否確認	12
2	執務環境	12
	(1) 烏山庁舎・南那須庁舎・水道庁舎・保健福祉センター	12
	(2) その他市有施設	13

第4章 非常時優先業務の概要

1	非常時優先業務選定の考え方	15
2	非常時優先業務の選定結果	15
	(1) 業務選定の方法	15
	(2) 非常時優先業務の選定基準	16
	(3) 部局別の非常時優先業務数	18
3	非常時優先業務のマニュアル整備・更新	19

第5章 非常時優先業務の実施に向けた体制

1 指揮命令系統の確立	19
(1) 首長等不在の場合の意思決定権限	19
(2) 所属長等不在の場合における権限の委任	19
2 非常時優先業務遂行上の業務執行環境の整備	20
(1) 各種情報システムの維持、復旧	20
(2) 情報の発信	20
(3) 必要資源の確保	20

第6章 連携及び協力体制の強化

1 受援体制の整備	21
2 協定による物資等の確保	21

第7章 計画の推進

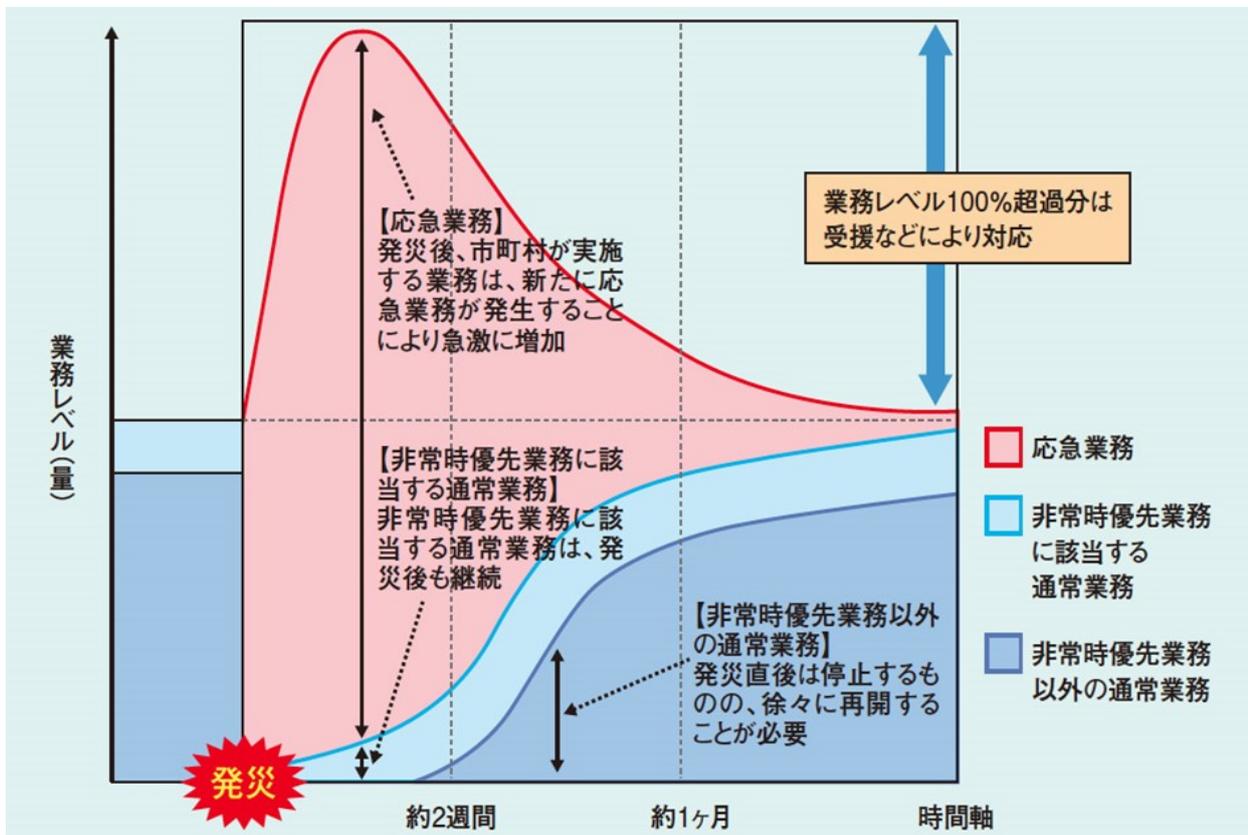
1 計画の周知徹底	21
2 計画の継続的改善	21
3 研修及び訓練の実施	22

第1章 総則

1 業務継続計画（BCP）とは

大規模災害が発生した場合には、市民の生命、財産ばかりだけでなく、市の行政機能も被害を受ける可能性が高いため、平常時における人員と執務環境を前提とした業務を行うことは困難になることが想定され、業務が中断された場合、市民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすこととなる。

業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、大規模災害発生時において、必要な業務に対して効率的に必要な資源を投入することで、市としての適切な業務遂行を継続し、市民生活を保護するという責務を果たすために必要な事項を定めるものである。



〔図1 発災後に市が実施する業務の推移〕

2 計画の必要性

市は、平常時から市民の身近な日常生活に直結する行政サービスを提供する役割を担っているところであり、これらの業務の中には、災害時であっても中断することができない業務が含まれている。

また、地域防災計画に定められている災害応急対策業務には、その性格上どの業務にも先駆けて実施しなければならないものがあり、あらかじめ、中断することができない通常業務との整理をしておくことが重要である。

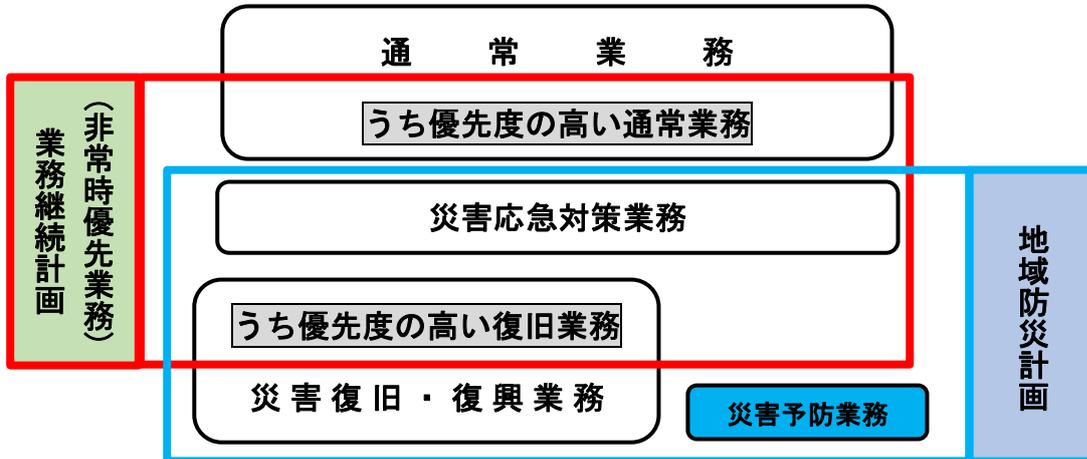
平常時、災害時に係わらず、市民生活や地域社会にとって必要不可欠な業務を多く抱えている市において、大規模震災発生時に的確に業務継続が行われない場合には、次のような支障が生じる可能性があるものと考えられる。

- ① 市の総合調整機能が失われることにより、災害応急対策を実施する上で県や防災関係機関等との十分な連携や調整を欠くこととなった場合には、市民の生命、財産及び生活全般への被害拡大を招くおそれがあること。
- ② 震災発生後に実施することが期待されている行政サービスの実施が行われなかったり、仮に行われたとしても実施が遅れたり、業務の優先判断を誤ってしまった場合には、市民生活への支障が拡大するおそれがあること。
- ③ 市の情報提供機能が失われることによる不安の増幅、さらに市の信頼性の低下を招くといった悪循環を生み出し、結果として市民生活や地域社会に支障を来したり、社会問題を発生させたりするおそれがあること。

大規模災害発生時には、これらの支障をできる限り排除し、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、優先すべき行政機能を確保する必要があり、業務継続計画を策定することにより、必要な業務を的確に抽出するとともに、限られた資源の有効活用の方法等をあらかじめ検討しておく必要がある。

3 計画の位置付け

地域防災計画と業務継続計画との比較



〔図2 非常時優先業務の概念図〕

	地域防災計画	業務継続計画
趣旨・目的	地方公共団体が、災害発生前又は災害発生時に実施すべき防災対策・災害対応業務に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画	災害発生時の限られた必要資源をもとに、非常時優先業務を目標とする時間（時期）までに実施できるようにするための計画
策定主体	那須烏山市防災会議	那須烏山市
実施主体	那須烏山市、防災関係機関、市民等	那須烏山市
対象業務	災害対策業務（予防、応急対策、復旧・復興）	非常時優先業務（災害応急対策及び優先度の高い通常業務）
実施時期	必ずしも明記されているわけではない。	非常時優先業務ごとに業務開始の目標時間を定める
市の被災	庁舎や職員をはじめとする市の被災は考慮されていない	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を考慮する
計画の視点	市内の人的、物的被害の発生を想定し、市民等の生命、財産等を災害から保護するための方策を記載	市自体の被災を前提に、災害時に果たすべき役割や業務資源の配分等を検討し、市民生活保全のための業務継続方法を定める
その他	災害対応に従事する職員の休憩時間、食料、トイレ等の確保については、必ずしも記載されているわけではない	業務に従事する職員の体制に加え、職員の休憩時間、食料、トイレ等の確保についても検討する

4 計画の基本方針

本計画は、大規模地震発生時に市の機能維持と損傷箇所の早期復旧を図り、市民生活に必要な行政サービスを継続して提供することにより、震災から市民の生命、身体及び財産等を保護することを目的として策定するものである。

また、本計画では、想定される最悪の状況下における非常時優先業務と、これを確実に実施するための全庁の課題等を整理することにより、計画の趣旨及び非常時優先業務に対する周知を図り、業務継続を妨げる課題の解消及び軽減に向けた対策の検討と実施、各課等における災害対応マニュアルの整備や訓練の実施といった全庁的な取り組みを推進するものである。

これらを踏まえ、本計画は次の基本方針に沿って策定することとする。

- ① 市民の生命・身体の保護を最優先する。
- ② 限られた資源の中で非常時優先業務を実施するため、できる限りの確に災害の状況を把握し、人員及び資機材等の配分を行う。
- ③ 行政機能低下に伴う、市民生活への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策業務を中心とした非常時優先業務を実施する。非常時優先業務以外の通常業務は、積極的に休止するか、又は非常時優先業務の実施に支障のない範囲で縮小して実施する。
- ④ 全ての職員は、市の災害対応の目標及び対応方針について共通の認識をもち、連携・協力して業務に当たる。

第2章 被害状況の想定

1 想定する地震

平成25年に栃木県が県内全市町を対象に32パターンの地震動について被害想定を行った。
本計画で想定する地震は、被害想定の中で本市に一番被害をもたらすことが予想される那須烏山市直下を震源とする地震で設定する。

■本計画において前提とする地震

震源地 那須烏山市役所（那須烏山市中央1-1-1）
地震のタイプ 地殻内
地震の規模 M6.9

2 想定される被害

本計画における地震の被害想定は、次のとおりとする。

(1) 地震発生時刻と被害

本計画においては、職員の参集時間や非常時優先業務の着手時間などを設定するに当たって統一的な基準を設けるため、想定シーンについては、建物被害・人的被害は、人的被害が最も大きくなる冬の深夜、風速10m/sの場合の被害を、それ以外の項目は、それぞれの項目において最も被害の大きくなる冬の18時、風速10m/sの場合の被害を設定した。

建物被害	(単位：棟)				
	液状化	地震動	土砂災害	火災	合計
全壊棟数	13	1,257	14	5	1,289

人的被害	(単位：人)				
	区分	建物倒壊等	土砂災害	火災	合計
	死者数	81	1	0	82
	負傷者数	1,095	2	0	1,097
うち重傷者数	137	1	0	138	

ライフライン被害 (直後)	上水道被害（断水人口）		23,135人	
	下水道被害（支障人口）		2,449人	
	停電被害（停電件数）		1,209軒	
	通信被害（固定電話不通回線数）		843回線	
避難者数 (当日・1日後)	(単位：人)			
	避難所避難者	避難行動要支援者	避難所外避難者	合計
	3,368	634	2,245	6,247
経済被害 (直接被害額)	(単位：億円)			
	建物資産等	ライフライン 交通施設等	災害廃棄物	
	1,055	121	29.6	

資料：栃木県地震被害想定調査より

(2) 地震発生後に変化が想定される状況

本計画において想定する被害の概況については、(1)に記載したとおりであるが、今後計画をより実効性の高いものにしていくためのシミュレーションを行う際には、地震発生後の時間の経過とともに拡大することが想定される被害も念頭に置く必要がある。

本計画では、これら被害の拡大の状況を詳細に検討するに至っていないが、各課等において災害対応マニュアルなどを作成する場合には、このような視点も重要であると考えられることから、次のとおり時間経過により変化することが想定される被害等の状況を記載する。

〈地震発生後の時間経過により状況変化が想定される事項〉

項 目		状況が変化する可能性（おそれ）
自然現象	土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> ・市内には土砂災害警戒区域等が多数分布しているため、地震動による急傾斜地の崩壊などのおそれもあり、避難勧告等を発令する場合も考えられる。 ・地震発生後の降雨の状況によっては、被害拡大のおそれがある。
	液状化	<ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災では、市内各所で液状化と思われる被害が発生した。地下埋設物（上下水道管）の重大な損壊も懸念される。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・気温の低下による避難生活の環境対策が求められる。

家屋等被害	家屋	・余震による被害拡大やそれに伴う家屋被害の再調査申請の増加
	構造物	・ブロック塀の倒壊による避難路や生活路の閉塞。余震により被害が拡大し、場合によっては倒壊した塀により負傷者が発生する。
	火災	・本計画では、家屋の倒壊による小規模な火災発生を想定しているが、大規模震災においては、大規模な火災発生は避けられない。
人的被害	行方不明者	・行方不明者の搜索活動は、市の体制のみでは困難。警察、消防、自衛隊等との連携確保を考えておく必要がある。
	負傷者	・同時多発的に発生する負傷者を医療機関で一度に受け入れることは困難。救護所の設置、後方医療への負傷者搬送の方策が必要。
	避難所生活	・避難生活の長期化に伴い、持病の悪化、精神的ダメージなどのケアが必要となる。また、在宅避難者等の孤独死対策も重要となる。
交通	鉄道	・烏山線は点検作業の遅延等により復旧に数日から数週間程度を要する場合もある。
	バス タクシー	・路面の損傷、交通規制の実施で、通常運行が困難となる。
その他	流行飛語	・防災行政無線、「防災 Info なすからすやま」、防災行政情報メールホームページ、SNS、広報車等を活用し、正確な情報を提供することにより流行飛語を防ぐ。
	学校	・学校施設が避難所として使用され、それが長期化する場合には、児童生徒の学校生活に支障が生じる。

3 本庁舎及びその他の公共施設の被害状況

(1) 烏山庁舎・南那須庁舎・水道庁舎・保健福祉センター

烏山庁舎及び南那須庁舎の建物については、耐震基準を満たしておらず、建物主体構造等に被害を生じるおそれがあるが、原則として地震発生後も執務が可能なものとして想定する。

水道庁舎及び保健福祉センターは耐震基準を満たしていることから、地震発生後も執務が可能なものとして想定する。

(2) その他市有施設

学校、公民館、体育館、保育園等の市有施設については、建築年次もさまざまに耐震性が十分でない施設もあるなど、地震による被害の度合いは施設によって大きく異なるところであるが、避難所として使用する施設については、原則として耐震性が保たれているものとし、地震発生直後から避難してくる市民等の受入れを行うことができるものとして想定する。

しかし、執務室内等については、庁舎と同様に備品や書類等が散乱しているため、片付け等を行わなければ執務ができない状況とする。

4 本庁舎等の代替拠点確保の考え方

本庁舎等が被害を受けて使用できなくなることに備え代替拠点を確保することとし、想定施設としては、災害対策本部機能は、保健福祉センターとする。その他の非常時優先業務については各出先機関、公共施設等の安全やライフライン等の機能を確保した上で代替拠点を構える分散型とする。

第3章 地震発生時の職員体制と執務環境

1 職員の参集体制

災害発生時の職員参集体制については、災害の種類、規模等に応じて職員の参集範囲、参集箇所、業務内容、指揮命令系統などを位置付けた「那須烏山市地域防災計画」に基づく参集体制を基本とする。

なお、この初動体制では、災害の規模等に応じ注意体制から第2次非常体制までの4段階の配備体制を定めているが、本計画の被害想定においては第1次非常体制及び第2次非常体制による参集となり、原則として全組織・全職員が災害応急対策に当たることとなる。

(1) 災害対策本部における職員配備体制

「那須烏山市地域防災計画」における第1次非常体制及び第2次非常体制がとられる災害が発生した場合には、災害対策基本法及び那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例の規定に基づく災害対策本部が設置される。

〈那須烏山市地域防災計画における非常体制時の参集基準〉

震度	体制	災害の態様	体制の概要	配備要員
5弱 5強	第1次 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生するおそれがある場合 ・大規模な災害が発生した場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制 	全職員
6弱 6強 7	第2次 非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制 	

【非常体制による参集時の留意事項】

- ① 参集途上での活動や応急対策活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、軍手、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。
- ② 自宅周辺の被害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。
- ③ 参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関、警察機関へ通報するとともに、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

(2) 避難所対策要員の職員配備体制

地域防災計画の定めるところにより、災害によって住宅に被害を受け、又は帰宅の途を失うなど災害時に避難を要する人を受け入れるための施設として、公民館、小中学校等の市有施設及び民間施設を避難所に指定している。

大規模災害発生時においては、市職員が避難所を開設して避難者を受け入れるとともに、避難者の避難所における生活環境を維持するための運營業務に携わることとなっている。

避難所対策要員としては、市民課が分担してそれに当たることとなっているが、避難所の開設箇所や避難者の数が増加したり、避難所の開設期間が長期化したりするような場合には、全課局において応援を行うこととしている。

(3) 参集可能人数の算定

大規模震災発生後には、職員は直ちに自らが勤務する庁舎に参集することになっているが、自宅から庁舎までの距離、参集経路の状況（道路や橋りょう等の破損）、本人や家族の被災など、迅速な参集の妨げとなる要因は各個さまざまである。

本計画においては、まず、各職場一律の時系列的な参集率を定め、非常時優先業務の開始時間を設定するものとする。

時間ごとの職員の参集率と課局ごとの参集人数については、次のとおりである。

【参集率設定の基本的な考え方】

① 参集場所

原則として、勤務する庁舎への参集とする。ただし、出先機関職員については各勤務施設への参集とした。

② 参集方法

- 徒歩での参集。道路状況を考慮し、時速3kmの速さの連続歩行で設定する。

- 通勤距離が20kmを超えると帰宅困難者になるとの考え方があり、通勤距離20km超の職員は、交通網の回復等を考慮し、発災3日目から参集可能とする。

〈各専門部の経過時間別参集職員〉

令和4年3月31日現在

部名	課名	人数	1時間 (3 km圏内)	3時間 (9 km圏内)	6時間 (18 km圏内)	1日 (18 km～20 km圏内)	3日 (20 km超)
総務部		59	14	38	47	48	59
			23.7%	64.4%	79.7%	81.4%	100.0%
	総務班	18	3	13	16	16	18
			16.7%	77.8%	88.9%	88.9%	100.0%
	総合政策班	16	4	9	11	11	16
			25.0%	56.3%	68.8%	68.8%	100.0%
	まちづくり班 ※環境G除く	8	0	4	7	7	8
			0.0%	50.0%	87.5%	87.5%	100.0%
	税務班	17	7	12	13	14	17
			41.2%	70.6%	76.5%	82.4%	100.0%
市民福祉部		82	16	41	71	71	82
			19.5%	50.0%	86.6%	86.6%	100.0%
	市民班	17	6	7	16	16	17
			35.3%	41.2%	94.1%	94.1%	100.0%
	健康福祉班	25	4	13	21	21	25
			16.0%	52.0%	84.0%	84.0%	100.0%
	こども班	40	6	21	34	34	40
			15.0%	52.5%	85.0%	85.0%	100.0%

部名	課名	人数	1時間 (3 km圏内)	3時間 (9 km圏内)	6時間 (18 km圏内)	1日 (18 km～20 km圏内)	3日 (20 km超)
経済環境部		23	9	21	23	23	23
			39.1%	91.3%	100.0%	100.0%	100.0%
	農政班	11	2	9	11	11	11
			18.2%	81.8%	100.0%	100.0%	100.0%
	商工観光班	8	5	8	8	8	8
			62.5%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
環境班 ※定住・地域G除く	4	2	4	4	4	4	
		50.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
建設部		23	2	13	20	20	23
			8.7%	56.5%	87.0%	87.0%	100.0%
	都市建設班	14	1	9	12	12	14
			7.1%	64.3%	85.7%	85.7%	100.0%
	上下水道班	9	1	4	8	8	9
			11.1%	44.4%	88.9%	88.9%	100.0%
会計部		5	4	4	4	4	5
			80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	100.0%
	会計班	5	4	4	4	4	5
			80.0%	80.0%	80.0%	80.0%	100.0%
議会部		5	1	4	5	5	5
			20.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	議会班	5	1	4	5	5	5
			20.0%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%
教育部		43	6	27	38	40	43
			14.0%	62.8%	88.4%	93.0%	100.0%
	学校教育班	18	2	12	18	18	18
			11.1%	66.7%	100.0%	100.0%	100.0%
	生涯学習班 ※文化財G除く	18	4	12	16	17	18
			22.2%	66.7%	88.9%	94.4%	100.0%
	文化振興班 ※生涯・スポーツG除く	7	0	3	4	5	7
			0.0%	42.9%	57.1%	71.4%	100.0%

(4) 職員の家族の安否確認

勤務時間内に災害が発生した場合には、職員は各職場において非常時優先業務に従事することとなる。安心して職務に専念するためにも家族の安否や自宅の被害状況等を知ることが重要となる。

そのため、普段から家族でメールや災害用伝言ダイヤル、災害用伝言版等の連絡方法を確認しておく必要がある。

また、家族との連絡が取れない状態の中、非常時優先業務に従事しなければならない職員が発生することも想定されるため、他の職員が代わって安否確認を行う体制整備の検討を行う必要もある。

2 執務環境

(1) 烏山庁舎・南那須庁舎・水道庁舎・保健福祉センター

烏山庁舎及び南那須庁舎の建物については、耐震基準を満たしておらず、建物主体構造等に被害を生じるおそれがあるが、原則として地震発生後も執務が可能なものとして想定する。

水道庁舎・保健福祉センターは耐震基準を満たしていることから、地震発生後も執務が可能なものとして想定する。ただし、第2章で想定したとおり、地震発生後24時間の停電の発生に加え、排水管の破損のおそれから、12時間は水道及びトイレの使用はできないものとする。

その他、庁舎における被害等の状況想定については、次に示すとおりとする。

〈地震発生後の烏山庁舎・南那須庁舎・水道庁舎・保健福祉センター〉

項目	想定状況
建物	庁舎の建物については、大きな被害はなく、地震発生後も執務が可能。
執務室	執務室内は、固定していない書棚の転倒、書類の散乱、備品の破損、窓ガラスの破損などの被害が生じており、執務を行うためには、参集した職員のうち災害初動対応に従事する者以外の者による片付け作業を行わなければならない状況（片付け等には12時間を要すると仮定）。
電力	発災後24時間の停電。烏山庁舎、南那須庁舎及び水道庁舎は非常用発電設備がないため、電力供給不可。一部烏山庁舎は県防災システム用非常用発電設備により、県防災端末にのみ電力供給可能。保健福祉センターは発電機（ディーゼル）及び太陽光発電設備による電力供給が可能。
上水道	断水はないものとするが、排水管の破損のおそれから、発災後12時間は水道の使用を自粛する。

下水道（トイレ）	排水管破損のおそれから、発災後12時間はトイレの使用を制限する。
通 信	県防災無線、防災ネットワーク、衛星携帯電話の使用可能（ただし、回線数は極端に制限される）。固定電話については電力供給を受けられない間は使用不可。携帯電話は発災後著しく使用が制限される（メールの送受信は遅延するが使用可能）。特設公衆電話が設置されている保健福祉センターの電話の使用可能。
システム	基幹系システム、情報系システムについては、無停電電源装置（UPS）の電力が続く限り使用可能。しかし、他の端末は電力が供給されないので使用不能。電力復旧後、動作確認を行ってから使用可能になるものと仮定する。
休憩所	参集職員は、発災当日徹夜での対応となる。12時間経過後、新たに参集した職員と適宜交代をするが、発災後3日間は庁舎で休憩（仮眠）をとりながらの執務となる。庁舎内の会議室等を活用して休憩所とする。
食料・飲料水	対応職員の食料は、各自最低限のものを自宅から持参することを原則とする。不足が生じた場合は庁舎に保管している防災備蓄品の一部を利用する（アルファ米、ペットボトル水のほか、自動販売機の飲料を利用する）。

(2) その他市有施設

学校、公民館等の指定避難所については、地震発生直後から避難してくる市民等の受入れを行うことができるものとするが、執務室内等については、庁舎と同様に備品や書類等が散乱しているため、片付けを行わなければ執務ができない状況とする。

したがって、各施設については、職員参集後の作業として施設の被害状況の点検と執務室内の片付けを並行して行うこととなり、指定避難所施設においては、当面の避難所運営は避難所担当職員に任せることとなる。

なお、各施設における標準的な被害等の状況想定については、次に示すとおりとするが、施設においては、建物の耐震性等を勘案し個別に状況想定を行うものとする。

〈地震発生後の各施設の状況設定〉

項 目	想 定 状 況
建 物	耐震基準を満たしている建物は、大きな被害はなく使用可能。耐震性の不十分な建物は、当面使用を制限する。

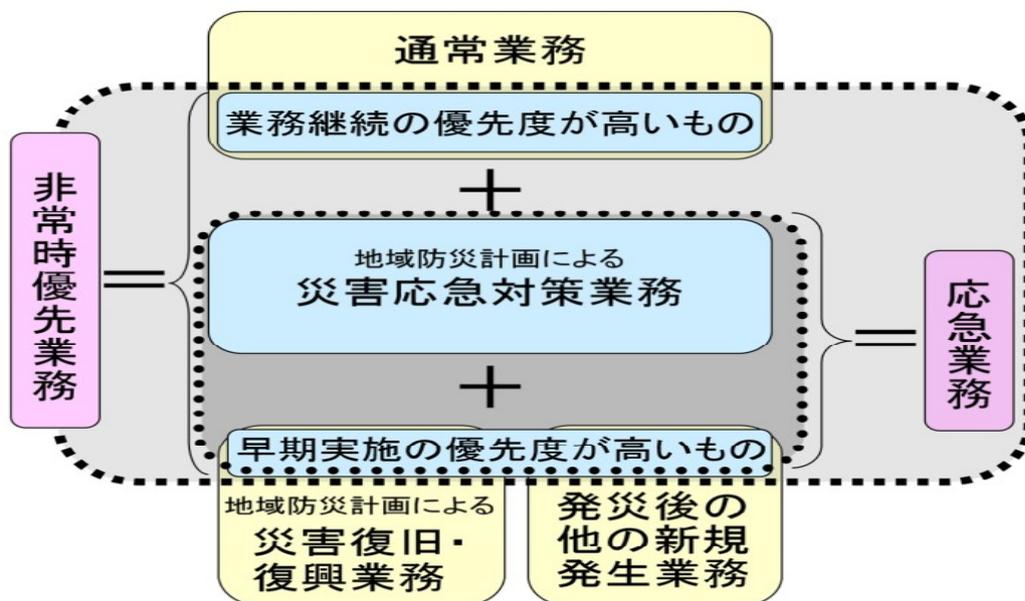
執務室	執務室内は、固定していない書棚の転倒、書類の散乱、備品の破損、窓ガラスの破損などの被害が生じており、執務を行うためには、参集した職員による片付け作業を行わなければならない状況（片付け等には12時間を要すると仮定）
電力	発災後24時間の停電。非常用発電設備がないため、電力供給不可
上水道	断水はないものとするが、排水管の破損のおそれから、発災後12時間は水道の使用を自粛する。
下水道（トイレ）	排水管破損のおそれから、発災後12時間はトイレの使用を制限する。
通信	固定電話については電力供給を受けられない間は使用不可。携帯電話は発災後著しく使用が制限される（メールの送受信は遅延するが使用可能）。特設公衆電話設置施設の電話の使用可能。
システム	情報系システムについては、停電時間中の使用不可。
休憩所	参集職員は、発災当日徹夜での対応となる。12時間経過後、新たに参集した職員と適宜交代をするが、発災後3日間は施設で休憩（仮眠）をとりながらの執務となる。施設内の会議室等を活用して休憩所とする。
食料・飲料水	対応職員の食料は、各自最低限のものを自宅から持参することを原則とするが、避難所施設においては、避難者用防災備蓄品の一部を利用する。

第4章 非常時優先業務の概要

1 非常時優先業務選定の考え方

本計画において対象とする業務は、地域防災計画に基づき実施される業務と通常業務の中で優先度の高い業務とし、これらを「非常時優先業務」と位置づけ、災害時においても実施すべき業務とするものであり、具体的には、災害応急対策業務や早期実施の優先度が高い復旧・復興業務に加え、災害時であっても継続しなくてはならない通常業務が対象となる。

災害発生後しばらくの間は、非常時優先業務に割り当てることになるため、それ以外の業務は積極的に休止するか、非常時優先業務に関する考え方の概念は、次に示すとおりである。



2 非常時優先業務の選定結果

大規模な災害等が発生した場合、災害に対応するための応急業務が発生するほか、通常業務で休止することができない業務もあるため、実施すべき業務量は大きく増加することとなる。

一方で、職員数が被災等により減少するため、全ての業務を行うことは困難な状況になる。

このため、災害発生後いつ頃の時期までに各業務を開始、再開する必要があるかを検討し、一定の期間内に開始、再開すべき業務を「非常時優先業務」として選定した。

(1) 業務選定の方法

業務の選定に当たっては、通常業務については、那須烏山市行政組織及び事務分掌条例施行規則、那須烏山市教育委員会事務局等組織及び処務規則、那須烏山市議会事務局組織及び処務規程による

事務分掌を単位として非常時優先業務を選定することとし、災害応急対策業務に係る内容については、那須烏山市地域防災計画震災対策編における災害対策本部設置時等の各部等の事務分掌に基づき実施した。

(2) 非常時優先業務の選定基準

業務区分	非常時優先業務の選定基準
災害応急対策業務	地域防災計画に記載されている応急対策業務のすべて (一部優先度の高い復旧・復興業務を含む。)
(発災後新たに発生する業務)	地域防災計画に位置付けはないが、発災後に新たに発生すると思われる業務 (本計画において、現時点で想定している業務はない。)
通常業務	業務停止による影響度が大きく、 <u>発災後1週間以内に着手しなければならない業務</u>

〈参考〉業務開始目標時間別の業務の整理基準表

業務開始目標時間	該当する業務の考え方	代表的な業務例
3時間以内	<ul style="list-style-type: none"> ○職員及び家族の安全確保 ○初動体制の確立 ○被災状況の把握 ○救助・救急の開始 ○避難所の開設 	<ul style="list-style-type: none"> a. 災害対策の根幹となる体制立ち上げ業務（人、場所、通信、情報等） b. 被害の把握（被害情報の収集・伝達・報告） c. 発災直後の火災対策業務（消火、避難・警戒・誘導処置等） d. 救助・救急体制確立に係る業務（応援要請、部隊編成・運用） e. 避難所の開設、運営業務 f. 組織的な業務遂行に必須な業務（幹部職員補佐、公印管理等）

<p>1日以内</p>	<p>○応急活動（救助・救急以外）の開始 ○避難生活支援の開始 ○重大な行事の手続き</p>	<p>a. 短期的な二次被害予防業務（土砂災害危険箇所における避難等） b. 市管理施設の応急復旧に係る業務（道路、上下水道、交通等） c. 衛生環境の回復に係る業務（防疫活動、保健衛生活動、廃棄物処理等） d. 災害対策活動体制の拡充に係る業務（応援受入れ等） e. 遺体の取扱い業務（収容、保管、事務手続き等） f. 避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保、供給等） g. 社会的に重大な行事等の延期調整業務（選挙等）</p>
<p>3日以内</p>	<p>○被災者への支援の開始 ○他の業務の前提となる行政機能の回復</p>	<p>a. 避難生活の向上に係る業務（入浴、メンタルヘルス、防犯等） b. 災害対応に必要な経費の確保に係る業務（財政計画業務等） c. 業務システム再開等に係る業務</p>
<p>2週間以内</p>	<p>○復旧・復興に係る業務の本格化 ○窓口行政機能の回復</p>	<p>a. 生活再建に係る業務（被災者生活再建支援法等関係業務、住宅確保等） b. 産業の復旧・復興に係る業務（農林水産、商工業対策等） c. 教育再開に係る業務 d. 金銭の支払、支給に係る業務（契約、給与、補助費等） e. 窓口業務（届出受理、証明書発行等）</p>
<p>1ヶ月以内</p>	<p>○その他の行政機能の回復</p>	<p>a. その他業務</p>

「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（平成28年2月 内閣府）より引用

(3) 部局別の非常時優先業務数

非常時優先業務は、415件（災害応急対策業務 199件、通常業務 216件）である。

業務区分	対象業務数 (①)	非常時 優先業務数 (②)	非常時優先業務に 選定された割合 (②/①)
災害応急対策業務 (復旧・復興業務含む)	199	199	100%
通常業務	773	216	27.9%
計	972	415	42.7%

○ 部署別の非常時優先業務数

各専門部会【部単位に設置した7専門部会】の選定業務数については、次に示すとおりである。
なお、各部署の非常時優先業務の選定結果については、別添資料のとおり。

部署	合計業務数	非常時優先業務数			非常時優先業務の割合
		災害応急対策 業務（復旧・ 復興業務含 む。）	通常業務	小計	
総務部	298	61	57	118	39.6%
市民福祉部	254	53	79	132	52.0%
経済環境部	128	21	9	30	23.4%
建設部	109	29	23	52	47.7%
会計部	39	8	16	24	61.5%
議会部	35	2	19	21	60.0%
教育部	109	25	13	38	34.9%

(注)・非常時優先業務における通常業務は、業務継続の優先度の高い業務を選定したところであるが、被災の状況に応じ、選定した全ての業務を行うことが困難な場合も想定される。

3 非常時優先業務のマニュアル整備・更新

非常時優先業務のうち、応急、復旧業務については、それらの業務を迅速かつ的確に実施することができるよう、各課（局）において検討し、作業手順や内容をまとめたマニュアルの作成を行う。また、年度ごとに課構成職員の参集時間の確認、意思決定順位の確認、非常時優先業務の担当の割り振り等の人的資源の確認を行うものとする。併せて、通信機器など大規模災害時の重要インフラの点検を実施するとともに、執務環境内の棚などの固定状況などについて点検を行う。

第5章 非常時優先業務の実施に向けた体制

1 指揮命令系統の確立

職員の参集率の低い災害発生直後の初動機において、業務を迅速かつ的確に実施するためには、職員の確保とともに、指揮命令系統が確立されていることが重要となる。このため、責任者が不在の場合であっても、組織として適切に意思決定が行うことができる体制を確保する。

(1) 首長等不在の場合の意思決定権限

市長は、災害対策本部長であるため、「那須烏山市地域防災計画震災対策編」の規定に基づき市長が不在の場合の職務代理順位者は次のとおりとする。

【市長（副市長）の権限委任順位】

	第1順位	第2順位
市長	副市長	総務課長

(2) 所属長不在の場合における権限の委任

- ① 所属の責任者との連絡が取れない場合、意思決定に係る権限は、あらかじめ定めた順位で自動的に代行者に委任されるものとする。
- ② 責任者が本庁に参集できない状況にあっても、連絡手段が確保され、責任者の指示を仰ぐことが可能な場合は、権限の委任は行わないものとする。
- ③ 責任者との連絡が取れない場合は、代行者はあらかじめ定められた方法により権限の委任を受け、責任者の権限や職務を代行する。

2 非常時優先業務遂行上の業務執行環境の整備

(1) 各種情報システムの維持、復旧

情報システムは各業務を支える重要なインフラであり、業務や事業の継続には情報システムの稼働が必須となる。また、大規模な災害等によりシステム障害が発生した場合は、行政機能が停止し、その復旧に多大な時間を要する可能性がある。

バックアップデータからの復旧手順の明確化及び訓練を実施するとともに、重要性の高い情報システムについてはバックアップ媒体を遠隔地保管とするなど、非常時優先業務の継続的な実施のため、業務継続体制の確立に向けた対策の推進を図る。

(2) 情報の発信

市内の被害状況に関する情報や避難に関する情報の発信は、極めて重要である。

防災行政無線、「防災 Info なすからすやま」、防災行政情報メール、緊急速報メール・エリアメール、ホームページ、SNS、広報車等あらゆる手段を活用し、正確な情報を提供する。

(3) 必要資源の確保

○ 電気

電力会社からの電力供給の停止に備え、本庁舎等において非常時電源を整備し、電力の確保を図っているところである。

平常時から非常用発電機の点検・改修を行い安定稼働できるよう維持を行う。

○ 飲料水、食料等

応急対策業務が集中する災害の初動期においては、救援物資等の手立てを含め、職員用としての物資については十分な確保が難しい状況となることが想定される。

職員用の食料等の備蓄は行っていないため、職員1人あたり3日分の食料等の確保を目途に、職員個人が勤務時の備えとして、食料や必需品を参集時用として家庭用とは別の備えをしておくことを奨励する。

なお、上記以外においても非常時優先業務を遂行する上では、災害発生時における障害となる現状の課題を抽出し、それらを解決するための対策について検討する必要がある。

業務継続を考える上での主な対策について、今後も洗い出しを行い検討していくこととする。

第6章 連携及び協力体制の強化

1 受援体制の整備

東日本大震災や熊本地震などの過去の災害では、被災自治体は応援を必要としたものの、目の前の業務に忙殺され受け入れ体制が調整できず、外部からの応援を十分に活用できない事態が発生した。

このような教訓を踏まえ、あらかじめ応援を必要とする業務や受け入れ体制などを具体的に定めておく必要がある。

応援要請や受け入れ等の受援業務については、応援を受入れる各担当課等において主体的に実施することとし、全体調整を災害対策本部事務局が行うものとする。

2 協定による物資等の確保

大規模災害時には、市の備蓄及び体制のみでは十分に対応できないため、関係機関・各種団体・企業からの調達により補完する必要がある。

これらの調達を迅速に行うため、物資の供給分野、緊急輸送分野、医療救護分野等の各種応急復旧活動について、民間事業者や関係機関との災害時応援協定の締結を推進する。

第7章 計画の推進

1 計画の周知徹底

大規模な地震災害発生時において、非常時優先業務を円滑かつ迅速に実施し、速やかな復旧・復興及び市民生活の安定を図るため、各所属においては平常時から本計画内容を共有し、業務執行体制の確保に向け、非常時優先業務の実施手順や役割分担等の整理、連絡体制の確認、各課題に対する対策の実施など具体的な検討及び取組を進めることとする。

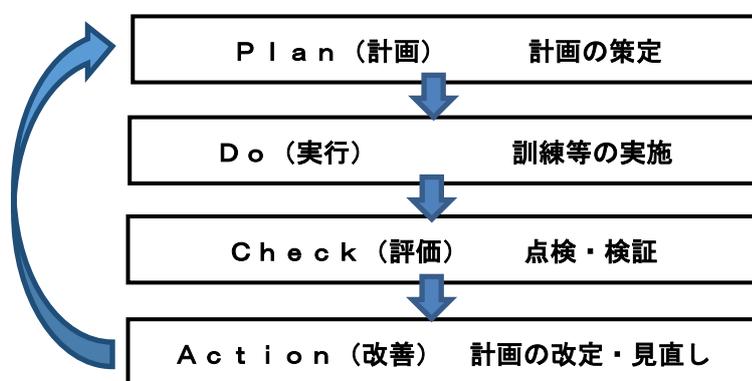
2 計画の継続的改善

社会的な外部環境の変化や人事異動、組織改革に伴う組織の変化などにより、業務や必要な資源は絶えず変化している。

本計画の実効性を高めるため、組織改編、業務内容の変更等があった場合には必要な改定を行うほか、訓練等の実施や検証を踏まえ、継続的に改善を行っていくものとする。

3 研修及び訓練の実施

各職員それぞれの取組が組織の業務継続につながるものであることから、各所属においては、職員一人ひとりが非常時優先業務の重要性を認識するよう訓練等の機会を活用し、災害発生時の役割、登庁経路等の確認、食料等の確保など各自が担うべきことを確認する。そのためにも、業務継続体制の確立に向けた研修や訓練を実施し、職員個人及び組織的な対応能力の向上を図っていくこととする。



各部等における非常時優先業務

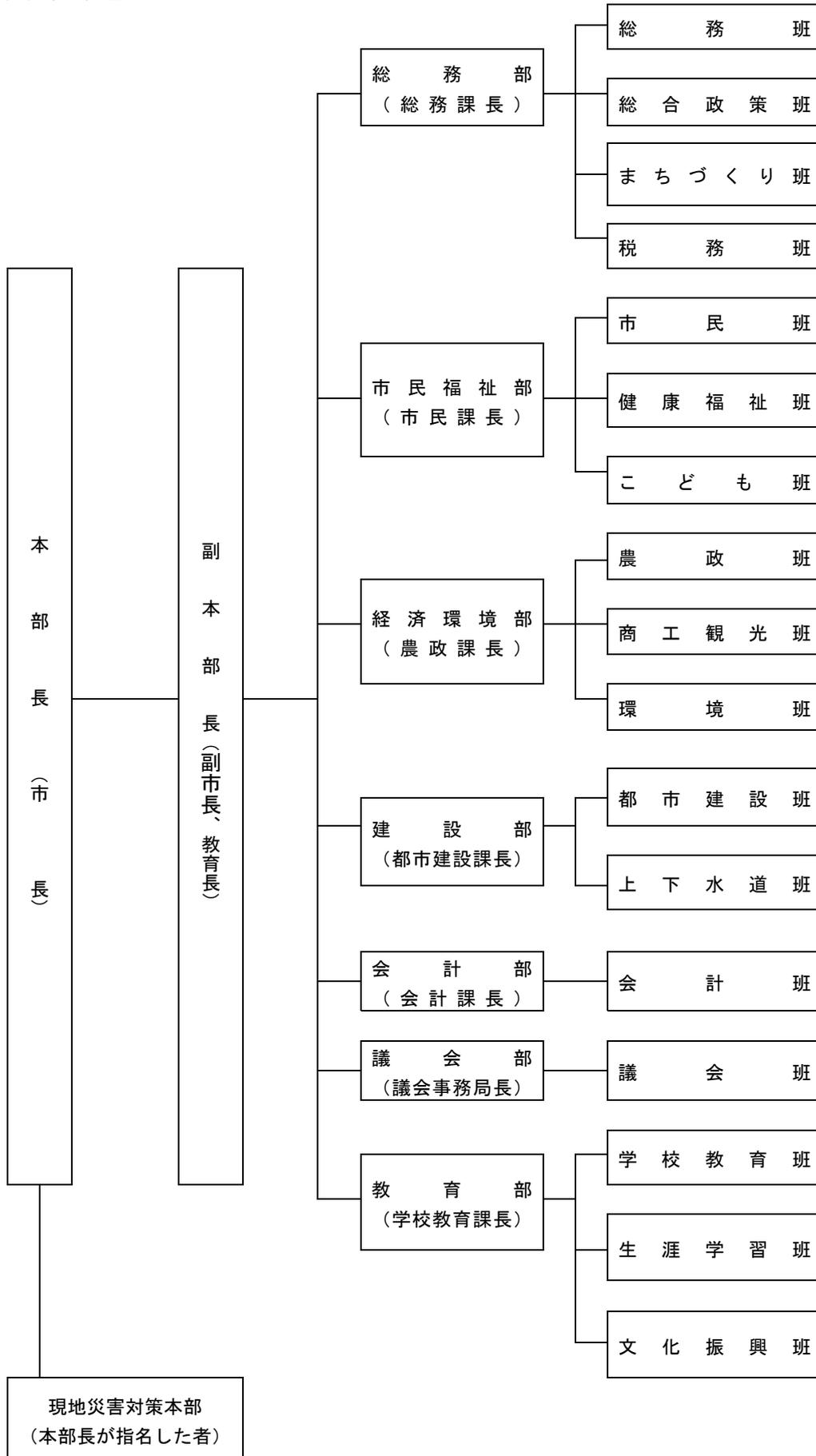
- 1 職員の配備体制
- 2 災害対策本部組織図
- 3 応急業務一覧
- 4 通常業務一覧

1 職員の配備体制

震度	体制	災害の態様	体制の概要	配備要員
4	注意体制	① 小規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 小規模な災害が発生した場合	小規模災害の情報収集及び応急対策を行う体制	総務課・農政課・都市建設課・上下水道課の課長及びG総括以上並びに危機管理G
5弱 5強	警戒体制	① 中規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 中規模又は局地的な災害が発生し、拡大のおそれがある場合	災害警戒本部が自動的に設置され、災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う体制	全参事・課長及び総務課・農政課・都市建設課・上下水道課のG総括以上並びに危機管理G
	第1次非常体制 (自動配備)	① 大規模な災害が発生するおそれがある場合 ② 大規模な災害が発生した場合	災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える体制	全職員
6弱 6強 7	第2次非常体制 (自動配備)	大規模な災害が発生し、甚大な被害を出すおそれがある場合	災害対策本部が自動的に設置され、市の全組織をあげて災害応急対策を実施する体制	全職員

那須烏山市地域防災計画(P202)

2 災害対策本部組織図



3 応急業務一覧

A 優先業務再開レベル1(3時間以内) B 優先業務再開レベル2(1日以内) C 優先業務再開レベル3(3日以内)
D 優先業務再開レベル4(2週間以内) E 優先業務再開レベル5(1カ月以内)

主体となる課名 (◎印班長)	分掌事務	業務内容	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				3時間以内	1日以内	2週間以内	3日以内	1カ月以内
各部共通								
	各部共通事項	① 発災後、自身の安全を確保し、参集基準に基づき参集(徒歩等可能な手段) ② 職員・来庁者の救助・搬送 ③ 職員・家族等の安否確認、職員の参集状況の把握 ④ 各執務場所の被害状況把握及び保全措置 ⑤ 所管施設の被害状況把握(パトロール等)及び保全措置 ⑥ 使用可能な業務資源の確保及び保全 ⑦ 指揮命令系統及び業務実施体制の確立 ⑧ 部内及び他部等への協力・応援	A	●				
総務部								
◎総務班	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	① 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	A	●				
	2 災害対策本部の庶務	① 災害対策本部の設置	A	●				
		② 災害対策本部の立上げ	A	●				
		③ 通信機器類の稼働確認	A	●				
		④ 公用車・携帯電話等の確保	A	●				
		⑤ 災害対策本部を設置する代替施設の被害状況の確認	B	●				
		⑥ 代替施設に災害対策本部を設置する場合、必要物資の運搬	E					
		⑦ 避難者数の把握 ※市民班との連携	B	●				
		⑧ 災害時応援協定締結団体等への応援要請	B	●				
		⑨ 外部支援受入拠点の状況確認、開設	C		●			
		⑩ 避難所運営委員会との連絡調整	B	●				
		⑪ 被害状況の集約	B	●				
		⑫ 帰宅困難者の発生状況確認	B	●				
		⑬ 帰宅困難者の収容等に関する調整	B	●				
		⑭ 各班からのニーズの集約	C		●			
		⑮ 見舞品の受付を開始する	C		●			
		⑯ 避難所運営委員会からの要請事項の集約、各班への対応依頼	C		●			
		⑰ 避難所規模の調整 ※市民班との連携	D			●		
	3 部長の命令伝達	① 災害時特別宣言の意思決定と告示	B	●				
	4 関係団体、機関に対する応援要請	① 県、消防、警察、自衛隊等の派遣要請	B	●				
5 燃料等の確保	① 燃料の確保(車両、庁舎非常用自家発電)	B	●					
6 防災関係機関及び各部との連絡調整【輸送】	① 車両及び人員の確保 ② 輸送経路の確認 ※都市建設班との連携	B	●					
7 ボランティア活動の支援	① 災害ボランティアセンターとの連絡調整	C		●				
8 市有財産その他の被害報告の取りまとめ	① 被害状況の調査、確認や倒壊など2次災害に備える。 ② 被害状況の確認、使用の可否についての確認作業。 2次災害に備える。	C		●				
9 総合案内	① 相談内容によって他課に案内 ② 相談窓口において市民の安否情報を市民班と協力の上、収集・提供	B	●					
10 災害時の交通安全対策	① 被災地の地域安全及び交通対策 ※警察と連携	C		●				
11 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用	① 災害救助法に基づく各種報告 ② 各班からの被害状況や各種要望のヒアリング、本部との調整	D			●			
12 復興計画	① 国、県との連絡調整 ② 復旧資金の見込額の把握	D			●			
総合政策班	1 ホームページ等への災害に関する情報掲載	① 避難所の情報 ※市民班との連携 ② 災害状況、今後の対応 ※総務班との連携	B	●				
	2 報道機関への情報発信	① 被害状況の把握と情報提供 ※総務班との連携	C		●			
	3 災害状況の取材及び記録の編集保存	① 被災地の取材及び記録の編集	B	●				
	4 資金計画	① 被害状況等の把握	C		●			
		② 災害についての応急財政措置に関すること ③ 各課ヒアリング ④ 予算規模の把握	D			●		
	5 市長及び副市長の秘書	① 市長(本部長)、副市長(副本部長)への連絡、所在確認 ② 当日の既に入っている予定の連絡、調整 ③ 翌日以降のスケジュールの確認及び連絡、調整	B	●				
6 情報システムの被害状況調査及び応急復旧	① 情報システムの被害状況調査及び応急復旧 ② 情報システムの正常動作確認と正常動作に向けてのインフラ及びシステムの再構築に着手(被害度合による)	B	●					
まちづくり班	1 公共交通機関の被害に関する情報の取りまとめ	① コミュニティバス及び市営バスの運行状況把握	B	●				
		② デマンド交通の運行状況把握	A	●				
		③ 運行経路の道路等被害状況の確認	A	●				
		④ JR烏山線の運行状況把握	A	●				
		⑤ コミュニティバス及び市営バスの運行調整	C		●			
		⑥ デマンド交通の運行調整	C		●			
税務班	1 救援物資の仕分け・配分	① 物資受け入れ場所の確保 ※総務班との連携	B	●				
		② 救助物資購入・配分計画の作成	C		●			
	2 災害に伴う市税の減免等	① 税務課窓口の開設	C		●			
		② 減免の申請受付、納税に関する相談開始 ③ 状況確認し、減免および徴収猶予等を決定 … 以後随時	E				●	
	3 家屋等の被害調査	① 職員を地区分けし、家屋等の被害調査	B	●				
		② 現地で、被害状況の撮影や状況を記録	B	●				
③ 撮影物や被害状況をまとめる		C		●				
④ 被害状況を本部に報告		C		●				

3 応急業務一覧

A 優先業務再開レベル1(3時間以内) B 優先業務再開レベル2(1日以内) C 優先業務再開レベル3(3日以内)
D 優先業務再開レベル4(2週間以内) E 優先業務再開レベル5(1カ月以内)

主体となる課名 (◎印班長)	分掌事務	業務内容	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1カ月以内
市民福祉部								
◎市民班	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	① 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	A	●				
		① 指定避難所の被災状況確認及び開設準備	A	●				
		② 指定避難所の運営管理の職員を配置	A	●				
		③ 指定避難所の開設	A	●				
		④ 避難者名簿の作成及び避難者数の把握	B		●			
		⑤ 避難者の健康状態の把握	B		●			
		⑥ 各指定避難所の必要物資の把握	C			●		
		⑦ 各指定避難所の必要な救助・救援の把握	C			●		
		⑧ 仮設トイレ設置の必要性の把握	C			●		
	⑨ 指定避難所から福祉避難所への移送調整	C			●			
	2 避難所設置及び運営	① 相談窓口開設準備	B		●			
		② 相談窓口開設	B		●			
	3 市民相談	① 被災者の身元調査及び他自治体への照会	B		●			
	4 被災者名簿の作成(特別班対象事務)	① 被災者の把握及び名簿の作成	B		●			
	5 被災者名簿の作成(特別班対象事務)	① 被災者の把握及び名簿の作成	B		●			
	6 遺体の埋火葬の許可	① 遺体の死亡届の受付及び火葬許可(被災状況によって基本的な受付)ができるようにする	B		●			
	7 リ災証明書及びその他の証明書の発行(特別班対象事務)(大規模災害においては税務班も対応)	① リ災証明書の申請受付開始	D			●		
		② リ災証明書の申請に対する状況確認 … 以後随時	D			●		
		③ リ災証明書の発行 … 以後随時	D			●		
	8 住民基本台帳システムの復旧	① 住民基本台帳システムの被害状況調査及び応急復旧	A	●				
		② 保険証を紛失した者への加入記録の確認と再交付	B		●			
	健康福祉班	1 社会福祉施設の被害調査及び応急対策	① 社会福祉施設の被害状況等の確認	A	●			
		2 社会福祉協議会との連絡調整	① 災害ボランティアセンターとの連絡調整	B		●		
		3 炊き出し・食料の配給	① 各避難所の備蓄食料や飲料水の状況を確認 ※市民班との連携	B		●		
② 県及び近隣市町、協定を締結した企業等から必要な食料や調理器具等を確保			C			●		
③ 調達した食料等を各避難所へ配給(炊き出しは避難者又はボランティアが行う)			C			●		
4 衣料等救助物資の確保・配給		① 衣料等救助物資の配送・配布 ※市民班との連携	C			●		
		② 防寒着やおむつなどの生活必需品から優先的に、県及び近隣市町、協定を締結した企業等から調達 ※こども班との連携	C			●		
5 災害弔慰金の支給		① 災害弔慰金の受付窓口の設置	D			●		
6 臨時の予防接種		① 予防接種の窓口開設	E				●	
7 要配慮者の安全確保		① 福祉避難所の被災状況確認及び開設準備	C			●		
		② 福祉避難所の開設指示	C			●		
		③ 各福祉避難所への受入数の把握	C			●		
8 食品の衛生管理	① 食品の衛生保全	B		●				
9 医療救護班の編成	① 物資の不足状況等の確認・調整(日本赤十字社等との連絡調整)	C			●			
	② 災害時医療チームの受入体制の調整(日本赤十字社等との連絡調整)	C			●			
	③ 日赤社員の受入体制の調整(日本赤十字社等との連絡調整)	C			●			
10 医療救護班の編成及び出動	① 被災者の医療及び医療機関との連携	A	●					
11 救護所の設置及び運営	① 救急用品は定期的にチェック。それ以外に必要な物資を補充	C			●			
12 感染症の予防及び防疫	① 防疫班の編成及び出動準備 ※こども班との連携	C			●			
	② 感染症の発生 状況確認、周辺情報の収集、発生の場合は県と連携して対策活動の実施および予防活動	C			●			
	③ 感染症の発生 状況確認、周辺情報の収集、発生の場合は県と連携して対策活動の実施および予防活動	C			●			
こども班	1 児童福祉施設との連絡調整	① 就学時前教育・保育施設園児の安否確認	A	●				
		② 児童福祉施設等の被害調査及び応急対策	A	●				
	2 福祉避難所との連絡調整	① 福祉避難所に関する情報引継ぎ	C			●		
		① 福祉避難所との連絡調整	C			●		
	3 被災者の健康管理	① 赤ちゃんがいる家庭や妊婦の状況確認(妊婦届出登録票または出生時状況記録票より赤ちゃん情報を整備しておく。)	C			●		
		② 助産を必要とする者のリストアップ及び情報提供	C			●		
		③ リスクの高い人(特に乳幼児)をリストアップし、健康状態の確認	C			●		
④ 災害救助班の要請に基づく被災者のケア		D			●			
4 被災者の収容及び保護	① 心のケア活動	D			●			
5 人的被害の調査	① 人的被害の調査	D			●			
6 被災者の収容及び保護	① 被災児の支援	C			●			
7 医療助産	① 助産は医療機関と連携し、受入れ可能な助産施設または医療機関を紹介	C			●			

3 応急業務一覧

A 優先業務再開レベル1(3時間以内) B 優先業務再開レベル2(1日以内) C 優先業務再開レベル3(3日以内)
D 優先業務再開レベル4(2週間以内) E 優先業務再開レベル5(1カ月以内)

主体となる課名 (◎印班長)	分掌事務	業務内容	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				3時間以内	1日以内	2週間以内	3日以内	1カ月以内
経済環境部								
◎農政班	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	① 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	A	●				
	2 農林業施設の被害調査及び応急復旧	① 関係機関と連携し農業用施設被害の状況を確認応急復旧	C		●			
	3 農地及び農業用施設の災害対策							
	4 治山及び林道の災害対策							
	5 農地及び林地の被害調査	① 関係機関と連携し農地及び林地の状況を確認	C		●			
	6 農畜産物及び林産物の被害調査	① 関係機関と連携し農産物、畜産物及び林産物被害の状況を確認	C		●			
	7 農林業施設の被害調査及び応急復旧	① 関係機関と連携し速やかに補償を実施	D			●		
	8 農地及び農業用施設の災害対策							
	9 治山及び林道の災害対策							
商工観光班	1 観光客の被害調査	① 市内宿泊施設との連絡調整(宿泊者の状況把握、被災者の受入れ等)	B		●			
	2 観光施設の被害調査	① 観光協会等と連携し被災状況の調査及び応急処置の検討	C		●			
	3 商工業の被害調査	① 商工会と連携し被災状況の調査及び応急処置の検討	C		●			
	4 商工業者に対する被害復旧援助	① 商工会と連携し被災状況に応じた災害融資の実施	D			●		
環境班	1 し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理	① 廃棄物処理許可業者の被災状況把握	B		●			
		② 災害廃棄物1次仮置場の設置・管理	C		●			
		③ 公設及び民間設置廃棄物処理施設等の調整	C		●			
		④ 災害廃棄物2次仮置場の設置・管理	D			●		
		⑤ 広域処理の手配	D			●		
	2 廃棄物処理施設の災害対策	① 衛生センターの被災状況把握	B		●			
		② 斎場の被災状況把握	B		●			
	3 災害時の公害発生防止指導	① 災害時の公害発生防止指導	D			●		
		② 公害苦情の処理及び対策	C		●			
	4 死亡者の対策	① 遺体措置の実施	B		●			
		② 斎場との調整	B		●			
		③ 遺体の埋火葬の手続き	C		●			

建設部

◎都市建設班	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	① 部内所属間の連絡調整	A	●				
		② 国、県、他防災関係機関との連絡調整	B		●			
		③ 土木災害協定締結者(業者)との連絡調整(調達)	B		●			
		④ 公共土木施設被害状況及び道路通行規制等の情報収集、情報提供	B		●			
	2 関係機関との連絡調整	① 所管施設の被害状況調査	B		●			
		② 所管施設の警戒並びに応急対策(復旧)	C		●			
		③ 工事中箇所の被災対応	C		●			
		④ 所管施設の災害復旧	E			●		
	3 河川等の応急復旧その他緊急措置	① 市営住宅の現場へ行き、入居者の安否確認	A	●				
		② 防火管理者として、火災等の状況を確認	A	●				
③ 市営住宅の現場へ行き、被災状況を確認し記録		B		●				
4 道路、橋梁等の応急復旧その他緊急措置	① 民間建築物等施設について、応急危険度判定士の名簿を用い人員確保を行い、災害地へ派遣	B		●				
	② 応急仮設住宅の設置及び管理	C			●			
5 公営住宅の被害調査並びに応急措置及び復旧	① 被災建築物の応急危険判定	B		●				
	② 防火管理者として、火災等の状況を確認	A	●					
6 被災建築物の応急復旧	① 市有建築物について、各施設担当課の被災建築物の復旧支援・相談等	C		●				
	② 公園緑地並びに街路樹の応急措置及び復旧	D			●			
7 市有建物の応急復旧	① 県と連携し災害住戸数の調査結果に基づき、災害救助法の適用も含めて、応急仮設住宅の建築可否を判断	C			●			
	② 応急仮設住宅の対象戸数の把握	C			●			
8 公園緑地並びに街路樹の応急措置及び復旧	① 被害状況の把握、建築制限の実施、被災市街地復興促進地域の決定のための手続きを実施	E				●		
	② 「阪神淡路大震災」や「東日本大震災」級の災害が発生した場合は、災害復興都市計画を実施する必要がある	E				●		
上下水道班	1 給水活動	① 各浄水場・水源被災状況を確認、必要に応じ給水停止	A	●				
		② 各水源の状況を確認	B		●			
		③ 応急給水計画策定。避難所への応急給水の実施(被害小の場合)	B		●			
		④ 応援隊受け入れ準備、受け入れ	C		●			
	2 上下水道施設(ライフライン施設)の被害調査及び応急復旧	① 被害状況を日水協・県に報告、必要に応じ応援要請	B			●		
		② 被害状況を基に復旧計画の策定	D			●		
3 上下水道の復旧作業の開始(被害小の場合)	③ 上下水道の復旧作業の開始(被害小の場合)	C		●				
	④ 下水道の復旧作業の開始(被害小の場合)	C		●				
	⑤ 上下水道の復旧計画策定、復旧作業の開始(大規模災害)(仮設含む)	D			●			
	⑥ 下水道の復旧計画策定、復旧作業の開始(大規模災害)(仮設含む)	D			●			

3 応急業務一覧

A 優先業務再開レベル1(3時間以内) B 優先業務再開レベル2(1日以内) C 優先業務再開レベル3(3日以内)
D 優先業務再開レベル4(2週間以内) E 優先業務再開レベル5(1カ月以内)

主体となる課名 (◎印班長)	分掌事務	業務内容	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1カ月以内
会計部								
◎会計班	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	① 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	A	●				
	2 資金計画	① 指定金融機関との連絡調整 (緊急支払いのための現金支払い時間延長の要請)	B		●			
	3 資金計画・緊急経費の支払い	① 緊急経費の払い出し(資金前渡金の対応と保管)	B		●			
		② 緊急支払いのための審査	B		●			
		③ 支払い優先度の高い案件から順次処理	B		●			
	4 義援金の受入、管理及び配布	① 義援金・援助金等の受入窓口の開設 (日本赤十字社等との連絡調整)	B		●			
		② 義援金・援助金等の受付業務 (日本赤十字社等との連絡調整)	C			●		
③ 義援金・援助金等を本部へ送金 (日本赤十字社等との連絡調整)		E					●	
議会部								
◎議会班	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	① 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	A	●				
	2 議員及び監査委員の調査及び連絡	① 議員及び監査委員の安否確認や市内の被害状況についての連絡 (情報が入り次第連絡)	B		●			
教育部								
◎学校教育班	1 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	① 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整	A	●				
		① 職員を各施設に派遣する。可能であれば各施設管理者との連絡調整	B		●			
		② 児童生徒、学校職員の安否及び被災状況の確認	B		●			
		③ 非常勤職員を招集	B		●			
		④ 各施設と連携してその被害状況の把握及び安全確認	B		●			
		⑤ 所管施設の被害確認	B		●			
		⑥ 被害状況確認後応急復旧策を業者に指示	C			●		
		⑦ 可能な復旧作業から着手	C			●		
		⑧ 復旧計画を作成	C			●		
		⑨ 順次、施設の復旧を図る	D				●	
	⑩ 予備避難所施設として機能化	D				●		
	3 応急教育	① 県教育事務所に現状の報告	B		●			
		② 学校教育の再開に係る検討及び判断	C			●		
		③ 被害状況により、判断の時期を考慮	C			●		
	4 学用品及び教科書の確保及び支給	① 被災状況を把握、必要な対応について検討	C		●			
5 学校給食及び保健衛生保全措置	① 学校給食及び保健衛生保全措置	C		●				
生涯学習班	1 社会教育施設の被害調査及び応急復旧	① 職員を各施設に派遣する。可能であれば各施設管理者との連絡調整	B		●			
	2 社会体育施設の被害調査及び応急復旧	① 職員を各施設に派遣する。可能であれば各施設管理者との連絡調整	B		●			
	3 外国人支援対策活動	① 外国人に対する安全確保等の情報提供	B		●			
文化振興班	1 文化財の被害調査及び応急復旧	① 文化財施設の安全確認	B		●			
		② 文化財関連の被害状況の現状把握	B		●			
		③ 県文化財課と文化財関連の被害状況等に関して、密に連絡を取り合う	C			●		
		④ 埋蔵文化財発掘調査を実施している場合は、現地の状況を把握	B		●			
		⑤ 市指定文化財の被害状況の確認	D				●	
		⑥ 市民が保管する市指定文化財に被害が及んでいた場合、どのように対応するか	E					●

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1 (1日以内) B 優先業務再開レベル2 (3日以内) C 優先業務再開レベル3 (1週間以内)
D 優先業務再開レベル4 (1カ月以内) E 優先業務再開レベル5 (1カ月以降)

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
総合政策課	秘書政策	1 市長及び副市長の秘書に関する事。	A	●				
		2 市長交際費に関する事。	D			●		
		3 市長会に関する事。	D			●		
		4 市長の特命事項に関する事。	C		●			
		5 議会の招集に関する事。	D			●		
		6 議案の調製に関する事。	D			●		
		7 その他議会対応に関する事。	D			●		
		8 庁議の運営に関する事。	D			●		
		9 政策調整会議の運営に関する事。	D			●		
		10 総合計画及び総合戦略に関する事。	E				●	
		11 総合政策審議会に関する事。	E				●	
		12 行財政改革に関する事。	E				●	
		13 広域連携に関する事。	E				●	
		14 広域行政に関する事。	E				●	
		15 重要政策に関する事。	D			●		
		16 庁舎整備計画に関する事。	E				●	
		17 国土利用計画法に関する事。	E				●	
		18 土地利用計画に関する事。	E				●	
		19 土地利用の総合調整に関する事。	D			●		
		20 土地利用対策審議会に関する事。	E				●	
		21 地価調査・地価公示に関する事。	E				●	
	広報広聴	1 広報なすからすやまの編集及び発行に関する事。	D			●		
		2 広報お知らせ版の編集及び発行に関する事。	D			●		
		3 広報カレンダーの編集及び発行に関する事。	E				●	
		4 市勢要覧その他市刊行物の編さんに関する事。	E				●	
		5 定例記者会見に関する事。	C		●			
		6 行政相談に関する事。	D			●		
		7 行政相談委員に関する事。	D			●		
		8 広報広聴委員会に関する事。	E				●	
		9 広報協会に関する事。	E				●	
		10 市政懇談会に関する事。	D			●		
		11 広聴箱に関する事。	D			●		
		12 パブリックコメントに関する事。	D			●		
		13 その他広聴事業に関する事。	D			●		
		14 ホームページの管理に関する事。	C		●			
	情報統計	1 地域情報化の推進に関する事。	D			●		
		2 行政情報化に関する事。	D			●		
		3 電子自治体の推進に関する事。	D			●		
		4 情報セキュリティ対策に関する事。	D			●		
		5 難視聴対策に関する事。	D			●		
		6 社会保障・税番号制度に関する事。	D			●		
		7 基幹統計調査その他統計調査に関する事。	D			●		
		8 統計資料の編集及び公表に関する事。	D			●		
	財政	1 市財政全般の企画及び連絡調整に関する事。	C		●			
		2 予算の編成及び執行管理に関する事。	C		●			
		3 地方債及び一時借入金に関する事。	C		●			
		4 地方交付税に関する事。	D			●		
		5 財政状況の公表に関する事。	D			●		
		6 利子割交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金等に関する事。	D			●		
		7 債権及び基金に関する事。	D			●		
		8 決算関係書類の調製に関する事。	D			●		
		9 寄附採納に関する事。	D			●		
		10 ふるさと応援寄付金に関する事。	D			●		
		11 その他財務に関する事。	E				●	
		12 地方公会計制度改革に関する事。	E				●	
		13 財務会計システムに関する事。	B	●				
	まちづくり課	地域づくり	1 まちづくり推進に関する事。	E			●	
			2 コミュニティに関する事。	E			●	
			3 市民との協働に関する事。	E			●	
			4 NPOに関する事。	E			●	
			5 総合交通体系の整備計画及び推進に関する事。	E			●	
			6 地域交通公共会議に関する事。	D			●	
			7 生活路線バスに関する事。	C		●		
			8 市営バスに関する事。	B	●			
			9 デマンド交通に関する事。	B	●			
			10 市民号に関する事。	E			●	
			11 烏山線利用向上に関する事。	E			●	
12 道の駅整備の調査研究に関する事。			E			●		
13 まちづくり研究会に関する事。			E			●		
定住推進		1 シティプロモーションに関する事。	E			●		
		2 情報及び魅力の発信に関する事。	E			●		
		3 キャッチフレーズに関する事。	E			●		
		4 イメージキャラクターに関する事。	E			●		
		5 地域おこし協力隊に関する事。	D			●		
		6 定住及び移住の支援に関する事。	D			●		
		7 住宅取得奨励金に関する事。	C		●			
		8 空き家バンクに関する事。	C		●			
		9 定住促進家賃補助に関する事。	C		●			
		10 都市間交流基本方針に関する事。	E			●		
		11 都市との交流事業の総合調整に関する事。	E			●		
		12 都市農村交流事業の推進に関する事。	E			●		
		13 ふるさと烏山会に関する事。	E			●		
		14 神奈川南那須会に関する事。	E			●		

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1 (1日以内) B 優先業務再開レベル2 (3日以内) C 優先業務再開レベル3 (1週間以内)
 D 優先業務再開レベル4 (1カ月以内) E 優先業務再開レベル5 (1カ月以降)

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
総務課	人事	1 辞令交付式に関する事。	C			●		
		2 仕事納式及び始式に関する事。	E				●	
		3 叙位・叙勲・褒章に関する事。	E				●	
		4 市表彰式の開催に関する事。	E				●	
		5 参事課長等会議の開催に関する事。	C			●		
		6 特別職及び行政委員等の選任に関する事。	E				●	
		7 職員採用計画に関する事。	D				●	
		8 採用試験の実施に関する事。	C			●		
		9 早期退職者・再任用に関する事。	C			●		
		10 職制及び人事異動に関する事。	C			●		
		11 昇格等に関する事。	C			●		
		12 人事記録簿の整理に関する事。	D				●	
		13 事務引継に関する事。	D				●	
		14 分限処分に関する事。	D				●	
		15 懲戒処分等に関する事。	D				●	
		16 定員適正化計画及び職員定数に関する事。	E					●
		17 定員管理調査に関する事。	E					●
		18 等級等の段階ごとの職員数の公表に関する事。	E					●
		19 人材育成基本方針に関する事。	E					●
		20 職員の研修に関する事。	E					●
		21 職員の人事評価に関する事。	E					●
		22 インターン・職場体験に関する事。	E					●
		23 職員名簿の作成に関する事。	D				●	
		24 職員証の作成に関する事。	D				●	
		25 職員の服務一般に関する事。	C			●		
		26 人事行政の運営状況の公表に関する事。	E					●
		27 男女共同参画庁内行動計画に関する事。	E					●
		28 次世代育成支援対策推進法特定事業主行動計画に関する事。	E					●
		29 職員団体に関する事。	E					●
		30 会計年度任用職員に関する事。	D				●	
		31 給与の決定に関する事。	C			●		
		32 給与費予算に関する事。	C			●		
		33 職員の給与の支給に関する事。	C			●		
		34 給与実態調査に関する事。	C			●		
		35 給与の公表に関する事。	E					●
		36 市町村総合事務組合(退職手当)に関する事。	D				●	
		37 共済組合事務に関する事。	D				●	
		38 職員の健康管理に関する事。	D				●	
		39 職員互助会に関する事。	E					●
		40 その他職員の福利厚生に関する事。	D				●	
		41 職員の旅費に関する事。	C			●		
		42 職員の安全衛生に関する事。	C			●		
		43 職員のメンタルヘルスに関する事。	C			●		
		44 職員の公務災害補償に関する事。	C			●		
行政	行政	1 コンプライアンス及び内部統制に関する事。	D				●	
		2 事務組織及び機構に関する事。	D				●	
		3 事務分掌の調整に関する事。	E					●
		4 行政事務の効率化及び事務の改善に関する事。	E					●
		5 地方分権改革・権限移譲に関する事。	E					●
		6 平和行政に関する事。	E					●
		7 市の境界並びに字の区域及び名称の変更に関する事。	E					●
		8 市章、市歌等に関する事。	E					●
		9 市民憲章に関する事。	E					●
		10 特別職報酬等の決定に関する事。	E					●
		11 後援等名義の使用承認に関する事。	D				●	
		12 行財政報告書の作成に関する事。	E					●
		13 行政手続法に関する事。	E					●
		14 障害者差別解消法に関する事。	E					●
		15 行政区長及び副行政区長に関する事。	D				●	
		16 地縁団体の認可及び管理に関する事。	C			●		
		17 自治会及び自治会連合会に関する事。	D				●	
		18 文書の收受及び発送に関する事。	B		●			
		19 行政区長等文書配付に関する事。	C			●		
		20 各課から依頼のあった事務処理に関する事。	E					●
		21 公文例及び文書の取扱いに関する事。	E					●
		22 文書の保存及び管理の総合調整に関する事。	E					●
		23 公印の新調及び改刻並びに統括管理に関する事。	B		●			
		24 情報公開及び個人情報保護の総合調整に関する事。	C			●		
		25 法令、条例、規則等の解釈及び運用に関する事。	C			●		
		26 条例、規則等の立案及び審査に関する事。	B		●			
		27 公告式及び例規集の編集に関する事。	B		●			
		28 法務能力の向上に関する事。	E					●
		29 不服申立て及び訴訟の総合調整に関する事。	C			●		
		30 法律相談に関する事。	D				●	
		31 公平委員会に関する事。	C			●		
		32 選挙管理委員会に関する事。	B		●			
		33 各種選挙の執行に関する事。	B		●			
		34 固定資産評価審査委員会に関する事。	C			●		

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1 (1日以内) B 優先業務再開レベル2 (3日以内) C 優先業務再開レベル3 (1週間以内)
 D 優先業務再開レベル4 (1カ月以内) E 優先業務再開レベル5 (1カ月以降)

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A 1日以内	B 3日以内	C 1週間以内	D 1カ月以内	E 1カ月以降
契約管財		1 入札にすること。	C			●		
		2 入札参加資格の管理に関する事。	E				●	
		3 契約管理に関する事。	D				●	
		4 官公需・公契連に関する事。	D				●	
		5 都市管財事務連絡協議会に関する事。	E				●	
		6 主管の属する証明、統計及び報告に関する事。	D				●	
		7 工事検査に関する事。	E				●	
		8 公有財産管理に関する事。	C			●		
		9 指定管理者制度に関する事。	E				●	
		10 庁舎管理に関する事。	A	●				
		11 普通財産管理に関する事。	D				●	
		12 分取林(部分林)の管理及び処分に関する事。	E				●	
		13 境財産区の運営及び予算に関する事。	E				●	
		14 境財産区有林の管理及び処分に関する事。	E				●	
		15 指定管理者制度に関する事。	E				●	
		16 市有建物及び公用車の保険に関する事。	D				●	
		17 庁内外の衛生及び取り締まりに関する事。	D				●	
		18 公営駐車場及び駐輪場の管理に関する事。	D				●	
		19 公用車の管理に関する事。	A	●				
		20 印刷管理事務に関する事。	D				●	
		21 日直に関する事。	D				●	
		22 改正省エネ法に関する事。	E				●	
		23 財産管理台帳の管理に関する事。	E				●	
		24 漂流物に関する事。	E				●	
危機管理		1 地域防災計画に関する事。	E				●	
		2 防災会議に関する事。	E				●	
		3 防災協定に関する事。	E				●	
		4 水防協議会に関する事。	E				●	
		5 災害対応に関する事。	A	●				
		6 災害対策本部に関する事。	A	●				
		7 国民保護計画に関する事。	E				●	
		8 国民保護協議会に関する事。	E				●	
		9 その他危機管理に関する事。	E				●	
		10 防災行政無線に関する事。	A	●				
		11 Jアラートに関する事。	A	●				
		12 情報伝達装置に関する事。	A	●				
		13 消防団に関する事。	A	●				
		14 消防委員会に関する事。	E				●	
		15 消防施設に関する事。	D				●	
		16 煙火消費の許可に関する事。	E				●	
		17 犯罪被害者の支援対策に関する事。	E				●	
		18 不当要求等の防止対策に関する事。	E				●	
		19 市民生活の安全の推進に関する事。	E				●	
		20 自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事。	E				●	
		21 自衛隊父兄会に関する事。	E				●	
		22 交通安全施策の企画立案及び推進に関する事。	E				●	
		23 交通安全各種団体との総合調整に関する事。	E				●	
		24 交通指導員に関する事。	E				●	
		25 交通安全教室の計画及び実施に関する事。	E				●	
		26 免許証自主返納に関する事。	D				●	
		27 交通安全施設に関する事。	D				●	
税務課	収納管理	1 課専用公印の保管に関する事。	A	●				
		2 市税等の調定及び収納に関する事。	D				●	
		3 市たばこ税、鉱産税及び入湯税に関する事。	D				●	
		4 税に関する諸証明に関する事。	C			●		
		5 市税等に関する不服申立てに関する事。	D				●	
		6 軽自動車税の賦課及び減免に関する事。	D				●	
	徴収対策	1 市税等の徴収及び督促に関する事。	D				●	
		2 嘱託徴収員の管理に関する事。	D				●	
		3 市税等の納税相談に関する事。	C			●		
		4 市税等の滞納処分に関する事。	D				●	
	市民税	1 市県民税の賦課及び減免に関する事。	D				●	
		2 市県民税の申告等に関する事。	D				●	
		3 法人市民税の賦課に関する事。	D				●	
		4 国民健康保険税の賦課及び減免に関する事。	D				●	
		5 介護保険料の賦課及び減免に関する事。	D				●	
		6 後期高齢者医療保険料の賦課及び減免に関する事。	D				●	
	資産税	1 固定資産税(土地)の賦課及び減免に関する事。	D				●	
		2 固定資産(土地)の評価に関する事。	D				●	
		3 土地、家屋課税台帳及び名寄帳に関する事。	C			●		
		4 その他固定資産税に関する事。	D				●	
		5 固定資産税(家屋)の賦課及び減免に関する事。	D				●	
6 固定資産(家屋)の評価に関する事。		D				●		
7 償却資産課税台帳に関する事。		D				●		
8 図面等の保管に関する事。		D				●		
9 国有財産等所在市町村交付金に関する事。		D				●		

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1 (1日以内) B 優先業務再開レベル2 (3日以内) C 優先業務再開レベル3 (1週間以内)
D 優先業務再開レベル4 (1カ月以内) E 優先業務再開レベル5 (1カ月以降)

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A 1日以内	B 3日以内	C 1週間以内	D 1カ月以内	E 1カ月以降
市民課	市民窓口	1 課専用公印の保管に関する事。	A	●				
		2 住民基本台帳に関する事。	A	●				
		3 社会保障・税番号制度に関する事。	A	●				
		4 公的個人認証サービス事務に関する事。	A	●				
		5 外国人住民の住居地届出等に関する事。	A	●				
		6 印鑑登録証明に関する事。	A	●				
		7 国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の被保険者の資格の取得、喪失に関する事。	A	●				
		8 自動車臨時運行許可に関する事。	C			●		
		9 旅券事務に関する事。	C			●		
		10 窓口案内に関する事。	B		●			
		11 窓口手数料の日計に関する事。	B		●			
		12 戸籍に関する事。	A	●				
		13 破産者、成年後見人、被保佐人及び既決犯罪等に関する事。	E				●	
		14 相続税の報告に関する事。	E				●	
		15 人口動態に関する事。	E				●	
		16 埋・火葬及び改葬許可に関する事。	A	●				
		17 基幹系電算システムに関する事。	A	●				
		18 住居表示に関する事。	C			●		
		19 国民年金に関する事。	C			●		
		20 人権擁護委員に関する事。	E				●	
		21 人権啓発に関する事。	E				●	
		22 保護司会に関する事。	D				●	
		23 更生保護女性会に関する事。	D				●	
		24 社会を明るくする運動に関する事。	E				●	
		25 市民相談に関する事。	C			●		
		26 市民法律相談に関する事。	C			●		
		27 その他各種相談窓口の案内に関する事。	C			●		
国保医療	国保医療	1 国民健康保険の企画・運営に関する事。	C			●		
		2 国民健康保険運営協議会に関する事。	E				●	
		3 国民健康保険諸統計及び報告に関する事。	D				●	
		4 国民健康保険の資格管理及び被保険者証の交付、返還に関する事。	A	●				
		5 国民健康保険療養費等の支給及び申請書の処理に関する事。	C			●		
		6 国民健康保険に関する検査、監査に関する事。	E				●	
		7 国民健康保険の損害賠償との調整及び不正利得者徴収に関する事。	D				●	
		8 国民健康保険の出産育児一時金及び葬祭費の支給に関する事。	D				●	
		9 国民健康保険の診療報酬明細書の点検に関する事。	C			●		
		10 国民健康保険の国・県支出金に関する事。	D				●	
		11 国民健康保険保健事業に関する事。	D				●	
		12 国民健康保険団体連合会に関する事。	D				●	
		13 国民健康保険特別会計(事業勘定)予算に関する事。	D				●	
		14 国民健康保険特別会計(診療施設勘定)予算に関する事。	D				●	
		15 国民健康保険診療所に関する事。	B		●			
		16 熊田診療所に関する事。	B		●			
		17 へき地医療に関する事。	D				●	
		18 後期高齢者医療制度に関する事。	B		●			
		19 後期高齢者医療制度保健事業に関する事。	D				●	
南那須分室	南那須分室	1 課専用公印の保管に関する事。	A	●				
		2 住民基本台帳に関する事。	A	●				
		3 社会保障・税番号制度に関する事。	A	●				
		4 公的個人認証に関する事。	A	●				
		5 外国人住民の住居地届出等に関する事。	A	●				
		6 印鑑登録証明に関する事。	A	●				
		7 国民健康保険・後期高齢者医療及び介護保険の資格の取得、喪失に関する事。	A	●				
		8 自動車臨時運行許可に関する事。	C			●		
		9 旅券事務に関する事。	C			●		
		10 戸籍に関する事。	A	●				
		11 埋・火葬及び改葬許可に関する事。	A	●				
		12 国民年金に関する事。	C			●		
		13 窓口案内に関する事。	A	●				
		14 窓口手数料の日計に関する事。	B		●			
		15 公金の収納に関する事。	B		●			

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1 (1日以内) B 優先業務再開レベル2 (3日以内) C 優先業務再開レベル3 (1週間以内)
 D 優先業務再開レベル4 (1カ月以内) E 優先業務再開レベル5 (1カ月以降)

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間					
				A	B	C	D	E	
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降	
健康福祉課	社会福祉	1 民生委員・児童委員に関する事	B		●				
		2 社会福祉協議会等に関する事	A	●					
		3 地域福祉計画等に関する事	D			●			
		4 行旅病人及び行旅死亡人に関する事	C			●			
		5 社会福祉法人の認可及び指導監査に関する事	D			●			
		6 災害弔慰金等に関する事	C			●			
		7 障害者自立支援給付等に関する事	C			●			
		8 障害者福祉サービスの障害支援区分の認定に関する事	D			●			
		9 障害者自立支援医療に関する事	C			●			
		10 補装具費等の支給等に関する事	C			●			
		11 障害者地域生活支援事業に関する事	C			●			
		12 障害者の相談等に関する事	B		●				
		13 障害者福祉計画等に関する事	D			●			
		16 各種障害者手帳交付に関する事	C			●			
		17 各種手当等に関する事	C			●			
		18 重度心身障害者医療費助成に関する事	C			●			
		19 その他障害者福祉に関する事	D			●			
		生活福祉	生活福祉	1 生活保護業務に関する事	D			●	
				2 住宅給付に関する事	D			●	
3 統計調査に関する事	D					●			
4 介護扶助に関する事	D					●			
5 教育扶助に関する事	D					●			
6 医療扶助に関する事	D					●			
7 生業扶助に関する事	D					●			
8 経理事務に関する事	D					●			
9 施設事務費に関する事	D					●			
10 保健福祉センターの管理に関する事	C					●			
11 生活困窮者自立相談に関する事	D					●			
高齢いきがい	高齢いきがい	1 福祉タクシーに関する事	C			●			
		2 敬老会に関する事	E				●		
		3 敬老祝金に関する事	E				●		
		4 養護老人ホーム入所に関する事	B		●				
		5 遺族会に関する事	E				●		
		6 戦没者追悼式に関する事	E				●		
		7 戦没者遺族等弔慰金に関する事	D			●			
		8 通院支援サービスに関する事	C			●			
		9 シルバー人材センターの支援に関する事	E				●		
		10 いきいきクラブの育成支援に関する事	E				●		
		11 その他高齢者福祉に関する事	E				●		
		12 地域包括ケアシステムに関する事	E				●		
		13 在宅医療介護連携推進事業に関する事	E				●		
		14 生活支援体制整備事業に関する事	E				●		
		15 地域ケア会議に関する事	E				●		
		16 介護予防事業に関する事	E				●		
		17 地域密着型施設運営委員会に関する事	E				●		
		18 高齢者虐待、権利擁護相談等に関する事	B		●				
		19 認知症対策に関する事	E				●		
		20 地域包括支援センターの運営に関する事	A	●					
		21 在宅介護に関する事	D			●			
介護保険	介護保険	1 介護保険事業計画に関する事	E				●		
		2 介護保険事業計画及び高齢者福祉計画策定委員会に関する事	E				●		
		3 地域密着型サービス等運営委員会に関する事	E				●		
		4 その他地域密着型サービスに関する事	D			●			
		5 地域支援事業に関する事	D			●			
		6 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事	D			●			
		7 介護保険統計、報告及び給付費の申請等に関する事	D			●			
		8 特定入所者負担限度額認定に関する事	D			●			
		9 その他資格者証の交付に関する事	B		●				
		10 国民健康保険連合会との共同処理に関する事	D			●			
		11 高額介護サービス費等の支払に関する事	D			●			
		12 住宅改修・福祉用具購入費等の支払に関する事	D			●			
		13 その他給付費の支払に関する事	D			●			
		14 介護給付費の適正化に関する事	E				●		
		15 住宅改修及び福祉用具購入に関する事	C			●			
		16 福祉有償運送に関する事	E				●		
		17 要介護認定に関する事	C			●			
		18 介護認定審査会に関する事	C			●			
		19 被保険者資格の取得・喪失に関する事	B		●				
		20 介護保険関係相談に関する事	B		●				
健康増進	健康増進	1 健康診査に関する事	D			●			
		2 新型インフルエンザに関する事	E				●		
		3 高齢者・成人の予防接種に関する事	E				●		
		4 献血に関する事	E				●		
		5 その他感染症予防に関する事	D			●			
		6 休日当番医に関する事	D			●			
		7 健康教育に関する事	E				●		
		8 健康相談に関する事	C			●			
		9 イスウル友の会に関する事	E				●		
		10 歯の健康づくりに関する事	E				●		
		11 健康マイレージに関する事	E				●		
		12 特定保健指導に関する事	E				●		
		13 糖尿病重症化予防に関する事	E				●		
		14 家庭訪問に関する事	D			●			
		15 学生指導に関する事	E				●		
		16 その他健康づくりに関する事	E				●		
		17 食育に関する事	E				●		
		18 食生活改善推進員に関する事	E				●		
		19 食生活相談に関する事	D			●			

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1 (1日以内) B 優先業務再開レベル2 (3日以内) C 優先業務再開レベル3 (1週間以内)
 D 優先業務再開レベル4 (1カ月以内) E 優先業務再開レベル5 (1カ月以降)

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
こども課	こそだて支援	1 子ども・子育て会議に関する事。	D				●	
		2 子ども・子育て支援事業計画に関する事。	E					●
		3 社会福祉法人(児童福祉施設)の認可及び指導監査に関する事。	D				●	
		4 子どもに係る手当及び医療費の給付に関する事。	C			●		
		5 ひとり親家庭に係る手当及び医療費の給付に関する事。	C			●		
		6 母子生活支援施設の入退所措置等に関する事。	C			●		
		7 母子・父子家庭の自立支援、給付金及び福祉資金貸付に係る事業に関する事。	D				●	
		8 母子寡婦福祉団体の支援に関する事。	D				●	
		9 要保護児童対策協議会に関する事。	D				●	
		10 児童の相談、指導及び記録に関する事。	C			●		
		11 婦人相談、保護及び記録に関する事。	C			●		
		12 虐待及びDV防止に係る啓発に関する事。	E					●
	こども館	1 こども館の管理及び運営に関する事。	B		●			
		2 こども館事業に関する事。	C			●		
		3 地域子育て支援拠点事業に関する事。	D				●	
		4 家庭教育支援及び関連団体の育成等に関する事。	D				●	
		5 放課後児童健全育成事業に関する事。	D				●	
		6 ファミリー・サポート・センター事業に関する事。	D				●	
		7 結婚相談及び支援事業に関する事。	E					●
	母子保健	1 妊娠届出及び母子健康手帳交付に関する事。	C			●		
2 妊産婦健診及び産後ケア事業に係る助成に関する事。		D				●		
3 妊産婦の相談、保健指導及び訪問等支援に関する事。		C			●			
4 妊産婦医療費の助成に関する事。		D				●		
5 不妊治療費の助成に関する事。		D				●		
6 養育医療費助成及び未熟児養育支援に関する事。		D				●		
7 乳児家庭全戸訪問事業に関する事。		D				●		
8 乳幼児の健診、相談及び訪問指導に関する事。		D				●		
9 児童生徒の健康づくりに関する事。		D				●		
10 子どもの食生活及び歯の健康に係る相談事業に関する事。		E					●	
11 発達相談及び療育支援に関する事。		D				●		
12 乳幼児及び児童生徒の予防接種に関する事。		E					●	
13 子育て世代包括支援センター事業に関する事。		E					●	
保育	1 教育・保育給付に係る支給認定に関する事。	D				●		
	2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用調整等に関する事。	C			●			
	3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の利用者負担額等に関する事。	C			●			
	4 幼児教育・保育の無償化に関する事。	E					●	
	5 子どものための教育・保育給付交付金に関する事。	D				●		
	6 子育てのための施設等利用給付に関する事。	D				●		
	7 地域子ども・子育て支援事業(保育グループの所管に限る。)に関する事。	E					●	
	8 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の助成に関する事。	C			●			
	9 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の各種調査に関する事。	D				●		
	10 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の指導及び助言に関する事。	E					●	
	11 就学前の子どもの教育・保育教諭の確保に関する事。	D				●		
	12 保育士・幼稚園教諭・保育教諭の確保に関する事。	D				●		
	13 市立幼稚園及び市立保育所の職員等に関する事。	D				●		
	14 保育行政指導監査等に関する事。	E					●	
	15 社会福祉法人(保育施設)の認可及び指導監査並びに課の総合調整に関する事。	D				●		
	16 私学助成幼稚園に関する事。	E					●	
	17 認可外保育施設に関する事。	E					●	
18 その他幼児教育及び保育(他の課の属するものを除く。)に関する事。	E					●		
19 所管する施設の維持・管理に関する事。	C			●				
20 市立幼稚園及び市立保育所の再編計画に関する事。	E					●		

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1（1日以内） B 優先業務再開レベル2（3日以内） C 優先業務再開レベル3（1週間以内）
D 優先業務再開レベル4（1カ月以内） E 優先業務再開レベル5（1カ月以降）

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
農政課	農業振興	1 地域農業振興ビジョンに関する事	E					●
		2 農業経営基盤強化促進基本構想に関する事	E					●
		3 農業振興地域整備計画に関する事	D				●	
		4 人・農地プラン策定に関する事	E					●
		5 農業公社の運営指導に関する事	D				●	
		6 酪農・肉用牛生産近代化計画に関する事	D				●	
		7 水田フル活用ビジョンに関する事	D				●	
		8 経営体育成事業に関する事	D				●	
		9 畜産振興に関する事	D				●	
		10 園芸振興に関する事	D				●	
		11 水産業の振興に関する事	D				●	
		12 6次産業化に関する事	D				●	
		13 日本型直接支払事業に関する事	D				●	
		14 農林水産特産物開発事業に関する事	D				●	
		15 農業機械の安全管理等に関する事	E					●
		16 農業協同組合及び農業共済組合に関する事	E					●
		17 農業制度資金融通に関する事	D				●	
		18 農業制度資金融通に係る利子補給に関する事	D				●	
		19 農業制度資金融通機関との連絡調整に関する事	D				●	
		20 農作物の病害虫防除に関する事	E					●
		21 畦畔等しば焼きに関する事	E					●
		22 病害虫防除協議会に関する事	E					●
		23 畜産の防疫に関する事	B		●			
		24 認定農業者等の育成及び指導に関する事	E					●
		25 新規就農総合支援事業に関する事	D				●	
		26 農地中間管理事業に関する事	D				●	
		27 農業経営力向上支援事業に関する事	E					●
		28 人・農地問題解決加速化支援事業に関する事	E					●
		29 農地集積・集約化推進事業に関する事	E					●
		30 農地流動化奨励金交付事業に関する事	E					●
		31 都市農村交流事業に関する事	E					●
		32 農作物及び農業経営施設の災害に関する事	E					●
		33 農業生産組織等の指導育成に関する事	E					●
		34 食育に関する事	D				●	
		35 八溝そばの振興に関する事	E					●
		36 担い手支援協議会・農業再生協議会との連絡調整に関する事	D				●	
		37 経営所得安定対策直接支払推進事業に関する事	D				●	
		38 耕作放棄地対策事業に関する事	E					●
農地調整	農地調整	1 農業委員会に関する事	C			●		
		2 利用権の設定に関する事	D			●		
		3 農業及び農地の相談に関する事	D			●		
		4 農業振興地域整備に関する事	D			●		
		5 遊休農地解消に関する事	E				●	
農林整備	農林整備	1 森林整備地域活動支援事業に関する事	D			●		
		2 森林整備計画及び森林経営計画に関する事	D			●		
		3 特用林産物に関する事	E				●	
		4 林業生産団体等の育成指導に関する事	D			●		
		5 山林の病害虫防除に関する事	D			●		
		6 里山林整備事業に関する事	E				●	
		7 林道の整備及び維持管理に関する事	D			●		
		8 鳥獣保護及び捕獲等に関する事	D			●		
		9 自然保護に関する事	E				●	
		10 緑化推進事業に関する事	E				●	
		11 保安林に関する事	E				●	
		12 火入れ条例に関する事	D			●		
		13 伐採届等に関する事	D			●		
		14 林地開発許可に関する事	D			●		
		15 森林経営管理制度に関する事	D			●		
		16 農村総合整備に関する事	D			●		
		17 県営及び団体営土地改良事業に関する事	D			●		
		18 土地改良事業団体等の指導に関する事	E				●	
		19 市単独土地改良事業に関する事	D			●		
		20 都市農村交流事業に関する事	E				●	
		21 農道台帳の管理に関する事	D			●		
		22 国営土地改良事業に関する事	D			●		
		23 農林地等災害復旧に関する事	C			●		

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1（1日以内） B 優先業務再開レベル2（3日以内） C 優先業務再開レベル3（1週間以内）
 D 優先業務再開レベル4（1カ月以内） E 優先業務再開レベル5（1カ月以降）

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間					
				A	B	C	D	E	
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降	
商工観光課	商工振興	1 商工業振興ビジョンに関する事。	E					●	
		2 中小企業の振興に関する事。	E					●	
		3 市産品等の開発及び販路開拓に関する事。	E					●	
		4 中心市街地活性化に関する事。	E					●	
		5 商工会に関する事。	E					●	
		6 商工業関係団体に関する事。	E					●	
		7 中小企業の金融に関する事。	E					●	
		8 鉱業に関する事。	E					●	
		9 計量検査に関する事。	E					●	
		10 賀詞交歓会に関する事。	E					●	
		11 その他商業及び工業の振興に関する事。	E					●	
		12 労働行政及び雇用対策に関する事。	E					●	
		13 企業誘致に関する事。	E					●	
		14 立地企業のフォローアップに関する事。	D				●		
		15 消費者支援に関する事。	D				●		
	観光振興	1 観光振興ビジョンに関する事。	E					●	
		2 観光開発の総合企画調整に関する事。	E					●	
		3 その他観光の振興に関する事。	E					●	
		4 山あげ祭に関する事。	D				●		
		5 栃木県立自然公園に関する事。	E					●	
		6 那須烏山市観光協会等に関する事。	D				●		
		7 所管に属する施設の管理、運営等に関する事。	C			●			
		8 観光施設の整備計画に関する事。	E					●	
		9 観光PRイベントに関する事。	D				●		
		10 JR観光振興対策に関する事。	D				●		
		11 フィルムコミッションに関する事。	D				●		
		12 観光情報の発信に関する事。	D				●		
		13 とちまるショップに関する事。	D				●		
		まちづくり課	環境	1 公害の防止に関する事。	C			●	
				2 犬の登録及び狂犬病予防に関する事。	D				●
3 衛生管理及び指導に関する事。	D						●		
4 墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する事。	E						●		
5 温泉資源に関する事。	E						●		
6 資源及びエネルギーに関する事。	D						●		
7 空き家対策(環境基本計画に位置づけしている家屋の適正管理)に関する事。	D						●		
8 その他環境保全に関する事。	D						●		
9 一般廃棄物の処理及び計画に関する事。	B				●				
10 ごみ収集及び清掃に関する事。	A			●					
11 ごみ減量に関する事。	E							●	
12 ごみ処理施設に関する事。	A			●					
13 その他環境対策に関する事。	C					●			

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1 (1日以内) B 優先業務再開レベル2 (3日以内) C 優先業務再開レベル3 (1週間以内)
 D 優先業務再開レベル4 (1カ月以内) E 優先業務再開レベル5 (1カ月以降)

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間					
				A	B	C	D	E	
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降	
都市建設課	管理	1 道路及び法定外公共物等の管理に関する事。	D				●		
		2 道路台帳及び橋梁台帳に関する事。	E					●	
		3 道路及び法定外公共物の占用、使用及び工事施工承認に関する事。	D				●		
		4 道路有効制限の許可に関する事。	D				●		
		5 境界確認及び協定に関する事。	E					●	
		6 ふれあいの道づくり事業に関する事。	E					●	
		7 各種期成同盟会に関する事。	E					●	
		8 道路愛護及び河川愛護に関する事。	E					●	
		9 城東及び表の排水設備の管理に関する事。	D				●		
		10 公営住宅の管理に関する事。	C			●			
		11 市営住宅及び市有住宅の管理に関する事。	B		●				
		12 市営住宅及び市有住宅の入退去及び使用料の徴収に関する事。	B		●				
		13 その他市営住宅及び市有住宅に関する事。	B		●				
	都市計画	1 都市計画の施行に関する事。	D				●		
		2 都市計画審議会に関する事。	D				●		
		3 都市再生特別措置法の施行に関する事。	D				●		
		4 公用地拡大の推進に関する法律に関する事。	E					●	
		5 都市計画法第53条協議に関する事。	D				●		
		6 都市公園及び市民公園の維持管理に関する事。	C			●			
		7 景観法の施行に関する事。	E					●	
		8 屋外広告物条例の施行に関する事。	E					●	
		9 県景観条例に基づく大規模行為に関する事。	D				●		
		10 木造住宅耐震化の促進に関する事。	E					●	
		11 建築確認申請の進達事務に関する事。	D				●		
	整備	1 建設工事に関する事。	D				●		
		2 公共用地の取得及び補償に関する事。	D				●		
		3 公共用地の登記に関する事。	D				●		
	地籍調査	1 地籍調査事業の計画に関する事。	D				●		
		2 地籍調査の実施に関する事。	D				●		
		3 国土調査の成果の管理に関する事。	D				●		
	上下水道課	業務	1 課専用公印の保管に関する事。	A	●				
			2 水道業務の総合調整に関する事。	E				●	
			3 振興計画に関する事。	E				●	
			4 職員の服務、賞罰及び身分に関する事。	E				●	
			5 資産の管理(貯蔵品を除く。)及び物品の管理に関する事。	D				●	
			6 水道の普及促進に関する事。	E				●	
			7 文書の管理に関する事。	E				●	
			8 水道運営協議会に関する事。	E				●	
			9 水道庁舎の維持管理に関する事。	C			●		
			10 財政計画に関する事。	E				●	
			11 予算及び決算の調整に関する事。	D				●	
			12 出納その他の会計事務に関する事。	C			●		
			13 企業債及び一時借入金に関する事。	D				●	
14 業務統計等に関する事。			E				●		
15 水道料金の調定及び徴収に関する事。			D				●		
工務		1 事業認可及び水道計画に関する事。	E				●		
		2 水道施設の設計、工事施工及び工事監督に関する事。	C			●			
		3 工事契約及び検査に関する事。	D				●		
		4 工事負担金、開発給水等に関する事。	E				●		
		5 給水装置及び量水器の管理点検に関する事。	C			●			
		6 指定給水装置工事事業者の指定及び指導に関する事。	E				●		
		7 貯蔵品の管理に関する事。	C			●			
		8 給水工事の申込み、施工及び検査に関する事。	C			●			
		9 検針及び委託検針員の指導に関する事。	D				●		
		10 水道使用異動(開閉栓等)に関する事。	C			●			
		11 水道施設の維持管理に関する事。	A	●					
		12 水道用水の供給、原水及び浄水の水質検査及び保全に関する事。	A	●					
		13 給水記録の整理及び統計報告に関する事。	D				●		
		14 専用水道・小規模水道・飲料井戸水に関する事。	E				●		
		15 その他水道施設に関する事。	D				●		
下水道		1 下水道使用料の賦課及び徴収に関する事。	C			●			
		2 下水道受益者負担金等に関する事。	C			●			
		3 下水道事業特別会計に関する事。	C			●			
		4 公営企業会計適用に関する事。	C			●			
		5 下水道事業計画に関する事。	E				●		
		6 下水道施設の建設に関する事。	E				●		
		7 下水道施設及び農業集落排水施設の維持管理に関する事。	A	●					
		8 下水道台帳に関する事。	E				●		
		9 下水道運営協議会に関する事。	E				●		
		10 その他下水道事業に関する事。	E				●		
		11 農業集落排水事業特別会計に関する事。	B			●			
		12 農業集落排水事業に関する事。	D				●		
		13 水洗化の普及促進に関する事。	E				●		
		14 排水設備の計画確認に関する事。	C			●			
		15 排水設備指定工事店に関する事。	E				●		
		16 浄化槽設置に係る補助金に関する事。	C			●			
		17 浄化槽の維持管理指導に関する事。	D				●		
		18 汚水処理交付金等に関する事。	E				●		
		19 水質検査及び水質指導に関する事。	D				●		
		20 その他浄化槽の推進に関する事。	E				●		

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1 (1日以内) B 優先業務再開レベル2 (3日以内) C 優先業務再開レベル3 (1週間以内)
 D 優先業務再開レベル4 (1カ月以内) E 優先業務再開レベル5 (1カ月以降)

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
会計課	会計	1 課専用公印の保管に関する事。	A	●				
		2 支出負担行為及び支出命令の審査に関する事。	B		●			
		3 調定・過誤納金還付の確認に関する事。	C			●		
		4 更正伺書等会計書類の審査に関する事。	C			●		
		5 債権者情報に関する事。	D				●	
		6 マイナンバーの管理に関する事。	D				●	
		7 公会計システムに関する事。	A	●				
		8 決算の作成に関する事。	D				●	
		9 その他会計管理者の権限に属する事。	D				●	
		10 現金の出納及び保管に関する事。	B		●			
		11 小切手の振出しに関する事。	B		●			
		12 有価証券の出納及び保管に関する事。	B		●			
		13 物品の出納及び保管(使用中の物品に係る保管を除く。)に関する事。	D				●	
		14 支払事務に関する事。	B		●			
		15 歳出戻入の決定に関する事。	D				●	
		16 歳出更正伺書の決定に関する事。	D				●	
		17 公金振替に関する事。	C			●		
		18 支払証書の配列整理に関する事。	E					●
		19 歳出におけるデータ伝送及び再振込に関する事。	C			●		
		20 収入事務に関する事。	B		●			
		21 窓口事務に関する事。	B		●			
		22 総括日計表の確認及び現金出納簿の作成に関する事。	B		●			
		23 指定代理金融機関・収納代理金融機関日計報告書に関する事。	B		●			
		24 小口受払日報・小口受高日計表に関する事。	C			●		
		25 歳入過誤納金還付に関する事。	D				●	
		26 歳入更正伺書の決定に関する事。	D				●	
		27 歳入におけるデータ伝送及び再振込に関する事。	D				●	
		28 証書等の整理・保存に関する事。	D				●	
		29 口座振替依頼書に関する事。	D				●	
		30 栃木県都市会計管理者会に関する事。	E					●
		31 源泉徴収票に関する事。	D				●	
議会事務局	庶務議事	1 公印の保管に関する事。	A	●				
		2 文書の收受、発送、編集及び保管に関する事。	C			●		
		3 議会に属する予算、決算及び経理に関する事。	B		●			
		4 議員名簿、委員名簿及び履歴簿の整備に関する事。	D				●	
		5 議長会に関する事。	C			●		
		6 議員の公務災害補償及び共済年金に関する事。	C			●		
		7 議員新団体補償制度に関する事。	C			●		
		8 条例、規則、規程等の制定改廃に関する事。	D				●	
		9 情報公開及び個人情報保護に関する事。	C			●		
		10 職員の任免、賞罰及び身分に関する事。	D				●	
		11 職員の給与及び旅費に関する事。	C			●		
		12 儀式、交際及び慶弔に関する事。	C			●		
		13 その他議会の庶務に関する事。	D				●	
		14 本会議に関する事。	B		●			
		15 常任委員会及び公聴会に関する事。	B		●			
		16 議会運営委員会及び特別委員会に関する事。	B		●			
		17 議員全員協議会等に関する事。	B		●			
		18 議案の受理、調査、付託及び配布に関する事。	B		●			
		19 請願及び陳情に関する事。	C			●		
		20 会議の議決、決定等の通知及び報告に関する事。	C			●		
		21 会議録の調整、編さん及び保管に関する事。	D				●	
		22 議員の出欠席に関する事。	D				●	
		23 議場の整理及び傍聴に関する事。	C			●		
		24 議会の広報に関する事。	D				●	
		25 その他議事に関する事。	D				●	
監査委員事務局	事務局書記	1 監査委員が行う監査、検査及び審査(以下「監査等」という。)の補助執行に関する事。	D				●	
		2 監査等の資料の収集及び調査に関する事。	D				●	
		3 例規の整備に関する事。	E				●	
		4 文書の收受、発送及び保管に関する事。	D				●	
		5 公印の管理に関する事。	A	●				
		6 情報公開及び個人情報保護に関する事。	D				●	
		7 予算、決算及び経理に関する事。	C			●		
		8 その他監査事務に関する事。	D				●	

4 通常業務一覧

A 優先業務再開レベル1 (1日以内) B 優先業務再開レベル2 (3日以内) C 優先業務再開レベル3 (1週間以内)
D 優先業務再開レベル4 (1カ月以内) E 優先業務再開レベル5 (1カ月以降)

課	グループ	分掌事務	区分	業務開始目標時間				
				A	B	C	D	E
				1日以内	3日以内	1週間以内	1カ月以内	1カ月以降
学校教育課	総務教育	1 公印の管理に関する事。	A	●				
		2 教育委員会の会議に関する事。	D			●		
		3 秘書、儀式、褒賞等に関する事。	C			●		
		4 事務局及び教育機関の職員(県費負担職員を除く。)の任免その他の人事及び給与に関する事。	C			●		
		5 教育委員会規則等の制定及び改廃並びに公告式に関する事。	D				●	
		6 県教育委員会及びその他教育委員会との連絡調整に関する事。	D				●	
		7 奨学金に関する事。	D				●	
		8 教育行政に関する相談に関する事。	E					●
		9 事務局内の調整及び連絡に関する事。	D				●	
		10 課内の他の担当及びすこやか推進室に属さない事。	E					●
		11 県費負担教職員の人事に関する事。	C			●		
		12 児童生徒の入学、転学及び退学に関する事。	B		●			
		13 学校の組織編制に関する事。	E					●
		14 学校図書館に関する事。	D				●	
		15 学校の職員、児童及び生徒の保健、安全、厚生及び福利に関する事。	C			●		
		16 通学区域に関する事。	E					●
		17 遠距離児童生徒通学に関する事。	C			●		
		18 中学生の海外派遣に関する事。	E					●
		19 スクールバスに関する事。	C			●		
		20 その他学校教育に関する事。	E					●
		21 学校の設置、管理及び廃止に関する事。	E					●
		22 学校の施設及び設備の整備に関する事。	D				●	
		23 その他学校の施設及び設備に関する事。	D				●	
	指導支援	1 学校の教育計画及び教育課程に関する事。	D				●	
		2 教科用図書の採択に関する事。	E					●
		3 教科用図書以外の図書及びその他の教材に関する事。	E					●
		4 学習効果の評価に関する事。	D				●	
		5 校長及び教員の研修に関する事。	E					●
		6 学校訪問及び指導に関する事。	D				●	
		7 その他指導支援に関する事。	E					●
		8 就学指導に関する事。	C			●		
		9 児童生徒の教育相談に関する事。	C			●		
		10 特別支援教育に関する事。	D				●	
		11 幼児教育に関する事。	D				●	
		12 教職員、保護者等の相談に関する事。	C			●		
	学校給食	1 学校給食センターの運営に関する事。	B		●			
		2 その他学校給食センターに関する事。	D				●	
	生涯学習課	生涯学習	1 生涯学習の推進に関する事。	E				●
			2 社会教育の振興に関する事。	E				●
			3 はたちを祝う会に関する事。	E				●
			4 社会教育に係る各種講座等の開設に関する事。	E				●
			5 社会教育委員に関する事。	E				●
			6 課内の他の担当に属さない事。	E				●
			7 男女共同参画計画の推進に関する事。	E				●
			8 男女共同参画推進委員会に関する事。	E				●
			9 その他男女共同参画に関する事。	E				●
			10 青少年健全育成に関する事。	E				●
11 国際化教育に関する事。			E				●	
12 自治会公民館活動の振興及び支援に関する事。			E				●	
13 市立図書館に関する事。			D				●	
公民館		1 社会教育関係団体の指導育成に関する事。	E				●	
		2 芸術及び文化の振興に関する事。	E				●	
		3 子ども体験教室に関する事。	E				●	
		4 イングリッシュセミナー事業に関する事。	E				●	
		5 公民館運営審議会委員に関する事。	E				●	
		6 公民館活動事業に関する事。	E				●	
		7 公民館の施設管理に関する事。	C			●		
		8 烏山中央公園に関する事。	D				●	
文化財		1 文化財の保護及び活用に関する事。	D				●	
		2 埋蔵文化財に関する事。	D				●	
		3 自然愛護に関する事。	E				●	
		4 山あげ保存に関する事。	D				●	
		5 文化遺産に関する事。	D				●	
		6 歴史的公文書の収集、保存及び利用に関する事。	E				●	
		7 市史の編纂に関する事。	E				●	
		8 歴史資料館に関する事。	E				●	
		9 その他文化財に関する事。	E				●	
		10 ジオパークの構想、推進等に関する事。	E				●	
スポーツ振興		1 スポーツ教室、講習会等の開催に関する事。	E				●	
		2 スポーツ及びレクリエーション関係団体の指導育成に関する事。	E				●	
		3 スポーツ推進委員及びスポーツ指導員に関する事。	E				●	
		4 体育協会及びその他関係団体に関する事。	E				●	
		5 社会体育の各種行事開催に関する事。	E				●	
		6 スポーツ施設に関する事。	D				●	
		7 学校施設開放に関する事。	E				●	
		8 その他所管に属する施設の管理に関する事。	D				●	
国体推進		1 実行委員会に関する事。	D				●	
		2 専門委員会に関する事。	D				●	
		3 総合計画、広報計画、市民協働推進、観光、おもてなし計画に関する事。	D				●	
		4 式典計画等に関する事。	D				●	
		5 デモスポに関する事。	D				●	
		6 競技運営計画、競技施設整備計画等に関する事。	D				●	
		7 宿泊計画、配宿、医事衛生等に関する事。	D				●	
		8 輸送交通計画、消防防災、警備等に関する事。	D				●	

令和5年度 那須烏山市水防計画

第1章 総則

第1 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）及び栃木県水防計画、国土交通省常陸河川国道事務所洪水対策計画書（久慈川・那珂川）に基づき、洪水等に際し水害を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減するため、各河川に対する水防上必要な事項を定めるものとする。

第2 水防の責任

1 水防管理団体の責任

那須烏山市（以下「市」という。）は、水防管理団体として、那須烏山市の区域内における水防計画を定め、水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 一般住民の義務

市民は、気象状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力しなければならない。

第3 水防協議会

1 法第34条第1項の規定に基づき、市水防協議会を設置する。市水防協議会委員の構成員は、付録1（P47～P48）のとおりとする。

2 法第34条第5項の規定に基づく市水防協議会設置及び運営条例は、付録2（P49～P51）のとおりである。

第4 タイムライン（防災行動計画）の策定

市は大規模な水災害による被害を最小化するため、水災害が発生した場合に実施すべき対策をより具体化して取り組むことができるよう、時間軸に沿ったタイムライン（防災行動計画）を策定し、「いつ」、「だれが」、「何をするか」をあらかじめ明確にしておくものとする。タイムラインは、付録3（P52）のとおりである。

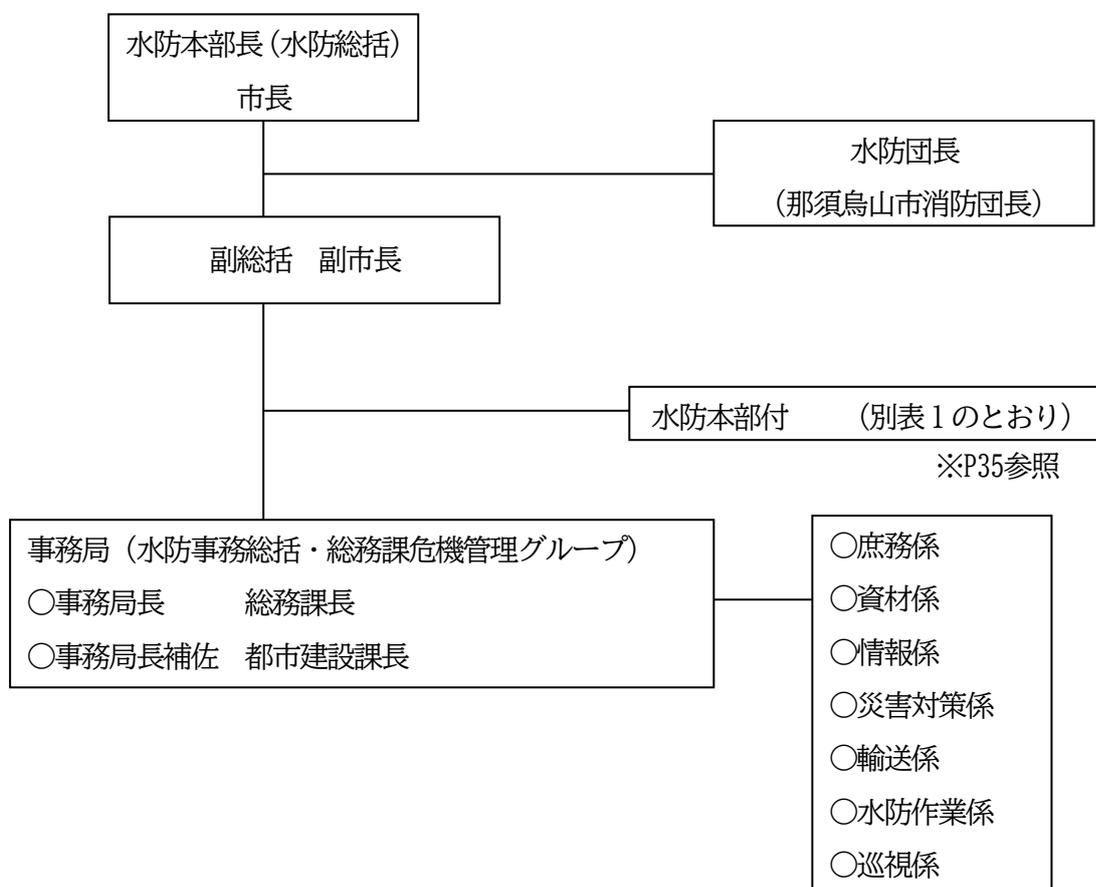
第2章 水防組織

第1 本市の水防組織

1 水防本部の設置及び事務

- (1) 法第10条及び気象業務法第14条の2の規定により、水防に関する予報及び警報が発せられたとき、又は水防管理者である市長が水防本部を設置する必要があると認めるときは、市に水防本部を置き、水防事務を処理するものとする。
- (2) 水防本部の事務局を総務課危機管理グループに置く。水防本部の組織及び事務分担は次のとおりとする。

◆ 水防本部の組織 ◆



水防事務総括

- 水防計画策定に関すること。
- 水防協議会に関すること。
- 水防団の総括、指導及び配備に関すること。
- 関係機関との連絡並びに広報に関すること。
- 警察、自衛隊、その他関係機関の応援要請に関すること。
- 全般の状況を把握し予報、警報、対策を立案すること。

- 水防法の普及に関すること。
- その他、水防事務の総括に関すること。

庶務係

- 水防団の庶務に関すること。
- 水防経費に関すること。
- 被害状況の報告に関すること。
- 決壊通報の受理報告に関すること。
- 水害通報の受理報告に関すること。
- その他、各係に定めていない事項に関すること。

資材係

- 備蓄資材の連絡調整に関すること。
- 水防資材の入手、確保、斡旋に関すること。

情報係

- 関係機関、庁内、現地指導班との情報連絡に関すること。
- 雨量、水位、流量等、水防資料の収集に関すること。
- 水防発令、避難命令に関すること。
- ダム放流の情報連絡に関すること。
- その他、情報収集に関すること。

災害対策係

- 公共施設等の被害状況の把握及びその対策に関すること。
- 異常気象時における道路交通の危険予防対策に関すること。

輸送係

- 水防資材の輸送及び輸送手段の確保に関すること。
- 被害者、負傷者等の救助、救援輸送に関すること。

水防作業係

- 水防作業の指導及び水防資材の調整に関すること。
- 危険箇所等の連絡事項に関すること。
- 決壊箇所等の応援措置に関すること。
- 水防工事等復旧に関すること。
- 水防団の現地活動の支援に関すること。

巡視係

- 河川等の堤防、量水標の巡視に関すること。
- 危険箇所の連絡調整に関すること。

2 水防団の配備

水防管理者が管下の水防団（消防団）を水防の配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- (1) 水防管理者が、自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報又は、水防指令の通知を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

3 水防団の出動

水防団の出動は、第11章第2（P21～）によるものとする。

第3章 監視・警戒及び重要水防箇所

第1 水位及び量水標の監視

1 本市における国・県の指定（管理）する量水標は次のとおりである。

観測所	設置別	河川名	所在地	基準水位（単位：m）			
				水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
小口	国	那珂川	那珂川町小口	4.00	5.00	5.00	5.50
川堀	国	那珂川	小原沢	—	—	—	—
連城橋	県	荒川	さくら市喜連川	1.20	1.50	2.00	2.50
森田	県	荒川	高瀬	—	—	—	—
荒川橋	県	荒川	市貝町竹内	2.50	3.00	—	—
佐久山	県	箒川	大田原市佐久山	1.90	2.50	3.50	4.00

※ 水防管理者が指定している量水標

観測所	設置別	河川名	所在地	基準水位（単位：m）		看守人等
				水防団待機水位	はん濫注意水位	
興野大橋	市	那珂川	興野	3.50	4.00	那須烏山消防署
新荒川橋	市	荒川	岩子	2.50	3.00	

2 量水標の水位については、栃木県防災行政ネットワークと消防署からの通報により水防管理者が水防団長等へ通報を行う。

3 国・県が設置している危機管理型水位計は次の通りである。

観測所	設置別	河川名	所在地	水位（単位：m）		
				観測開始水位	危険水位	氾濫発生水位
那珂川右岸77.5k+150m	国	那珂川	大桶	-3.14	-1.80	0.00
那珂川左岸75.5k+60m	国	那珂川	那珂川町松野	-4.55	-1.30	0.00
那珂川左岸73.5k+20m	国	那珂川	那珂川町富山	-3.04	-1.73	0.00
那珂川右岸68.5k+20m	国	那珂川	興野	-3.00	-1.42	0.00
那珂川右岸65.0k	国	那珂川	宮原	-1.26	-0.01	0.00
那珂川左岸64.5k	国	那珂川	上境	-3.91	-0.85	0.00
那珂川右岸61.5k+70m	国	那珂川	野上	-3.01	-1.38	0.00
那珂川左岸61.0k+110m	国	那珂川	下境	-4.20	-3.05	0.00
那珂川左岸59.5k+410m	国	那珂川	下境	-2.15	-0.01	0.00
那珂川右岸55.0k+250m	国	那珂川	小原沢	-4.23	-0.49	0.00
三箇橋	県	荒川	三箇	-3.00	-1.50	0.00

観測所	設置別	河川名	所在地	水位 (単位: m)		
				観測開始水位	観測開始水位	観測開始水位
新荒川橋	県	荒川	岩子	-1.20	-0.70	0.00
荒川左岸	国	荒川	落合	-2.01	-	0.00
向田橋	県	荒川	向田	-3.40	-2.00	0.00
江川橋	県	江川	月次	-2.20	-1.10	0.00
新橋	県	江川	向田	-2.20	-1.10	0.00

第2 監視、警戒

水防管理者は、県及び宇都宮地方気象台から大雨に関する気象情報の通知を受けたとき、又は水防管理者が必要と認めるときは、出水前に必ず巡視員をして堤防等の巡視にあたらせるものとする。

1 堤防の巡視にあたっては、次の状況に注意するものとする。

- (1) 堤防の溢水状況
- (2) 表法の水当りの強い場所の亀裂又は崩壊
- (3) 天端の亀裂又は沈下
- (4) 裏法の漏水、亀裂及び崩壊
- (5) 樋門の両袖、又は底部からの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他の構造部と堤防との取付部分の異常

2 巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見した場合は、速やかに関係方面に通報するものとする。

第3 報告

洪水等に際し、水防管理者は水防機関が出動したとき、又は、水防作業を開始したとき、若しくは堤防等の異常を発見したときは、決壊時の処置に準じ、法第25条の規定により、直ちにその旨を所轄の土木事務所及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に、通報するものとする。

第4 重要水防箇所

水防管理者は、はん濫警戒情報等（水防警報等）の通知を受けたとき直ちに、水防団長（消防団長）に対し、その通報を通知し、必要団員を河川・堤防等の巡視を行うように指示するものとし、巡視区域及び責任者を次のとおり定める。

(水防巡視・受持ち区域及び責任者等)

河川名	巡視区域	図面番号	延長	巡視責任者	集合場所	資材保管場所
那珂川	大 桶	那右78-1*	1,307m**	4-5部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
		那右77-1	20m			
		那右77-2	493m			
		那右77-3	620m			
		那右76-1*	156m**			
		那右75-1*	730m**			
		那右75-2*	579m**			

河川名	巡視区域	図面番号	延長	巡視責任者	集合場所	資材保管場所
那珂川	谷浅見	那右76-1* 那右75-1* 那右75-2* 那右74-1 那右73-1 那右72-1	156m* 730m* 579m* 540m 1,200m 130m	4-4部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	興野	那左72-1 那左70-1 那左70-2 那左68-1	620m 480m 1,250m 410m	4-1部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	滝田	那右70-1 那右70-2 那右70-3 那右69-1 那右68-1*	80m 50m 550m 640m 744m*	4-2部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	表	那右68-1* 那右68-2	744m* 240m	1-1部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	大沢	那左66-1* 那左66-2	100m* 1箇所	3-7部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	宮原	那右67-1 那右67-2 那右66-1 那右66-2 那右66-3*	475m 410m 120m 1箇所 3,545m*	3-1部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	旭2丁目	那右66-3*	3,545m*	1-3部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	初音	那右66-3*	3,545m*	1-3部長 1-5部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	野上	那右66-3* 那右62-1 那右62-2 那右61-1*	3,545m* 525m 1箇所 1,270m*	2-2部長	消防車庫	向田消防車庫
那珂川	向田	那右61-1*	1,270m*	2-3部長	消防車庫	向田消防車庫
那珂川	上境	那左66-1* 那左64-1*	100m* 3,320m*	3-2部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	下境	那左64-1* 那左60-1*	3,320m* 1,230m*	3-3部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
那珂川	小原沢	那左60-1* 那左57-1	1,230m* 200m	3-3部長	消防車庫	那須烏山市水防倉庫
荒川	三藤 筒田	烏山1(左右)	1,850m	5-2部長 5-1部長	消防車庫 消防車庫	南那須水防倉庫 南那須水防倉庫
荒川	藤田 小倉 南大和 久岩 子	烏山2(左右)	4,400m	5-1部長 7-2部長 7-1部長 7-3部長	消防車庫 消防車庫 消防車庫 消防車庫	南那須水防倉庫 南那須水防倉庫 南那須水防倉庫 南那須水防倉庫
荒川	森田 向田 落合	烏山3(左右)	3,410m	8-1部長 2-3部長	消防車庫 消防車庫	南那須水防倉庫 向田消防車庫

河川名	巡視区域	図面番号	延長	巡視責任者	集合場所	資材保管場所
江川	野上	烏山4（左右）	1,000m	2-2部長	消防車庫	向田消防車庫
江川	向田	烏山5（左右）	260m	2-3部長	消防車庫	向田消防車庫

（注意）水防巡視を行う時の人員は4名程度とする。

※印は、他自治体や他の大字と重複する箇所となる。

出典元：「那珂川」に関しては、『令和5年度 国土交通省常陸河川国道事務所那珂川洪水対策計画書（久慈川・那珂川）』より

出典元：「荒川」及び「江川」に関しては、『令和5年度 烏山土木事務所主催 重要水防箇所巡回結果』より

第4 個別対応箇所

重要水防箇所以外に個別対応が必要な箇所は次のとおりである。

河川名	対応箇所	大字	巡視責任者
那珂川	右岸77.0k	大桶	4-5部長
那珂川	左岸68.5k	興野	4-1部長
那珂川	右岸64.5k	初音	1-3部長
			1-5部長
那珂川	左岸59.5k	下境	3-3部長

第4章 水門の操作

第1 水門、堰の操作

水防上重要な水門・堰については、水防管理者はあらかじめ関係する国土交通省河川事務所長、県土木事務所長、水門の管理者とその操作準、連絡方法について協議しておくものとする。

なお、主要水門・堰等の位置、諸元は、下表のとおりである。水門の操作要領は次のとおりとする。

- 1 県及び水防管理団体の水門にあらかじめ操作員を定めて置くものとする。
- 2 操作員は異常気象時はもとより、平素から工作物の点検を心得、出水等の操作に支障ないようにしておくものとする。
- 3 管理者は出水の状況によって、門扉の開閉その他必要な措置をとると共にその状況を速やかに所管土木事務所に通知するものとする。
- 4 門扉の開閉等の具体的な操作要領は所管事務所とあらかじめ協議しておくものとする。

河川名	名称	所在地	管理者
那珂川	谷浅見西坪揚水機場（取水口）	谷浅見	許可書個人名
那珂川	東原揚水機場（取水口）	興野	現在未使用
那珂川	森東揚水機場（取水口）	興野	許可書個人名
那珂川	森西揚水機場（取水口）	興野	現在未使用
那珂川	金場揚水機場（取水口）	興野	許可書個人名
那珂川	八ヶ平揚水機場（取水口）	中山	八ヶ平揚水組合
那珂川	入滝田機場	滝田	許可書個人名
那珂川	後田子揚水機場（取水口）	興野	許可書個人名
那珂川	田子沢揚水機場	興野	現在未使用
那珂川	興野野織槌揚水機場（取水口）	興野	烏山土地改良区
那珂川	興野揚水機場	興野	烏山土地改良区
那珂川	小口揚水機場（取水口）	興野	許可書個人名
那珂川	城東第一排水樋管	城東	那須烏山市
那珂川	興野下川原織槌揚水組合機場（取水口）	興野	興野下川原織槌揚水組合
那珂川	表排水樋管	城東	那須烏山市
那珂川	堀抜用水樋管	旭2丁目	堀抜土地改良区
那珂川	堀抜揚水堰	興野/旭2丁目	堀抜土地改良区
那珂川	宮原揚水機場（取水口）	宮原	宮原揚水組合
那珂川	宮原排水樋管	宮原	常陸河川国道事務所
那珂川	境用水樋管	上境	境土地改良区

河川名	名称	所在地	管理者
那珂川	境用水堰	宮原	境土地改良区
那珂川	上境三ツ木機場（取水口）	上境	向田中河原用水組合
那珂川	三ツ木機場（取水口）	上境	許可書個人名
那珂川	和久揚水機場（取水口）	上境	許可書個人名
那珂川	上境和久機場（取水口）	上境	許可書個人名
那珂川	上境入の坪機場（取水口）	上境	許可書個人名
那珂川	向田堰	初音	向田中河原用水組合
那珂川	堀抜第二排水樋管	初音	堀抜土地改良区
那珂川	堀抜第一排水樋管	旭1丁目	堀抜土地改良区
那珂川	平井河原機械揚水（取水口）	下境	許可書個人名
那珂川	宿平機械揚水（取水口）	下境	宿平機械揚水組合
那珂川	恵比寿岩場揚水機場（取水口）	下境	恵比寿岩開田組合
那珂川	石原下揚水機場（取水口）	下境	石原下土地改良組合
那珂川	中河原機械揚水（取水口）	下境	中河原機械揚水組合
荒川	三箇下河原堰	三箇	南那須土地改良区
荒川	滝上堰	藤田	滝下原用水組合
荒川	大和久堰	南大和久	南大和久水利組合
荒川	森田頭首工	森田	芳賀台地土地改良区
荒川	落合下川原堰	落合	落合下川原用水組合
荒川	向田前河原堰	向田	向田前河原用水組合
荒川	烏山江川樋門	向田	常陸河川国道事務所
荒川	向田排水樋管	向田	常陸河川国道事務所

第5章 水防に関する器具資材及び設備の運用並びに輸送

第1 器具・資材及び設備の整備

水防管理者は、河川の状況、堤防護岸の状況及び過去における水害の状況等を勘案して水防倉庫を設置し、市の実情に即応した水防器具及び資材を次の基準により準備し、洪水時における十分な水防活動を期するものとする。

(水防管理団体水防倉庫備蓄基準)

資機材名		単位	数量	資機材名		単位	数量
器具	掛け矢	丁	5	器具	土のう袋	袋	500
	のこぎり	//	5		シート類	枚	100
	つるはし	//	5		杭鉄木	本	70
	スコップ	//	20		鉄線	kg	50
	なた	//	5		ロープ等	//	50
	ペンチ	//	3		竹	//	15
	かま	//	5		-	-	-

第2 水防資材状況及び流通体制

1 本市における水防資材の備蓄状況は次のとおりである。

備蓄場所 水防資材	消 防 本 部	那 須 烏 山 市 水 防 倉 庫	向 田 水 防 倉 庫 (消 防 車 庫)	南 那 須 水 防 倉 庫	計
お の	2			2	4
スコップ	19	40	4	50	123
つるはし	1				1
唐ぐわ		1			1
な た	1	1		10	12
掛け矢	5	6	4	17	32
投光器	5	2			9
のこぎり	1		1		5
か ま	2				2
鉄 線				100	100
ペンチ				5	5
カッター				3	3
杭				150	150
土のう袋	100	4,000	900		5,000
救命胴衣	20	20		30	70
一輪車	2	2			4
保管責任者	消防署長	水防団長	水防団長	水防団長	-

※ 備蓄場所所在地 消防本部：神長880-1

那須烏山市水防倉庫：中央1-18地内（市役所烏山庁舎職員駐車場西側）

向田水防倉庫（消防車庫）：向田2187（旧向田小学校北側）

南那須水防倉庫：岩子6-1（南那須公民館南）

※ 土のう積用の砂については、旧向田小学校・すくすく保育園庭・烏山庁舎職員駐車場・興野集会所・小倉公民館・旧境保育所・旧宮原児童館に備蓄してあるが、各学校の砂場の砂を利用することも可能である。この場合は、水防団事務局（総務課危機管理G）へ前もって連絡してから使用すること。

※ 国土交通省常陸河川国道事務所において緊急時使用可能資材として、那珂川町小川の三川又頭首工付近に根固めの3t

ブロックを370個、土砂を14,900m³備蓄している。

- 2 水防管理者は、資器材を常に緊急事態に即応できるよう点検整備しておかなければならない。
また、上記以外の水防資器材及び不足を生じる資器材については、有事の際の調達を円滑にできるよう、あらかじめ流通体制を整備しておくものとする。
- 3 水防作業により、備蓄資器材等に不足が生じた場合は、国土交通省常陸河川国道事務所那珂川上流出張所長又は烏山土木事務所長に要請するものとする。

第2 輸 送

- 1 水防管理団体は水防資材、器具等の輸送のため、トラック等の配備に留意し必要に応じ緊急輸送にあたるものとする。
- 2 運搬車両の不足を生じ、緊急やむを得ない場合は、官民を問わずあらゆる輸送機関の確保に努力するものとする。

第6章 通信連絡

第1 通信の優先使用

法第27条第2項の規定により、水防管理者又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために加入電話を利用し、必要あるときは警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を使用することができる。水防関係先の電話番号は別表2（P37）のとおりである。

第2 県内関係機関との連絡

洪水時等及び水防警報時における県内の関係機関との緊急通信には、栃木県防災行政ネットワークを使用することとする。（※栃木県防災行政ネットワーク電話番号簿参照）

第3 市防災行政無線（同報系）と防災情報伝達システムによる緊急一斉連絡

南那須地区においては、洪水予報や水防警報発令により洪水等の被害が予想される場合は、緊急一斉連絡用として、市防災行政無線（同報系）通信施設を使用する。また、防災Infoなすからすやま、防災・行政情報メール、サイレン、エリアメール・緊急速報メール、とちぎテレビデータ放送等を活用して水防団・消防機関・市民へ連絡・周知を行うものとする。

第4 通信の確保

- 1 水防管理者は通信施設の故障により、使用（利用）することが不可能な場合は、消防車両積載簡易無線の使用や自動車等を利用し、伝令その他あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。
- 2 水防管理者は、停電、その他の事故により災害情報の通報又は聴取に支障があった場合は、あらゆる手段を講じて関係機関と連絡をとりながら情報の収集に努め、水防対策に万全を期するものとする。

第7章 気象庁が行う気象注意報・警報・特別警報・情報

第1 予報・警報等及び発表基準

宇都宮地方気象庁が行う水防に係る予報・警報及び発表基準は次のとおりである。注意報・警報は、平成22年5月27日13時から市町村単位で発表が開始された。ただし、従来の二次細分区域である「日光地域」「那須地域」「南西部」「県央部」「南東部」を「市町等をまとめた地域」として発表される場合もあり、その場合、那須烏山市は「南東部」に属する。

また、平成25年8月30日からこれまでの警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合、新たに「特別警報」を発表する運用が開始された。

更に、平成30年12月に内閣府中央防災会議WGより「平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）」が公表された結果、令和元年度の出水期より、住民の行動を支援する具体的な方策として、防災気象情報が5段階の警戒レベルにより提供されることとなった。

分類	種類	発表基準等	警戒レベル
	府県気象情報	警報、注意報に先立って注意・警戒を呼び掛けたり、警報、注意報の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点等を解説するために発表される。また、「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に半日程度前から「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。	—
	早期注意情報 (警報級の可能性)	警報級の現象が5日先までに予想されているときに、その可能性を[高]、[中]の2段階で発表される。 ▷高：警報級の現象の可能性が高い。 ▷中：警報級の現象の可能性が高くはないが一定程度認められる。	警戒レベル1 (大雨に関する)
注意報	大雨注意報	大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。 ▷ 表面雨量指数基準：11、土壌雨量指数基準：100	警戒レベル2 (夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い注意報は警戒レベル3相当)
	洪水注意報	河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。 ▷ 流域雨量指数基準：小貝川流域=3.3、江川流域=15.6 ▷ 複合基準(表面雨量指数、流域雨量指数)：那珂川流域=(5、57.4)、荒川流域=(9、17)、江川流域=(5、11.6) ▷ 指定河川洪水予報：那珂川[小口]、荒川[連城橋]	警戒レベル2
警報	大雨警報 (浸水害) (土砂災害)	大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表される。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表が継続される。 ▷ 表面雨量指数基準(浸水害)：21 ▷ 土壌雨量指数基準(土砂災害)：137	警戒レベル3相当 (大雨警報(土砂災害)のみ)

分類	種類	発表基準等	警戒レベル
警報	洪水警報	<p>河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。</p> <p>▷ 流域雨量指数基準：小貝川流域=4、江川流域=19.5</p> <p>▷ 複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）：荒川流域=（10、23.4）</p> <p>▷ 指定河川洪水予報：那珂川〔小口〕、荒川〔連城橋〕</p>	警戒レベル3相当
特別警報	大雨特別警報	<p>大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合に発表される。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報（土砂災害）」、「大雨特別警報（浸水害）」又は「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」のように発表される。</p> <p>▷ 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される市町村等</p> <p>▷ 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される市町村等</p> <p>① 表面雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね30個以上まとまって出現</p> <p>② 流域雨量指数として定める基準値以上となる1 km格子が概ね20個以上まとまって出現</p>	警戒レベル5相当
キキクル (危険度分布)	土砂キキクル 注意(黄)	—	警戒レベル2相当
	土砂キキクル 警戒(赤)	高齢者等避難発令の目安となる。	警戒レベル3相当
	土砂キキクル 危険(紫)	避難指示発令の目安となる。	警戒レベル4相当
	土砂キキクル 災害切迫(黒)	緊急安全確保発令の目安となる。	警戒レベル5相当
	浸水キキクル 注意(黄)	—	—
	浸水キキクル 警戒(赤)	—	—
	浸水キキクル 危険(紫)	—	—
	浸水キキクル 災害切迫(黒)	緊急安全確保発令の目安となる。	警戒レベル5相当
	洪水キキクル 注意(黄)	—	警戒レベル2相当
	洪水キキクル 警戒(赤)	洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川における高齢者等避難発令の目安となる。	警戒レベル3相当
	洪水キキクル 危険(紫)	洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川における避難指示発令の目安となる。	警戒レベル4相当
	洪水キキクル 災害切迫(黒)	洪水予報河川、水位周知河川以外の中小河川における緊急安全確保発令の目安となる。	警戒レベル5相当

分類	種類	発表基準等	警戒レベル
気象情報	土砂災害警戒情報	大雨警報（土砂災害）の発表後、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる、都県と気象台が共同で発表する情報	警戒レベル4相当
	記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに発表される。現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害、中小河川の洪水災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量を知らせるために、雨量規準を満たし、かつ、大雨警報発表中に、キキルの危険（紫）が出現している場合 ▷ 1時間降水量：110mm	警戒レベル4相当以上 （土砂キキル、洪水キキルのみ）
	顕著な大雨に関する情報	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線上の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報。警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。	警戒レベル4相当以上
	台風情報	台風に関する情報	—

※ 激しい雨⇒1時間に概ね30mm以上の雨

※ 表面雨量指数⇒短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの

※ 流域雨量指数⇒河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川流域を1km四方の格子に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの

※ 土壌雨量指数⇒降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標。降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したもの

※ タンクモデル⇒浸透や流失を考慮したタンクを3つ重ね、降った雨が「地中にしみ込む過程」、「流失過程」をモデル化したもの。解析雨量と降水短時間予報による雨量を基に、5km格子単位で計算する。

※ 危険度分布（キキル）⇒表面雨量指数・流域雨量指数・土壌雨量指数を用いて、気象庁が提供しているサービス。気象庁ホームページ等で確認できる。

第2 伝達系統

気象注意報・警報・特別警報・情報については、栃木県防災行政ネットワークからFAX及び一斉通報により行われる。休日・夜間などの対応については、那須烏山消防署から水防事務担当職員への電話連絡体制を取っている。特に洪水になるおそれのある降雨が予想される場合は、水防管理者はこれを消防関係機関に通報するとともに、一般市民に対しても防災Infoなすからすやま、防災・行政情報メールエリアメール・緊急速報メール、広報車、一般加入電話及び南那須地区は市防災行政無線（同報系）により周知を図るものとする。

第8章 洪水予報

第1 国土交通大臣・知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

那珂川、荒川、箒川は本市の洪水予報河川として指定されており、基準地点及び基準水位は下記のとおりである。

担当	河川名	基準地点	基準水位 (単位: m)			
			水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位
国	那珂川	那珂川町小口	4.00	5.00	5.00	5.50
県	荒川	さくら市連城橋	1.20	1.50	2.00	2.50
県	箒川	大田原市佐久山	1.90	2.50	3.50	4.00

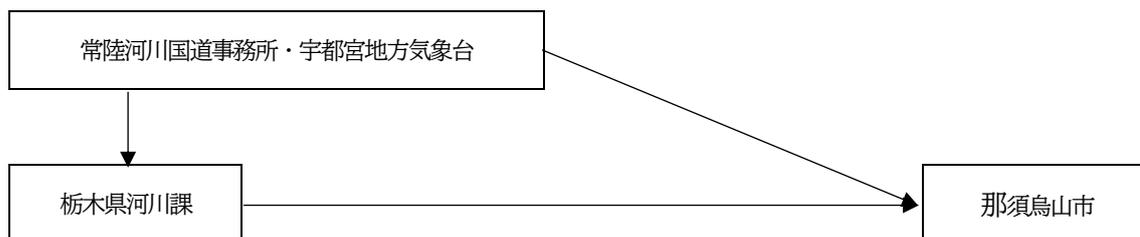
第2 発表の種類と基準

洪水予報の標題 (種類)	発表の基準	水防管理者 (市長) 及び住民に求める行動等	警戒レベル
(発表なし)	水防団待機水位 (通報水位) に到達し、さらに水位の上昇が予想される時。	▶ 水防団待機	—
〇〇川 はん濫注意情報 (洪水注意報)	はん濫注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに水位の上昇が予想される時。	▶ 住民は洪水に関する情報に注意 ▶ 水防団出動	警戒レベル2相当
〇〇川 はん濫警戒情報 (洪水警報)	避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が予想される時、又は、はん濫危険水位に達すると見込まれる時。	▶ 水防管理者は、高齢者等避難の発令を判断	警戒レベル3相当
〇〇川 はん濫危険情報 (洪水警報)	はん濫危険水位に達したとき。	▶ 水防管理者は、避難指示の発令を判断	警戒レベル4相当
〇〇川 はん濫発生情報	はん濫が発生したとき。	▶ 水防管理者は、緊急安全確保を発令 (必ず発令される情報ではない) ▶ 逃げ遅れた住民の救助等 ▶ 新たにはん濫が及び区域の住民の避難誘導	警戒レベル5相当

※ はん濫注意情報の解除は、はん濫注意水位 (警戒水位) を下回ったときに発表される。

第3 伝達経路

▫ 那珂川の伝達経路



▫ 荒川・碓川の伝達経路



第9章 水防警報

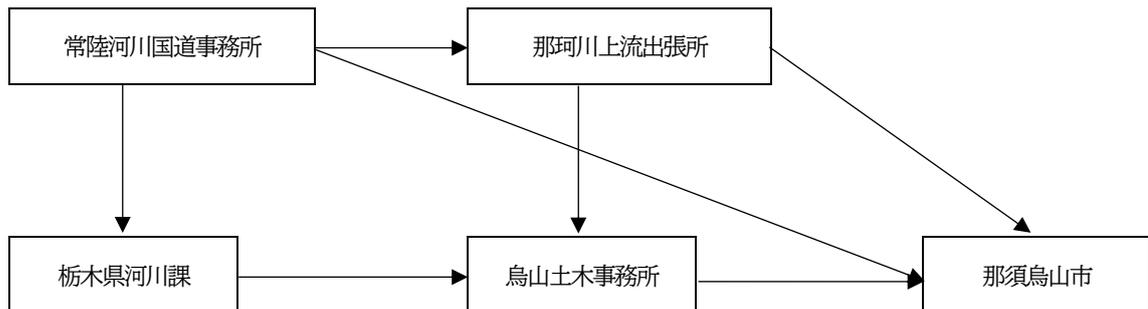
第1 水防警報の種類並びに発表基準

国土交通大臣及び知事の行う水防警報並びに発表基準は下記のとおりである。

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防団機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動が長引くような場合に出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動を止めることはできない旨警告するもの	気象注意報、警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報などにより、又は水位、流量その他の河川状況により、はん濫注意水位を越える恐れがあるとき。
指示及び情報	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、又は既にはん濫注意水位を越え災害の起るおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又ははん濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

第2 伝達経路

▣ 那珂川の伝達経路



▣ 荒川・箒川の伝達経路



第10章 観測通報及び公表

第1 雨量の観測通報

水防管理者は、栃木県防災行政ネットワークによる気象及び洪水についての予報及び警報が発表された時は、防災ネットワークの河川水位・雨量情報システムにより雨量、水位を確認するとともに、栃木県庁南那須庁舎に設置している雨量観測所等からデータを収集する。

第2 ダム放流に伴う観察・通報

西荒川ダム、塩原ダム、寺山ダム、東荒川ダムについては、洪水調節等のために放流を行う場合は、矢板土木事務所から直接又は南那須地区広域行政事務組合消防本部を通して通報がある。

深山ダム、板室ダムについては、那須農業振興事務所から那須広域ダム管理支所、南那須地区広域行政事務組合消防本部を通して通報がある。

蛇尾川ダム、八汐ダム、箒川ダム、赤川ダムについては、東京電力HD(株)リニューアブルパワー・カンパニー・那須野事業所から直接又は南那須地区広域行政事務組合消防本部を通して通報がある。

塩田ダムについては、洪水調節等のために放流を行う場合は、矢板市役所から直接又は南那須地区広域行政事務組合消防本部を通して通報がある。特に洪水等が予想される場合には、水防関係機関及び一般市民に対しても周知を図るものとする。

第3 河川水位・雨量情報の公表

国及び県が管理する河川の水位状況及び雨量情報等については、電話やインターネットで検索できる。

◆ とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム

パソコン版URL <https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/>

携帯電話版URL <https://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m/>

◆ 河川情報センター「川の防災情報」

パソコン・スマートフォン版URL <https://www.river.go.jp/index>

◆ 河川情報センター「川の水位情報（危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ）」

パソコン・スマートフォン版URL <https://k.river.go.jp/>

◆ 常陸河川国道事務所テレホンサービス

029-240-4102（雨量・水位情報）

第11章 水防機関の出動

第1 出動・水防開始及び堤防等の異常に関する報告

次の場合には、水防管理者は、直ちに常陸河川国道事務所と烏山土木事務所長に報告するものとする。

- 1 はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- 2 水防団（消防団）が出動したとき。
- 3 水防作業を開始したとき。
- 4 堤防等に異常を発見したとき。（これに関する措置を含む。）
- 5 城東第一・第二排水樋管の開閉を行ったとき。

第2 非常配備

1 水防管理団体の非常配備

(1) 水防管理団体が管下の水防団（消防団）を非常配備につかせるための指令は、次の場合に発するものとする。

- ① 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- ② 水防警報または水防指令の通知を受けた場合
- ③ 緊急にその必要があるとして、知事からの指示があった場合

(2) 本部員の非常配備

水防管理者は、水防本部員（水防事務担当者）の非常配備について、あらかじめその体制を整備しておくものとする。

(3) 水防（消防）機関

① 警戒体制の確立

水防団長（消防団長）は、台風の接近や集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合には、水防に関する水防団（消防団）の活動方針を決定するため、必要に応じて水防団（消防団）本部役員を招集するものとする。

② 待機

水防団（消防団）の本部役員を本部に詰めさせ、団長はその後、情報を把握することに努め、また、一般団員は直ちに次の段階に入りうるような状態におくものとする。

待機の指令は、おおむね水防に関係ある気象の予報注意報及び警報が発せられたときに発令する。

③ 準備

河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき、又は水防警報（準備）の通報を受けたときは水防機関に対し出動準備をさせる。

イ 水防団の部長以下消防団員は、所定の詰所に集合する。

ロ 水防資材及び器具の整備点検及び作業員の配備計画

ハ (排・取) 水門の水防上重要な工作物のある所へ団員を派遣し、地元関係者と連絡調整のうえ水門等の開閉準備を行う。

④ 出動

河川の水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達したとき、水防警報(出動)の通知を受けたとき、又は水防管理者が出動の必要を認めるときは、直ちに管下水防団をして、あらかじめ定めた計画に従い警戒配備につかせる。

イ 注意出動

水防団員の少数が出動して、堤防等の巡視警戒にあたるとともに、水門等の開閉、危険箇所等の早期水防等を行う。

ロ 警戒出動

水防団員の一部が出動して水防活動に入る。

ハ 非常出動

水防団員全員が出動して水防活動に入る。ただし、いずれの段階の出動を行うかは、水防管理者が危険度に応じて決定するものとする。

⑤ 解除

河川の水位が下降し、水防警戒の必要を認められなくなったときは、水防活動の終了を通知する。

2 市の非常配備

水防本部長は、非常事態水防活動の完遂を期するため、必要と認めるときは次のような配備指令を発令する。

(1) 注意配備体制

少数の人員で非常配備体制に入るまでの準備体制で、主として情報の収集及び連絡にあたる。

(2) 警戒配備体制

少数の人員で主として情報の収集及び連絡にあたり、事態の推移によっては、直ちに増員、本格的な水防活動体制に入る。

(3) 非常配備体制

非常事態の発生により担当者を動員し、水防活動に必要な事態が発生すれば、直ちに水防活動に入る。なお、動員数については、水防本部長の指示による。

第3 水防作業

1 巡視及び警戒

(1) 平常時

水防管理者、水防団長(消防団長)又は消防機関の長(以下「水防管理者等」という)は、随時区域内の河川、堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、堤防の管理者(以下「河川等の管理者」という)に連絡して必要な措置を求めるものとする。

上記による連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に報告するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川管理者に立会又は共同で行うこと等を求めることができるものとする。この際、水防団（消防団）等が立会又は共同で行うことが望ましい。

(2) 出水時

水防管理者等は、市から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視するものとする。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、常陸河川国道事務所と烏山土木事務所長に連絡するとともに、水防本部長に報告するものとする。ただし、堤防、その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、第12章に定める決壊時の処置により、通報及びその後の処置を講じなければならない。

- ① 堤防から水が溢れるおそれのある箇所の水位の上昇
- ② 堤防の上端の亀裂又は沈下
- ③ 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- ④ 堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- ⑤ 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締まり具合
- ⑥ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異常

2 水防作業

(1) 水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

(2) 水防作業にあたる水防団員は、自身の安全性を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全性を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

(3) 水防管理者は平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時にできるよう努めなければならない。

3 水防作業上の注意事項

- ① 洪水等の水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮しなければならない。
- ② 水防団員は、出動前よく家事を整理し、万一家人が待機する場合における待機要領等を家人に伝え、後顧の憂いなくして、一旦出動した場合は命令がなくて部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。
- ③ 作業中は、終始敢闘精神をもって、上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。

- ④ 命令及び情報の伝達は特に迅速、正確及び慎重を期し、みだりに人身を動揺させたり、いたずらに水防機関員を疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力を発揮できるように心がけること。
- ⑤ 洪水時において堤防に異常が起こる時期は、滞水時間にもよるが、おおむね水位が最大のとき、又は、その前後である。しかし、法崩れ、陥没等は通常減水時に生じる場合が多い(水位が最大洪水位の4分の3減少したとき最も危険)から洪水が最盛期を過ぎても完全に流過するまで警戒を厳にすること。

4 水防活動時の安全確保

水防活動に従事する者は、常に自己の安全確保に努め、二次災害のおそれがある前兆現象を発見した場合は、周囲にその旨を知らせるとともに、市民の避難、自隊の退避及び車両の移動を最優先とした活動とすること。

- (1) 最新の防災気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (2) 水防活動は複数人で行う。
- (3) 万が一の河川落下等に備えライフジャケットを着用するとともに、河川に接近した活動が必要な場合は、河川側を背にした活動を行わず、命綱等により落下や転落の防止措置を行う。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため水防団員(消防団員)を随時交代させる。
- (5) 危険箇所での安全監視員の配置や、夜間は照明を積極的に活用する。
- (6) 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員(消防団員)の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 危険箇所は、警戒テープ等で全員に危険を周知、又は進入の規制を図る。
- (8) 冠水箇所では側溝や堀等の視認が困難になるため、歩行時等にとび口等を活用して転落転倒の防止を図る。
- (9) 指揮者は水防団員(消防団員)の安全確保のため、あらかじめ活動可能な時間等を団員等へ周知し、共有する。
- (10) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

5 緊急通行

(1) 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長(消防団長)、水防団員(消防団員)及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(2) 緊急通行時の留意点

- ① 豪雨の際は視界が極端に不良になるため、緊急走行でも焦らず周囲や道路状況に特に注意して走行する。

- ② 冠水した路面では車両の水没の危険性が伴うため、水深の不明な位置では団員を先行させ、水深を確認してから走行する。また、走行が困難なほどの冠水の場合は、無理せず車両を停車させる。
- ③ 山際や崖際等に部署した際は、崖崩れ等に車両が巻き込まれないよう、安全だと思われる位置まで車両を移動させる他、団員を車両に配置させ緊急時に退避できるよう配慮する。
- ④ 河川偵察のためやむを得ず川沿いを走行する際は土手の洗堀等に注意し、むやみに近寄らない。

(2) 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

6 水防協力団体を指定しての協力体制の構築

大規模な排水対策や応急復旧については水防団のみでは困難であるので、水防協力団体を指定して緊急時の迅速なる資機材の確保と応援体制を構築する。

7 排水ポンプ車の手配

大規模な排水対策等が必要となった時には、常陸河川国道事務所で保有している排水ポンプ車等の借用を手配する。

- ▶ 保有ポンプ車 排水ポンプ車（毎分60t）1台
排水ポンプ車（毎分30t）2台

第4 水防信号

1 水防信号は、次により行うものとする。

信号の種類	発 する と き	措 置 事 項
第1信号	河川の水位が警戒水位に達したとき。	一般市民に周知するとともに必要な団員を召集し、河川の警戒に当る。
第2信号	各分団長より洪水等のおそれがある旨の報告があったとき。	各分団員を召集するとともに水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第3信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき。	各分団員の外、必要により、一般市民の出動を求める。
第4信号	洪水等が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があるとき。	警察署に通報し、一般市民を避難場所に誘導する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。		

2 法第20条第1項の規定により、知事の定める水防信号は次のとおりである。

区 分		警鐘信号	サイレン
第1信号	はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	○ 休止 ○ 休止	5秒 15秒 5秒 15秒 5秒 吹鳴—休止—吹鳴—休止—吹鳴
第2信号	水防団体及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの	○○○ ○○○	5秒 6秒 5秒 6秒 5秒 吹鳴—休止—吹鳴—休止—吹鳴
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○○○○ ○○○○	10秒 5秒 10秒 5秒 10秒 吹鳴—休止—吹鳴—休止—吹鳴
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱 打	1分 5秒 1分 吹鳴—休止—吹鳴
備 考 1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。 3 地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防信号を発する。			

第5 公用負担

- 1 法第28条の規定による公用負担の権限を行使するもの、水防管理者又は水防機関の長の身分を示す証明書その他これらの者の委任を受けた者にあつては、次のような証明書を携行し、必要がある場合にはこれを提出しなければならない。

第 号	<p>公 用 負 担 命 令 権 限 証</p> <p>那須烏山市消防団第 分団長（部長）</p> <p>氏名</p> <p>上記の者に○○区域における水防法第28条の権限行使を委任したることを証明する。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 那須烏山市長 氏名 印</p>
-----	---

- 2 法第28条第2項により公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成してその1通を目的別所有者、管理者又はこれに準じる者に交付しなければならない。

第 号				
公 用 負 担 命 令 票				
負担者住所				
負担者氏名				
物件数量	負担内容（使用	収用	処分）	期間・概要
	令和 年 月 日			
水防法第28条の規定により上物件を収用（使用又は処分）する。				
那須烏山市長 氏 名 印				
事務取扱者 職 氏 名 印				

権限行使により損害を受けた者に対しては、当該水防管理団体は時価によりその損害を補償するものとする。

第6 警戒区域

- 1 法第21条の規定により、水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。警戒区域の表示は通常縄をもって行い、夜間においては一般に認識できるよう灯火を用い、危険防止のため監視員を配置する
- 2 水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防機関に属する者の職権を行うことができる。

第7 避難のための立退き

- 1 水防管理者は、必要があると認めるときは、水防信号又は広報網その他の方法によって、法第29条の規定による立ち退きを指示することができる。
 なお、指示にあたっては、豪雨下の場合防災行政無線は屋内では聞こえないおそれがあることから、消防車庫や消防車両のサイレンの吹鳴も同時に行うこととする。
- 2 水防管理者は、あらかじめ避難計画をたて、立退き経路及び避難場所を選定し、住民に周知徹底しておくものとする。市内の避難場所は、別表3（P38～P43）のとおりである。
- 3 水防管理者が立ち退きを指示した時は、那須烏山警察署長にその旨を通知しなければならない。

第8 決壊・漏水等の通報

水防に際し、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防管理者、水防団長（消防団長）、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、

直ちに関係機関・団体に通報するものとする。通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難指示等の発令に資する事象として情報提供する。

第9 水防解除

水防管理者は、水防警報解除のあったとき、又は、河川水位が警戒水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに常陸河川国道事務所長、烏山土木事務所長にその旨を報告するものとする。

第12章 決壊時の処置

第1 通報処置

堤防その他の施設が決壊、又はこれに準ずべき事態が発生した場合、水防管理者は法第25条の規定により、直ちにその旨を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。

通報を受けた河川管理者は水防上危険であるかどうか確認を行い、危険が認められる場合には市長に避難勧告等の発令に資する事象として情報提供する。

河川管理者は自らが管理する堤防の漏水に関する危険情報が関係者に直ちに通報されるよう、出水期前に、洪水時における堤防等の監視、警戒及び連絡の体制・方法を関係者と確認しておく。

第2 決壊後の処置

水防管理団体においては、常陸河川国道事務所、烏山土木事務所、その他の必要な機関に決壊の状況と処置について連絡するものとする。また、決壊後といえどもできる限り氾濫により被害が拡大しないように努めなければならない。

第13章 協力応援

第1 警察官の援助要請

- 1 水防管理者は、水防に関する警察官の援助協力に関して、必要な事項をあらかじめ那須烏山警察署と協議しておくものとする。
- 2 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、法第22条の規定に基づき那須烏山警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

第2 水防管理団体の協力応援

- 1 市は水防に関する水防機関の相互援助協力に関して必要な事項をあらかじめ協議しておくものとする。
- 2 市町水防機関の相互援助協力について、法第23条第1項の規定に基づき市町の水防管理者または水防団長が他の市町の水防管理者から応援を求められるときはもとより、その他の場合においても相互に応援する外、水防資材等についても、当該市町において調達することの不可能な資材について、つとめて共用の便を図るものとする。
- 3 前号の援助協力にあたっては、当該水防管理者（応援を求めた方の水防管理者）の所轄の下につとめて隊組織をもって行動するものとする。
- 4 応援又は援助協力のために要した経費の負担については、相互間の協議により定めるものとする。ただし、協議が整わない場合には、常陸河川国道事務所長、烏山土木事務所長に調整を要請するものとする。

第3 自衛隊の派遣要請

1 派遣要請の手続き

市は、水害の派遣に関し、自衛隊の援助協力を求めるときは、栃木県知事に次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭をもって県に要請し、事後所定の手続きを速やかに文書をもって措置する。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する理由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣部隊に希望する活動区域及び活動内容
- (4) その他参考事項

2 受け入れ体制の整備等

市は、自衛隊の水害派遣部隊が円滑に活動できるよう、資材の準備、宿舍の斡旋等、受け入れ体制の整備に努めるものとする。また、災害派遣活動に要した経費は、市が負担するものとする。

第14章 水防報告

第1 報告

水防管理者は、洪水により被害が生じた場合は、概ね次の方法により烏山土木事務所を經由して栃木県知事に報告するものとする。

1 概況報告

さしあたり、水害発生の日時、場所、人の被害、家屋田畑の被害の状況等、必要な事項を電話で報告するとともに、特に水防資材等の救援を要する場合はその旨併せて連絡すること。

2 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は、中間報告を電話で報告するとともに書面をもって報告すること。ただし、死者、重傷者及び集団被害（概ね50戸以上）又は特異な被害状況については、一般報告に優先して、概ね次の事項を報告すること。

- (1) 死者、重傷者については、死傷の原因、住所、氏名、要保護の別（保護の要否）その他参考事項
- (2) 集団被害について、その概況とその対策の概況

3 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式に準じて報告すること。水防が終結した時は、水防管理者は、土木事務所を經由して栃木県知事に報告するものとする。

第2 水防報告書

水防管理者は、水防が終結した時は、栃木県知事へ土木事務所経由により水防活動実施報告書を提出するものとする。

第15章 水防訓練の実施

第1 水防訓練

- 1 市は、水防団及び水防関係機関の協力を得て、法第32条の2の規定に基づき、洪水時等の水防活動を迅速、かつ円滑に実施するため、水防訓練を実施するものとする。
- 2 水防訓練を実施しようとするとき、又は実施したときは、次の事項を烏山土木事務所経由のうえ、栃木県知事あて報告するものとする。

実施する場合

- ① 月日時
- ② 場所
- ③ 河川名
- ④ 主催
- ⑤ 実施予定工法

実施した場合

- ① 月日時
- ② 場所
- ③ 河川名
- ④ 実施工法
- ⑤ 参加人員
- ⑥ 使用資材・数量
- ⑦ 使用資材見積書

第2 水防に関する普及啓発

市は、市民一般に対し、水防訓練、水防行事等を開催し、水防に関する知識の向上、普及啓発に努めるものとする。

第16章 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び 浸水の防止のための措置

第1 洪水対応

1 浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び栃木県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村長に通知する。

2 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川について、浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

(1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

(2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項

(3) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

① 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

② 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの

③ 大規模な工場その他の施設（①又は②に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）

(4) その他の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

3 洪水ハザードマップ

市は洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の土砂災害警戒区域をその区域に含んでいるため、市長は、市地域防災計画において定められた上記2(1)(2)(3)(4)に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項（同法第4条第3項に規定する事項を含む。）を記載した印刷物の配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じる。

4 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、

浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、市中の看板・電柱等への掲示等により住民等に周知する。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行う。

5 地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。また、地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置き、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市長に報告するものとする。

市は、市地域防災計画において、地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

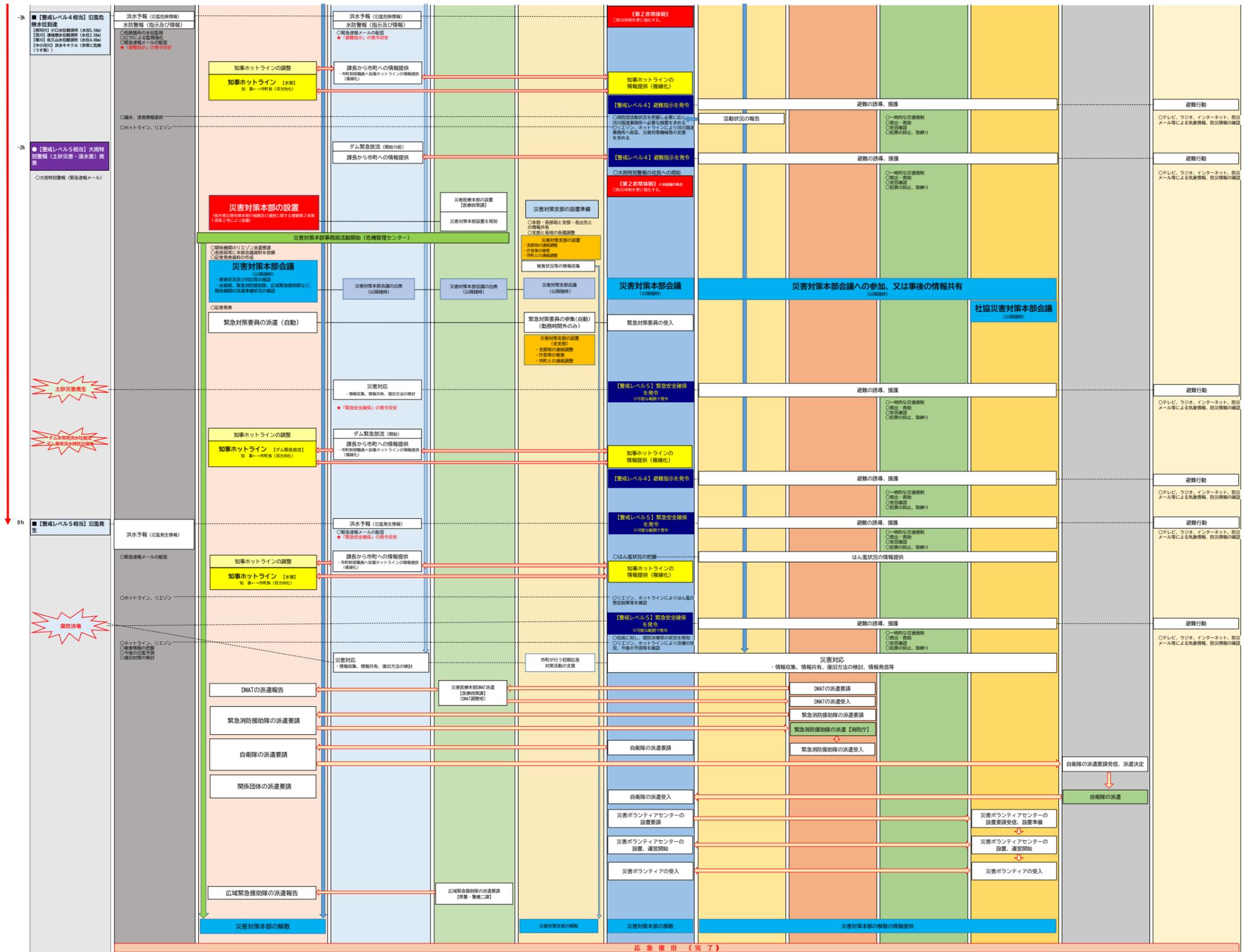
法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

7 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該大規模工場等の洪水時の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。



※ 時間軸については、「令和元年東日本台風」の際の時間経過を参考に作成。時間軸や災害対策本部の設置、本部会議の開催等については、災害の規模、発生時間等により対応が異なることから、弾力的に運用する。